

# 平成29年度 公園緑地研究所調査研究報告

一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所



PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2017

PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE

## 岡倉天心「茶の本」にみる世界観

### —これからの日本の公園を考えるために—



公園緑地研究所  
所長 進士 五十八

日本公園緑地協会の機関誌『公園緑地』のバックナンバーの、特に平成 29 年度の 78 巻 1 号～78 巻 3 号の「シリーズ・人の集まる公園」における論考と事例を拝読するにつけ、日本国中全国各地で関係者が多様多彩な取り組みを始め努力しておられ、そのチャレンジ精神も大いに昂まりつつあることが実感されて誠に心強くおもいます。

さらに『公園緑地』平成 29 年度の 78 巻 4 号～78 巻 5 号の「シリーズ・公園緑地の新たなステージ——都市緑地法等の一部を改正する法律」においては、前の全国的な盛り上がり、改正都市公園法や改正都市緑地法など法律改正によって制度的に推進体制を整備しようとする国交省当局者の強い意思を感じ、正に“公園緑地行政の新たなステージ”へ大いなる進化の本格化を痛感します。

本稿では、こうした潮流を本物にするために公園緑地以前の基本的事項、たとえば美と文化とか、公園と都市、市民と緑地生活といった課題をどのように理解すべきか、その視座への発想法を考えてみようと思います。

その契機は、最近委員長を引き受けている 2 つの歴史的公園のリフレッシュメントのためのランドデザイン委員会での感想でもあり、「これからの公園のあり方」への発想や理解への方法のヒントが、私の勤務する福井県立大学ゆかりの旧福井藩士の子弟岡倉覚三（天心）の著書“The Book of Tea (1906)”の翻訳書『新訳茶の本』（岡倉天心著、大久保喬樹訳、角川文庫、2005）にありそうだと考えたからです。

前述したように、わが国の公園行政は今、ニューステージを迎えつつある。旗振りや国や日本公園緑地協会ができるであろうが、具体の公園づくりへの計画や事業は自治体の役割であり、その現場力次第ということになる。

具体的にいえば、首長のリーダーシップ、行政マンの公園への知見や改善改良への意欲と愛情、検討組織の構成メンバーや多様性、検討会の資料や公園のデータ収集や分析を担当するワーキンググループ、コンサルタント等受託者の専門的能力や経験レベル、もちろん検討会のコーディネーターである座長や委員長の能力や見識、その社会性も問われるし、責任も少なくない。

そんななか直近の経験で心配なのは、ワーキング・コンサルタンツ スタッフの質と意欲の問題である。このことを問題提起すると、即「大学の専門家教育が悪い！」というお返しをもらうだろう。私自身、永年大学人として生きてきたのだから当然、反省を強いられる。いわば藪蛇の典型的テーマである。それでも黙っていても、冒頭で展望した“輝かしき公園緑地行政のニューステージ”に向けて斯界の飛躍を図るには避けられないテーマだと考える。老婆心ならぬ老爺心で、少しく2つの百年公園のランドデザイン委員会での出来事の一部をご披露する。

百年以上の歴史的公園であってみれば、当然のこと“歴史そのものと歴史的価値”については無難に審議はすすむ。しかし、“現状と現状の評価、今後の課題、改善改良の方向性”については、検討会メンバーの専門や立場、当該公園との密着度や公園への思いについては幅広い議論が出て当然。だからこそ検討会に意味があるのだが、その集約がワンパターンになっている。新設の公園のワークショップ方式に慣れているのか、KJ法ふうの機械的なグルーピングで抽象化して整理してしまう。その結果は、この公園の問題点は、こうで、この公園には何が足りない。だから、これらを整備すべきだ、ということに単純な結論になる。凡そA公園のような歴史的公園というものは、百数十年の歩みのなかで、地域住民に愛され、時代の要請に応え、観光客など広大なビジターの利用と思い出が刻まれながら厚みのある「公園文化」を醸成している。このことを大前提に、いわば自然的・時間的・空間的・景観的な幾重にも重なった事象のレイヤーを解剖してこそ百年公園の価値やポテンシャルが明らかにされ、公園のルネサンスやリビルディングプランは作成できるはずである。こう書くと、当然です。そんなことわかってます、といわれそう。たとえばB公園の委員会での一場面を紹介しよう。ほんとうにわかっているのか、どうしても不安になる。

B公園の検討会で“利用者調査が不可欠だ”という意見が出た。私自身は当該公園の季節別、24時間別など利用者実態調査を経験しているのでわかっているつもりだったが、さらに深堀りされるならなお良いと考え賛成した。

こうして次の①②等が検討会に報告された。①最寄り駅から公園へのアクセス、次いで公園内での動線に沿った移動におけるバリアーの存在の指摘、②利用者層の土日、今日における相異と傾向からみた当該公園の今後の課題の考察。

①について階段のアップダウン、広幅員道路など車イス利用者にとって「ユニバーサル・デザイン」とはほど遠い実態がより具体的に明らかされ、その点は大きな意味があった。公園再生における極めて基本的な改善改良点の抽出である。ところが問題は②について、年度後半での検討会発足というスケジュールの問題でもあったが、利用者調査の実施時期が年末、冬期となった。もちろん事務局としてはこれをカバーすべく、他の公園における

調査データとの比較検討も指示はしている。

さて検討会に提出された「利用調査の結果と考察」をみておどろいた。たとえば、真冬の都心の公園利用の数値を、他公園と比較して利用者数が少なすぎる。それは魅力向上の施策、事業が欠けているからだ、と書いてある。また利用者層タイプの特徴として、子どもの利用が少なすぎる。その対策として、子どもの遊具を導入したり、魅力的な遊び場をつくるべきだという、のだ。

いったい「公園」とは何か？公園の利用とはどういう季節に、どういうものを求めてなされるものか？、何よりも当該B公園の立地、歴史、性格はどんなものか？、公園は皆同じでよいのか？、そういった公園の専門家ならごく当然の基本的視座すらもっていないかのような書きぶりである。私はこれまでもたくさんの景観計画を指導してきて、その度に景観審議会の会長を引き受けているのであってコンサルタンの職員研修を引き受けているわけではないと冗談を言って、細かなアドバイスをしてきた。少しでもいい計画にしたいからである。何も知らずに短絡的に提案というか、処方箋を書く勇氣には余りに非常識でつい感心してしまう。

A公園でのワーキンググループでとの打ち合わせで感じたことだが、組織の責任者が必ず打ち合わせに同席して私の話を聞いているのだが、次の段階での図面などには適切に反映してしない。担当者の若手の判断、経験と方法論の範囲で仕事をさせている。そんな感じがしてならない。私の勘ぐりだが、上司は十分に指導もせず、担当に任せきりで、委員長の指示に叶っているか？などのチェックもなしに打ち合わせ会にだけは顔を出してあいさつする。それでいいと思っているのか、その程度の委託費なのか。いい仕事！いい成果を出す！そのために担当者を交えて議論もし勉強もさせよう！、そうではなさそうである。そこには、私にはわからない雇用や職場の形という限界があるのかもしれない。それでも「造園」とは「豊かな自然、美しい景観、市民にとってうれしい空間」でなければならない。

このことに携われるのは、十分に生きがいのある仕事である。これほど人間的で創造的な仕事はない。それを組織を挙げて具現化するプロフェッショナルが、ランドスケープコンサルタンの職能である。是非とも、そう思いたいものである。

そのためにも専門大学では、学生諸君に対して「公園」のもつ社会性、市民性、文化性、環境性を十分に理解させ体得できるよう誠心誠意、学修させておいてほしいし、職場の先輩方にも同様のお願いをしたい。

かつて磯崎新らが示した物事の捉え方の4段階論——現象論・機能論・構造論・象徴論の、現象面での把握、分析、評価ですら理解不十分では困ってしまう。図面の描き方といったテクニックのみが専門家の技量というものではない。

公園、いや造園というものの大きな文化的意味、世界的意味を学びたいものだと私は切に願っている。

それへの参考になればと、やや強引な展開だが、以下岡倉天心の『茶の本』の発想を抄録的に紹介していきたい。

岡倉天心（1863-1913）は、旧福井藩士の子息として横浜で生まれ、漢籍と共に英語能力にも秀いで、フェノロサと共に明治期廃仏毀釈の流れのなかで、日本の文化財保護行政の基礎をつくり、東京美術学校長、日本美術院創立など日本画の革新と日本画家の育成につとめ、後ボストン美術館東洋部長。その頃『東洋の理想』『茶の本』など英文著書を執筆、世界中に日本文化の本質、たとえば新渡戸稲造の「死の術としての武士道」に対し、「生きる術としての茶道」を広く紹介した。なお、以下引用文整理番号に続く見出しは、私の勝手なまとめである。それぞれ抄録文末の＊には、私見をコメントしておく。

## 1. 茶のトータリティ

茶の哲学は、世間一般でふつう思われているような単なる唯美主義——ひたすら美だけを追求する流派にとどまるものではない。それは、人間や自然に対するもろもろの見方をあらわしている点で倫理や宗教と結びついている。清潔さを強調するという点では衛生学である。複雑で金のかかるものよりは単純質素なものに安らぎを見出すということからいえば経済学である。さらにそれは、宇宙とのバランス感覚を養うという意味で精神の幾何学でもあり、茶をたしなむことによって誰でも趣味の世界の貴族になりうるという東洋的民主主義の神髄を示すものでもあるのだ。

＊天心は茶の多面性、総合性を発見するが、庭公園にも正にこの多機能性と総合性を思い出すべきである。

## 2. 文明と野蛮／東洋と西洋

西洋人は日本のことを野蛮な未開国だとみなしてきたのだが、近頃、日本が満州を戦場にして敵の皆殺しに乗りだすと＜日露戦争＞、日本は文明国になったという。近年、侍の掟——日本の武士が進んで自分の命を捧げる「死の術」（＝武士道）について論じられるようになってきたが、「生の術」を説く茶道については注意が払われていない。いったいいつになったら西洋は東洋を理解するのか。

・・・東洋人は侵略には無力ながら調和というものを生みだしてきた。東洋がある面では西洋よりすぐれている。

＊公園デザイナーにみる西洋コンプレックスの払拭と反省。公園のジャポニズム・公園を文化として見直す意義を再確認すべきではないか。

### 3. 天心の比喻のおもしろさ：茶の魅力

茶には、ワインのような傲慢さも、コーヒーのような自意識もココアのような間の抜けた幼稚さもない。

この20年の間、お茶で夕べを楽しみ、お茶で真夜中を慰め、お茶で朝を迎えてきたのだ。  
(サミュエル・ジョンソン)

茶の3段階発展史：唐：茶を煮立てる<団茶>：古典派

宋：泡立てる<抹茶>：ロマン派

明：浸す<煎茶>：自然派

お茶に応じて茶碗の好みも変化：唐：南方の青磁の茶碗が好まれる

宋：濃紺や濃茶のずっしりした茶碗

明：北方の白磁の薄手の茶碗

\*同じお茶でも、時代で変化し、茶器もそれにふさわしいものに変化する。公園も同じで、古典派・ロマン派・自然派という段階論的把握は、いろいろ応用できる典型的な時代区分法かもしれぬ。

### 4. 茶の精神的効用

一杯目は唇と喉を潤し、二杯目は孤独感を忘れさせてくれる。三杯目を口にすると、枯渴していた詩心をかきたてられるが、五千巻ほどのおかしな字句が並ぶことになるばかり。四杯目で、うっすらと汗をかき日頃のわずらわしい思いが毛穴から抜け出ていく。五杯目には心身が浄化され、六杯目となると、ついには、不老不死の境地にいたる。七杯目はどうか。いや、これ以上はもう飲めない。ただ、袖をぬけていく涼しい風を感じるだけだ。  
ほうらいさん  
蓬莱山（伝説上の聖なる山）はどこか。どうかこのやさしい風に乗ってそちらの方へ漂い流れさせてくれ。

\*「お茶の味わい、すばらしさ」を詩的に、またスマートに説明した名解説だ。公園の意味、公園のすばらしさをこのような名文で表現できれば、防災・景観・環境保全・レクリエーションなどとただの機能論での説明よりも、いかにも「公園は文化」だと主張でき、「公園」をより市民化できるだろう。

### 5. 茶の湯のはじまり

仏教徒では、南方禅の宗派が道教の教養を大幅に取り入れて精緻な茶の礼法を作りあげた。そうりょ僧侶たちは達磨だるまの像の前に集まり、神聖な儀式の厳かな形式にのっとりて一碗の茶を順に飲んだ。この禅の礼法こそが、ついには十五世紀日本において茶の湯を生み出すことになったのだ。

宋の茶の理想は、人生観同様、唐とは異なっていた。唐時代には象徴化しようとしたものを宋時代になると現実化しようとするようになったのである。新儒教（仏教、道教の要素をとりこみ総合した儒教）の思想では、この世の現象に宇宙の法則が反映されているの

ではなく、この世の現象そのものが宇宙の法則にほかならない。<sup>えいごう</sup>永劫は瞬間にすぎず、<sup>ねほん</sup>涅槃は常に掌中にある。不滅は永遠の変化の中にあるという道教の考えがすべて浸透していた。面白いのは行為そのものではなくて、その行為にいたる経過だ。

## 6. 茶の湯がめざしたもの

私たち日本人にとって茶道は単に茶の飲み方の極意というだけのものではない。それは、生きる術<sup>すべ</sup>を授ける宗教なのである。茶という飲み物が昇華されて、純粹と洗練に対する崇拜の念を具体化する、目に見える形式となったのであり、その機会に応じて主人と客が集い、この世の究極の至福を共に造り出すという神聖な役割を果たすことになる。茶室は、索漠とした日々の暮らしに潤いをもたらすオアシスであり、そこに会した旅人たちは、共に、芸術鑑賞の泉を分かち合って疲れを癒すのである。

茶の湯は、茶、花、絵などをモチーフとして織り成される即興劇である。部屋の色調を乱すような色、動作のリズムを損なうような音、調和を壊すような仕草、あたりの統一を破るような言葉といったものは一切なく、すべての動きは単純かつ自然になされる——茶の湯が目指したのはこのようなものである。

\*本文中「茶、花、絵などをモチーフとして織り成される即興劇で、部屋の色調を乱すような色、動作のリズム、調和を壊すような仕草・・・単純かつ自然になされる。」は、静寂、安定を求める庭公園のあり様の基本形を表していると思える。日本の公園には、ふつうに茶室施設を整備することも、おもしろい。

## 7. 南と北、道教と儒教、老子・荘子と孔子

道教、禅と同様、南方中国の個人主義的傾向を反映している。儒教に代表される北方中国の共同体的傾向と対照的な点である。老子やその弟子たち、揚子江河畔の自然詩人の先駆者<sup>くつげん</sup>屈原などには共通する理想主義がみられるが、これは同時代北方文人たちの散文的な倫理観とはまったく相いれない。老子と荘子はともに南方の人で、自由に物の考えを開花。

\*天心は、中国における<揚子江と黄河>によって2分される<南方中国人と北方中国人>は、ヨーロッパにおける<地中海とバルト海>や<ラテン民族とチュートン人>の違いほど大きく違う、と説明する。人文地理ということのわかり易い説明で、自然風土と人間の思想や行動の関係性の考察として、なかなかおもしろい整理である。日本の公園は、地域色が弱いように思う。風土由来の個性が欲しいものだ。

## 8. 絶対と相対・・・一定不変は生長停止

道教における絶対は相対にほかならない。倫理に関していえば、道教徒は社会の掟や道徳律に対して嘲笑的だ。善とか悪とかいっても相対的なものでしかなかった。なにかを定義するとは、それを限定してしまうことだ。「一定」とか「不変」というのは成長の停止を

意味する。

\*天心の道教的理解は相当のものであったようである。

## 9. 教育とは

教育とは、強固な幻想を維持するために一種の無知を奨励するものにほかならない。人は真に徳のある人間として教育されるのではなく、ただ、きまりに外れないようふるまうことを教えられるだけなのである。

\*大学での学び、すなわち大きな学びとは何か。隈研吾氏の『建築家、走る』（新潮文庫、2013年）に、氏はわが国の建築教育について次のように書いている。「ぼくが受けた日本の学校教育とは精度や正確さ、抽象性の追求、換言すればそれは人間の製品化とイコールでした。そんな工業化社会流の教育を、社会に出た後で否定していくことが建築家になるということだと僕は思う。大半の人は受けた教育のまままで止まっている。日本の建築がつまらなくなっている理由のひとつだと思う。」ほんとうの学びとは何か？大切なポイントかと思う。その点、天心はやはり明快な切り口を示しているといえる。

## 10. 孔子は酸っぱい・仏陀は苦い・老子は甘い／「生きる術」

道教は、現在——私たち自身を問題とするからである。神が自然と出会うのも、昨日が明日へと別れていくのも、私たちのうちにおいてなのだ。現在とは、絶えず変転しつつある無限のあらわれであり、相対の本来の場である。この相対性にどうやったら正しく対応できるのか、その秘訣が「この世に生きる術」なのである。身の回りの状況を絶えず調整していく術である。道教はこの世をありのままに受け入れるのであり、儒教や仏教とはちがって、なぜかわしいこの世の暮らしのうちにも美を見出そうとするのだ。酔の味見をする三人の者という宋のたとえ話は、見事に、これら三つの思想の特質を浮き彫りにしている。釈迦と孔子と老子の三人が酔の壺——人生の象徴——の前に立って、それぞれ指を浸しては味見していたが、実際家の孔子は酸っぱいと言い、仏陀は苦いと言い、老子ひとりが甘いと言ったというのである。

\*酸っぱさ・苦さ・甘さの3つとも、公園の空間や景観には欲しいテイストではなからうか。

## 11. 人生の3つの宝

道士にとって、人生の3つの宝とは、慈悲と節制と謙虚。

## 12. 禅は瞑想、精神集中と呼吸法

禅という名はサンスクリット語の「<sup>ぜんな</sup>禅那 (Dhyana)」に由来し、瞑想を意味する。そのめざすところは、霊的な瞑想を通じて究極の自己実現を達成することである。禅宗派では、この瞑想が晩年の釈迦の教えでは重きを置かれ、南方禅と老子あるいは道教清談家との類似性は驚くほど。「道德経」には精神集中が大切であり、正しく呼吸を整えることが必要だと説かれ、禅の瞑想を実践する際の<sup>ようてい</sup>要諦にほかならない。

### 13. 禅は、水墨画を好み、抽象性を志向

禅にとって言葉は瞑想の妨げでしかなく、仏典ことごとくを讀破したところで、せいぜい個人的な思索に注釈を加える程度のことにはすぎない。禅の修行者は物事の内なる本質と直接的に交流することをめざし、外側の見かけは真理の純粋な把握のためには障害でしかないとみなした。こうした抽象性志向の影響で、禅では、丹念に色彩をほどこした古典的な仏画より白黒だけの水墨画が好まれた。また、禅家の中には、仏像や象徴よりもむしろ自分自身のうちに仏を見出そうと心掛けるあまり偶像破壊に走る者までいた。

\* 「禅の庭」の枯淡の美と同根。

### 14. 茶室は、かりそめの建物

茶室（<sup>すきや</sup>数奇屋）は、単なる小家屋——いわゆる<sup>わらぶ</sup>藁葺き小屋以上のものではない。「すきや」という語は、元来、「好き家」つまり好みの家という意味の漢字をあてられていたが、後になると、<sup>そうしやう</sup>宗匠たちが、それぞれ茶室についての考えに従ってさまざまな漢字に置き換えるようになり、「<sup>すきや</sup>空き家」すなわちからっぽの小屋、あるいは「数奇屋」すなわち非対称の小屋を意味するようにもなった。「好き家」とは、その時々々の詩心を容れるために建てられるかりそめの建物ということであるし、「<sup>すきや</sup>空き家」とは、やはりその時々々の美的要求に応じて配置されるものを除いては一切余計な装飾を排したという意味であり、また「数奇屋」は、なんらかの要素をわざと未完成のまま残しておくことによって想像力が仕上げの働きを果たすことができるようにという考えから、あえて不完全さということを尊ぶ精神を象徴しているのである。こうした茶道の諸理念は十六世紀以来、日本の建築に深い影響を与えるようになって、その結果、今日の一般的な日本家屋の内装は、その極度の単純さと洗練のおかげで、外国人にはほとんど無味乾燥と思われるほどである。

\* 天心は、日本の家と西洋の家の比較と、そこでの日本の「無」の空間の独自性と精神性をアピールしている。後出の 18. 参照。

### 15. 茶室と禅院は同じ

茶室が簡素、純粹さをめざしたのは、禅の僧院にならった結果にほかならない。禅の僧院は、ほかの仏教諸派と異なり、僧たちの住まいとして作られている。その聖堂は、祈りをあげたり、参拝したりするための場所ではなく、修行僧が議論したり瞑想をおこなうために集まる教場なのだ。そこには仏壇の後方、正面の壁をくりぬいたところに宗派の創始者である達磨か、初期のふたりの祖師である<sup>かしやう</sup>迦葉と<sup>あなんだ</sup>阿難陀を<sup>しやかむに</sup>従えた釈迦牟尼の像が据えられているほかは何の装飾もない。仏壇には、これら祖師たちが禅のために尽くした徳を称えて花と香が捧げられている。先に述べたように、茶の湯のもととなったのは、達磨の像の前でひとつ鉢から順に茶を飲むという禅僧たちが定めた儀礼である。付け加えておくと、

禅の聖堂の仏壇が後の床の間——日本間において客へのもてなしとして絵や花を飾る上座——の原型となるのである。

\*床の間がどの家にもあった。日本人の生活には、既に禅院的精神性を内包していたのである。

## 16. 究極の孤独めざす「露地」

露地は、待合から茶室へと導く庭の小道だが、これも、瞑想の第一段階すなわち自己の目覚めへの移行を促すものだ。外界とのつながりを絶ち、新鮮な感受性を呼び覚まして、茶室での美的体験を存分に味わえるように備えさせるのである。この庭の小道に足を踏み入れた者は忘れることのできない思いにうたれる——ほの暗い緑の中に枯れ松葉が散らばり、てんでんばらばらのように見えながら不思議と調和を感じさせる飛び石を伝い、苔むした灯籠の脇をぬけて進んでいくうちに、しだいに俗念が払われ、精神が飛翔していくのだ。街なかにあっても、文明の埃ほこりと喧噪けんそうを遠く離れた森の中にいるような心もちになる。

\*公園の機能には、露地の果してきた役割も含まれていると考えるべきである。

## 17. 美しく自然らしい清潔さ

茶室の中はほの暗い。天井から床まで室内はすべて渋い色合いに整えられている。客たちも地味な色合いの衣服をまとってくる。すべての調度は年を経てまろみを帯びたものに統一され、新品めいた物は禁忌とされている。例外は、竹の柄杓と麻の茶巾ちやきんで、これだけはしみひとつない真っ白で、まっさらなものでなければならず、ほかの調度と鮮やかな対照を示している。茶室にせよ、茶道具にせよ、徹底して清潔でなければならない。

…利休に、茶人の考える清潔さというものがどんなものなのかをうかがわせるエピソードがある。利休は息子の少庵しょうあんが露地を掃いて水をうっているのを眺め、もう一度やるよう命じた。「父上、これ以上はもうすることがありません。飛び石は三度も洗いましたし、石灯籠や木立にも十分に水をやりました。苔は青々としていますし、地面に一本の枝も、一枚の葉も落ちてはいません」と、利休は「未熟者」と叱りつけた。「露地というものはその風を掃くものではない」こう言って利休は庭に降り立つと、一本の木をゆすり、庭一面に、秋の錦を切れ切れにしたような金と朱の葉を撒き散らした。利休が求めたのは単なる清潔ということではなくて、美しく自然らしいということだったのである。

\*庭公園のメンテナンスのありようを単的に示す。公園のジャポニズムにおける要諦でもあろう。

## 18. 茶室の装飾原理に、日本型公園デザインの心を学ぶ

茶室は、まったくからっぽでなければならない。茶会のために特別な美術品が運びこまれると、それにあわせて、ほかの一切のものは、この中心主題の美しさを引き立てるよう選ばれ、整えられる。いくつもの音楽を同時にきくことができないように、美というもの

は、なんらかの中心となる要素に集中して初めて本当に理解することができるのだ。家を飾り立てるあまり、美術館に化してしまっているような例が少なくない。絵や彫刻やがらくたをいっぱい並べ立てて身動きならないような西洋の家は、単なる成り金の見せびらかしとしか感じられない。欧米の家々にしばしば見られるように、おびただしい色彩と形があふれかえる。

\*近年、施設置き場のような公園が、時々みられる。オープンスペースのゆったり空間の雰囲気の高価値を大切にしたいと思う。日本型公園のデザイン手法として学ぶべきポイントが読みとれる。

## 19. なぜ「自然風」が好ましいか？

極東の美術では、あえて対称性が避けられるようになっていった。対称性は完全ばかりか、くりかえしのあらわれであり、こうした均質的なデザインは、生き生きと想像力を働かせるには致命的であるとみなされるようになった。人よりは風景や花鳥が好んで描かれるようになっていった。なぜなら、人は鑑賞者自身のうちにすでに存在していて、くりかえしとなってしまうからである。これ以上自分を眺めて悦に入るとするのは単調、退屈でしかない。

\*老荘思想の天心の説明。自然のなかには直線もシンメトリーもない。シンメトリー否定の「日本庭園の7・5・3とバランスの原理」の理由でもある。

## 20. 管理社会では茶室的空間が求められる

簡素で俗離れた茶室こそは、わずらわしい外界から遮断された真の聖域にほかならない。ここにおいてのみ、人は自らを高め、何物にも妨げられることなく、美の崇拝に浸ることができるのだ。十六世紀、茶室というものが生まれて、天下統一を競い合っていた猛々しい武将たちに、しばしの慰安をもたらした。十七世紀に入り、徳川幕府による厳格な社会制度が確立されると、茶室は、芸術的精神の自由な交流が可能な唯一の場を提供することになった。すぐれた芸術品の前では、大名も侍も庶民も、身分による区別などはない。そして現代では、世界中どこでも、工業化によって、真の洗練というものが難しくなりつつあるが、そうであればこそ、茶室はこれまで以上に必要とされるのではないだろうか。

\*ハードな管理社会では、公園のように簡素で自由な茶室的空間世界が求められる、ということであろう。

## 21. 公園のみせ方、デザインのあり方

日本のシェークスピアともいうべき近松門左衛門は、劇作法の基本原則のひとつとして、観客を作者の秘密にひきずりこむことの大切さをあげた。ふたごの兄弟が取り違えられて苦しむという内容のもの。「これは」と近松は言った。「劇というものの真髄をとらえている。観客を考慮に入れているからだ。観客は役者よりも事情をよく知らされている。どこ

に間違いがあるか知っていて、何も知らずに運命へと突っ走る舞台の上の可哀想な人物たちを憐れに思うのだ」。洋の東西を問わず、巨匠たちは、観客を自分の秘密にひきずりこむ手段として暗示の価値を忘れることはなかった。傑作に接して、その広大な思想の展開に思いをめぐらし、畏敬の念にうたれない者はいないだろう。これらの傑作は、どんなに親しみ深く、共感を呼ぶことだろう。

傑作には、人の心の温かな流れが感じられるのに対して、凡作には、ただ、形ばかりの表現しか見当たらない。現代の芸術家は、技術に溺れるあまり、滅多に自身を超えるということがないのだ。日本では昔から「うぬぼれ男には惚れられない」というが、そうした男の心には、愛を受け入れるような余裕がないのだ。芸術においても同様に、自己中心的な虚栄というものは、芸術家、鑑賞者いずれの側であっても、共感を育むうえで致命的な障害となるのである。

\*天心いわく、「形ばかりの表現しか見当たらない。技術に溺れ自分を超えることがない。」私が本稿冒頭での「公園への思いも愛情もないコンサルタンツ」への批判を述べたことと相似た指摘が天心にもある。現代のデザイナーも心したいものである。

## 2 2. 東洋的民主主義の神髄、主客共同制作が公園のあり方では！

天心の主張を要約、芸術の真の意義とは、作品を媒介として、芸術家と鑑賞者が共感し、コミュニケーションをとることにある。双方が謙虚に相手を思いやる、具体的には、制作者は一方的、全体的に自己表現を押し付けるのではなく、余白なり暗示なりという工夫を用いて、鑑賞者が感情移入できるような余地を与え、鑑賞者の方は、やはり自分の勝手な思い込みや見方を排して、できるかぎり制作者の意図に近づくよう努めることが肝要だというのである。天心の芸術観は、茶で言えば、茶会というものが、主人ひとりでも、客だけでも成り立たず、両者が歩み寄り、いわば共同制作の心構えをもって初めて実現されるという事情に照応する。茶の定義の最後に「東洋的民主主義の神髄を示すものでもある」

\*この文章は天心のものではなく、本書の訳者の解説文である。本文で天心は「芸術の真の意義」は、「芸術家と鑑賞者の共感とコミュニケーション」にあると書いている。ここで「芸術家」をランドスケープデザイナー、「鑑賞者」を公園利用者と読みかえれば、「公園利用の本質」が見えてくるだろう。

## 2 3. 原始人は、乙女に花束を捧げたとき獣でなく人間となった

原始人は、思いを寄せる乙女に初めて花束を捧げた時、獣でなくなったのだ。自然界の粗野な本能性を脱して人間となったのである。無用なものの微妙な互用性を知った時、彼はアーティストとなった。

\*美しい花があふれる公園を眺めたいという心情こそ、人間本来のありようだということを、天心は見事に文章化している。

## 24. 人間にとっての「花」の意味・「花は変わらぬ友」

うれしい時も、悲しい時も、花は変わらぬ友である。私たちは、花と共に食べ、飲み、歌い、踊り、戯れるのである。結婚式にも、洗礼式にも、花は一緒に、花がなければ死ぬこともできないだろう。礼拝には百合を、瞑想には蓮を、戦いにおもむくには薔薇と菊をともなってきた。花言葉で話そうとさえしたものだ。

\*花多様性、植物多様性、生物多様性は、公園文化、人間文化の必須要件である。

## 25. 日本人の花の扱い方

茶人は思うように花を生けると、それを日本間の上座にあたる床の間に飾る。花の効果を損なうような余計なものは何も近くに置いてはならない。花と一緒に取り合わせることで何か特別な美的効果をもたらされる場合を除いては、一幅の絵すらも許されないのである。花は玉座に就いた王のように鎮座し、客や弟子たちは室内に入ってくると、主人に挨拶するより前に、まず、この花に深々と一礼する。

\*天心は、西洋の花と日本人の花の扱い方のちがいを述べているが、この発展的思考として日本の公園における花壇やワイルドフラワーなどフラワーランドスケイピング論が研究されてよいだろう。日本らしい「花のある風景」づくりは、インバウンド観光客らへのおもてなしとしても重要な「日本らしさ」であろう。

## 26. 景観構成における片桐石州の「花の扱い原理」

生け花は、茶室を飾るほかの芸術作品と同様に、茶室装飾全体の枠組みに組み込まれたものなのである。それで、たとえば、石州は、庭に雪が積もっている場合には白梅を用いてはならないと定めた。「騒々しい」花は厳しく茶室から締め出された。茶人たちの生け花は、本来それがしつらえられた場所を離れては意味を失う。なぜなら、その線や釣り合いは周囲の環境を考慮に入れて特別に工夫されたものだからである。

## 27. 茶人の芸術貢献：茶人設計の日本庭園

茶人たちの芸術に対する貢献は実にさまざまだった。彼らは、それまでの古典的な建築、内装様式に全くの革命をもたらして、「茶室」の章に述べたような新しいスタイルを確立した。このスタイルは、十六世紀以降のあらゆる建築——御殿や寺院にいたるまで——に影響を及ぼした。多才な小堀遠州は、桂離宮、名古屋城、二条城、孤篷庵こほうあんなどに非凡な才能の跡を残している。日本の名庭園とよばれるものは、いずれも、茶人によって設計されている。陶芸もまた、茶人の着想がなかったら、あれほど高度の水準には達しなかっただろうし、茶の湯に用いる器を作ることで、陶芸家たちは、その才能を最大限に開花させることができるようになったのである。遠州の七窯（小堀遠州好みの茶器の七つの産地）は日

本陶芸を学ぶ者にはよく知られている。さらに、名高い織物にも、その色や模様を考案した茶人たちの名前によばれているものが少なくない。実に、どんな芸術分野をとってみても、茶人たちの才能の跡形が残されていないような例はまず見当たらない。絵画や漆器においても彼らの絶大な貢献があったことは言うまでもない。日本画でも最大の流派のひとつ琳派は茶人の本阿弥光悦を始祖とするが、彼は、また、漆器や陶器作りの名人としても有名だった。その作品を前にすると、孫の光甫や甥の子である光琳、乾山の名品でさえ影が薄くなるほどだった。一般に琳派とよばれるこの流派の作風は、すべて、茶道の表現であるとも言える。この派の太い線には、自然そのものの活力があふれているように感じられる。

\*日本の名庭園はみんな茶人の設計である。お茶やお花は造園家の基礎教養であるとは、上原敬二、平山勝蔵先生らの口癖だったように思う。

## 28. 日本はアジア文化の歴史的富を保存してきた国

こうして日本はアジア文明の博物館なのだ。いや、博物館以上のものだ。なぜなら、この民族の不思議な天分として、古いものを失うことなく新しいものを迎え入れるという不二一元思想（万物は、外見上さまざまに異なって見えても、根本においてはひとつひとつであるという古代インド思想）の精神を脈々と受け継ぎ、過去のあらゆる理想の隅々まで我が物として守り続けてきたからである。神道は、その仏教伝来以前からの祖先崇拜の儀式を今なお固く維持しつづけ、一方、仏教はというと、この宗教が何度かにわたって日本に渡来してきたその各段階で生まれた種々の宗派のどれもが日本では分け隔てなく護持信奉されており、それによってこの国土は豊かになっているのである。

\*これよりは「茶の本」でなく「東洋の理想」からの引用紹介である。天心は日本人の中に「不二一元思想（アドヴァイティズム）」という思想の存在を強く認識していた。日本の美点とも理解していたように思われる。ランドスケープ的にもこれは正しいし「日本らしさと日本の特質や価値」として重要であろうと私は考えている。

## 29. 西欧文明と東洋文明の対比

東洋文明を構成する二大要素であるインドと中国両文明の関係が、西欧文明の場合と対比されて説かれるが、ここで天心が強く主張するのは、西欧文明が物事を効率的に分別、分化するやりかたをとってきた（天心は、特に、近代西欧文明において、分析的科学、国民国家、資本主義による分業の推進や階級分化、個人主義などが発達進展してきたことを念頭においていたと思われる）のに対し、アジアでは、あくまで、不二一元の歴史理想に向かって、インドと中国のように本来対照的な（天心は、インド文明の本質を、社会的現実よりも抽象的真理の探究に向かうという点を重視して個人主義的のみなし、中国文明については、その主流をなす儒教文化における共同体秩序を重んじる人間関係のありかたを

とりあげて共同体主義的と形容する) 文明も絶えず、交流、融合への動きをつづけるということであり、具体的には、諸宗教(とりわけ、東アジアでは大乘仏教)がこうした文明交流の原動力となったと説くのである。

\*これは天心の文章ではなく、天心の「東洋の理想」の訳者の解説文であるが、私は「東西比較文化論」として、適切妥当と考えている。

### 30. アレンジャー、プロデューサーとして「不二一元の理念」の日本国観

元来、広く世界的な視野から日本の位置を見据える目を養っていたことに加えて、中国、インド両国への長期の旅によって、実際に、日本文明諸要素の源流を確認した体験に基づいたものだったが、そうした立場からの日本観がここで端的に主張されるのである。日本文明の意義は、その固有性、独自性にあるのではなく、インドおよび中国という二大アジア文明が生み出した諸要素を維持保存し、洗練させ、総合した、いわばアレンジャー、プロデューサー的なところにあるのであり、それこそは、まさに、アジア文明の究極の理想である不二一元の理念を実現するものなのだ。こうした日本文明観は、神仏習合、和魂洋才など、巧みに外来文化と土着文化を共存融合させて発展してきた日本の歴史をふまえたうえで、上に述べたように、不二一元の哲学に基づいて理念的に完成されたものだが、西欧社会に向かって、東洋文明および日本文明の歴史を説くにあたっての原理宣言として天心は高らかにこの日本文明観を提示するのである。

\*この文も 29.同様、訳者の解説文である。天心の「日本文明観」がよく提示されている。これまでの「日本庭園観」、さらにはこれからの「日本型公園観」の基調となる思想としても参考になると考える。

以上、天心語録のようなまとめ方をしているが、私進士の覚書であると同時に冒頭に指摘したように、これからの「公園緑地のニューステージ」を拓こうと考える方々へのはなむけでもある。タテ割分業化時代の現代しか経験していない専門家が卓越する今、岡倉天心の広く深いランドスケープの目を、我々自身もなんとか持ちたいものだと思うのである。この覚書の契機は、福井ゆかりの人物史を読みながら、是非共、おすそわけすべきだと思いついたことにある。冗長をお許しいただきたい。

天心の父は、福井藩の横浜商館の手代の旧福井藩の下級武士。天心は岡倉覚右衛門の次男で文久2年(1863年)12月生まれ。なお、『茶の本』はボストン美術館のセミナーをもとにまとめたもので明治39年(1906年)5月にニューヨークで刊行された英文著作である。

## 目 次

岡倉天心「茶の本」にみる世界観—これからの日本の公園を考えるために— 公園緑地研究所所長 進士 五十八 .....	1
I. 研究報告	
01. 東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」 伊藤 すみれ .....	19
02. 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究 唐澤 千寿穂 .....	27
03. 平成 29 年度 全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究 金成 太郎 .....	31
04. P a r k - P F I 推進支援ネットワークについて 金成 太郎 .....	35
05. 平成 29 年度 講習会総括 多田 啓哉 .....	37
II. 公園緑地整備・管理事例集	
01. 平成 29 年度 公園緑地先進事例調査 唐澤 千寿穂 .....	43

### Ⅲ. OPINIONS ～研究顧問の意見～

静かに歩き、佇み憩う、歴史・文化と緑の中で .....	77
日本大学 名誉教授 勝野 武彦	
琉球林政に関する画期的な基本文献 .....	78
琉球大学 名誉教授 高良 倉吉	
地球アトリエ .....	79
兵庫県立人と自然の博物館館長・兵庫県立大学名誉教授 中瀬 勲	
「B. C. D」で行うコミュニティ・プランナー育成の「要」として .....	80
兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授 平田 富士男	
津波防災緑地をみて考えたこと .....	81
宮城大学事業構想学群教授 舟引 敏明	
経営の視点で公園や緑地の「公園資源」を見直す .....	83
跡見学園女子大学非常勤講師 宮地 克昌	
時評：1) 継承する「巨椋池の蓮」／氾濫原の生物多様性シンボル(2017年8月)	
2) 持続可能な五輪は可能か／新国立競技場の木材調達の懸念(2017年10月)	
3) 都市農地 生産緑地が果たす多様な機能／描けるか？ 新たな未来(2017年12月)	
4) 雨庭という解決策／東京五輪会場の海洋汚染問題継承する(2018年2月)...	84
京都大学名誉教授 森本 幸裕	

### Ⅳ. 資料

一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問名簿 .....	91
-----------------------------	----

# I . 研究報告

## ■研究報告 I-01

## 東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」

総務部総務経理課 伊藤 すみれ

## 1. はじめに

平成23年10月に設立した東日本大震災「花とみどりの復興支援ネットワーク」は、(一社)日本公園緑地協会、(一財)日本花普及センター、(公財)日本花の会の3社が事務局となり、花とみどりの有する「心のやすらぎやうるおい」などの効用を被災地の皆様にお届けするため、花とみどりに関係する公益法人等や業界関係者(※後述41団体)が連携し、支援活動を行ってきた。平成28年9月には東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」と名称を変更し、熊本地震の被災地域へも支援を広げていくこととした。

## 2. 活動内容

設立以降、各登録団体が被災地に対し、憩いの広場や花壇の提供、仮設住宅・教育施設等での寄せ植え教室、苗木の寄贈など個々の強みや特徴を生かした支援を行ってきた。

また、事務局ではネットワークのホームページを作成し、支援者向けの被災地情報の提供と、復興支援活動の内容を公開している。

## 3. 「花とみどりの復興支援ネットワーク基金」について

事務局では現地で支援を行う団体を助成するため「花とみどりの復興支援ネットワーク基金」を設立し、関係団体や企業、一般の方々へ広く支援を呼びかけ、基金設立以降、累計2,115万7,249円という多額の寄付を頂いており(表1)、被災地の団体や支援団体へ助成金としてお届けしている(表2)。

表1 基金への寄付協力団体・個人一覧(累計)

寄附者	入金額
(一財)公園財団	40,000
(一社)日本公園緑地協会	7,027,761
(一社)日本造園建設業協会	4,800,000
(一財)日本造園修景協会	150,000
(一財)日本造園修景協会 広島支部	150,000
泉大津花市場祭り実行委員会	80,000
英国王立園芸協会日本支部	287,670
花き流通情報連絡協議会	326,594
(株)サカタのタネ	3,280,098
三重県花商組合連合会	150,000
(公財)花博記念協会 (一社)フラワーソサイエティー	444,678
(一社)日本花き卸売市場協会	100,000
T&Yガーデン	426,000
長野県遊戯業協同組合	523,463
新潟市役所	191,937
花フェスタ旭川実行委員会	59,000
神奈川県立都市公園 利用者一同	617,074
フラワーフェスティバル IN 近畿実行委員会	329,253
J A あいち知多	207,729
愛知名港花き卸事業協同組合	25,026
食肉・花き市場まつり実行委員会	86,285
西日本花き(株)	271,708
(一社)プリザーブドフラワー全国協議会	20,000
(一社)プリザーブドフラワー全国協議会千葉支部	6,096
(一社)日本ハンギングバスケット協会	73,471
都市公園法施行60周年等記念事業実行会議	758,925
その他の団体(15団体)	456,581
個人(6名)	267,900
合計 【平成30年3月31日現在】	21,157,249

表2 主な助成金支援団体（累計）

支援先	支援金額
(一社)日本造園建設業協会岩手県支部 陸前高田市の「希望の松」の保護活動	2,000,000
(一社)日本造園建設業協会福島県支部 飯舘村の仮設小学校・幼稚園の花壇等の緑化	1,500,000
(一社)日本造園建設業協会宮城県支部 仙台市の仮設住宅に花壇やパゴダ等を整備	1,300,000
女川桜守りの会 女川町の仮設住宅・店舗周辺等に桜を植栽、管理	335,000
希望の花いわて3.11プロジェクト 陸前高田フラワーロード花壇整備、大船渡保育園花育活動等	1,760,000
花と緑の力で3.11プロジェクトみやぎ委員会 仮設住宅、公園等への花壇設置や居久根復元プロジェクト	5,099,500
花の力プロジェクト 陸前高田市民とボランティアによるオープンガーデン再生事業	1,100,000
宮古中央通りに緑を復活させる会 宮古市中央通の花かおる散策路の復興整備	750,000
東日本に花を咲かせ隊 (公園管理運営士会) 国営公園から提供を受けた球根を採取し養生・選別のうえ被災地に送付し、現地での植栽指導・補助等	493,890
NPO法人 社叢学会 岩手県山田町の大杉神社再建地に材ヤマガラを地元住民と一緒に祈念植樹	100,000
NPO法人 勿来まちづくりサポートセンター 福島県いわき市勿来地区に建設予定の防災緑地植栽用の苗木とドングリの採取・育苗等	399,860
ふくしまONE LEAF 福島県での個人邸宅オープンガーデン、仮設住宅休憩所や高齢者施設の花壇作り、寄植教室の開催	600,000
ふくしま園芸療法研究会 障がい者福祉施設で花壇管理と箱庭教室、三春町仮設住宅でフラワーアレンジメントと箱庭教室等	117,329
日本ハンギングバスケット協会 (福島支部) 仮設住宅集会所、福島県在住の子供達への花育活動	720,000
サークルはなあそび 保育所等での寄せ植え教室（日本ハンギングバスケット協会福島支部が会員外の協力者と連携）	150,000

NPO法人 Green Fields 陸前高田市フラワーロード植栽、小槌仮設団地でワークショップ等	900,000
NPO法人冒険遊び場—せんだい・みやぎネットワーク 被災地小学校での花壇設置と桜の延命措置、被災公園の松の延命措置、枯損木のモニュメント再生	239,872
その他の団体（3団体）	866,409
合計 【平成30年3月31日現在】	18,431,860

各所へお届けした助成金は被災地での多様な活動に役立てられており、また、多くの団体が一回限りの活動ではなく、継続して活動している。

#### 4. 平成29年度の支援活動

平成29年度に花とみどりの復興支援ネットワーク基金から助成を行った主な団体の活動報告を紹介する。

##### (1) 特定非営利活動法人 冒険あそび場

###### せんだい・みやぎネットワーク

平成29年度は閉校となった仙台市若林区旧東六郷小学校跡地における花壇の設置とシンボルの桜の木を継承するプロジェクトを行った。

##### 1) 旧東六郷小学校の校舎解体前の花壇の設置

東日本大震災で大きな津波被害を受け、3月に閉校した仙台市若林区の旧東六郷小学校が取り壊されるのを前に「校舎を送る会」を、平成29年6月11日、同校で開催した。

送る会は、市民センターの声かけにより、地元にはゆかりのある住民、支援団体等が集う「わたしのふるさとプロジェクト」の企画の一環として実施した。

「地域住民が最後にお別れする場を」という声を受け、卒業生や保護者、元教職員ら約100名の参加者で、感謝の気持ちを込めて校舎や校舎周りの清掃、プランターの花植えなどを行った。マリーゴールドとニチニチソウ

の2種類の花が植えられたプランターは、校庭にある震災慰霊塔を囲むように設置した。

慣れ親しんだ校舎の解体はさみしい限りだが、最後の最後にもう一度皆で送ることができたのは、本当によかった。



写真-1 プランターに花を植える参加者

## 2) 桜の木のいのちの継承

旧東六郷小学校の津波をかぶりながらも生き残った桜の木は、校庭のシンボルとなっていたが、著しく樹勢が落ちてきた。この桜が枯れる前に、できる限り命をつなぐ策として、接ぎ木を実施することにした。まず平成 29 年 17 日に樹勢確認を行い、平成 30 年 2 月 2 日に接ぎ木作業を行った。



写真-2 桜の樹勢確認



写真-3 接ぎ木する枝の採取

## (2) 日本ハンギングバスケット協会

### 福島支部

福島県郡山市を中心に、子供たちを対象とした寄せ植え教室や花壇づくりを行っている。

### 1) 三春保育所での寄せ植え教室（福島県田村郡三春町）

平成 29 年 10 月 26 日、福島県田村郡三春町の三春保育所にて、年長児 25 名を対象に寄せ植え教室を行った。

毎回活動を楽しみにしてくれている三春保育所。秋に制作した寄せ植えを大事に育て、パンジーとノースポールが満開に咲いた寄せ植えを卒業式にホールに並べてお祝いするのが恒例行事になっている。植え込んだチューリップは卒業式には開花しないが、子どもたちが小学校に入学する頃に咲くそうだ。毎年の積み重ねが定着するのは嬉しいことである。

今年も活動日は晴天。球根の色とパンジーの色を自由に選ぶときには、自分が何故この色を選んだか話してくれる子、家でパンジーを植えたことがあるよと話してくれる子、植える苗の数を忘れた子に「これは3つだよ」と教えてあげる子など、優しい光景に癒やされた。活動のなかで、わたしたちが子どもたちからももらえるパワーは本当にありがたい。

三春町には、三春保育所の他にも同じような小さな保育所があるようで、「このような経験を他の保育園の子どもたちにもさせてあげたいので、来年可能ならお願いしたい」というお話も頂いた。何年も続けてきたことが無駄ではなかったと、嬉しく思った。



写真-4 寄せ植え作業の様子



写真-5 寄せ植えを前に集合写真

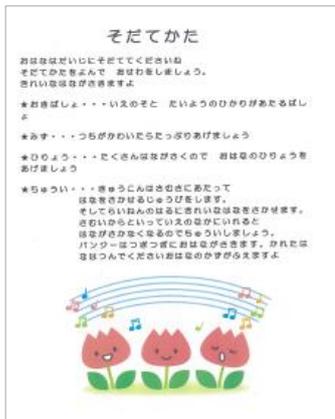


写真-6 子どもたちに配布した花の育て方

2) つつみ幼稚園での花壇の植え込み

(福島県郡山市田村町)

平成 29 年 11 月 15 日、福島県郡山市田村町のつつみ幼稚園にて、年中児と共に花壇への植え込みを行った。

花は、チューリップ、スイセン、アイフェイオン、クロッカスなどの球根植物と、耐寒性のあるパンジー、カルーナを用意した。土の状態がよくなかったので、土作りからスタートした。園舎の前にある大きな花壇 2 つに、堆肥、腐葉土、培養土、肥料を混ぜ込み土作りをした後、子どもたちに、球根や花苗を自由に植えてもらった。その他、園に飾る用のプランターにも植えた。

他の子が植えた球根を芋と勘違いして「先生、お芋でできたよ」と得意げに掘り起こしてしまう子がいて、思わず笑ってしまった。

子どもたちに向けてスタッフの自己紹介をはじめにしたが、名前を忘れてしまい話しか

けにくそうな子もいたので、スタッフにも名札が必要だと思った。



写真-7 花壇への植え込み作業

(3)サークルはなあそび

日本ハンギングバスケット協会福島支部が会員外の協力者と連携し花育活動をしている。

1) ほしのご保育園での寄せ植え教室 (福島県郡山市向河原町)

平成 29 年 11 月 6 日、福島県郡山市向河原町のほしのご保育園にて、年中、年長児を対象に寄せ植え教室を行った。事前に先生方と打ち合わせをし、幼い子の集中力に合わせて時間配分や説明の工夫が必要だと話合った。

当日は晴天で、球根やパンジーの花苗などを写真を見せながら説明した。球根を見て、「ニンニクみたい」という子もいて、球根とニンニクが同じ仲間であることを説明できた。プランターの内側には線を引いて土を入れる量が分かりやすいよう工夫した。

子どもたちは手が小さいので苗をポットから出す作業が難しく、先生やスタッフで確認しながら行った。パンジーは各色準備し、「かっこいい色を選んだね」「可愛い色だね」と声かけを行い、花を選ぶ楽しさを伝えながら、それぞれの意見を尊重した。

完成後は管理の仕方を伝え、水やりを行った。先生には肥料を渡し、1ヶ月に1度忘れずにあげてもらうことにした。そうすることで育てる楽しさや難しさに気づき、継続的に世話する必要があることを学ばせる。上手く育たなかったり、土が足りなかったり、倒

してしまう子のために、予備で土や花苗を渡した。子どもたちも先生方も楽しんでた。



写真-8 好きな色のパンジーを選ぶ様子

## 2) 星が丘保育所での寄せ植え教室

(福島県郡山市片平町)

平成 29 年 11 月 2 日、福島県郡山市片平町の星が丘保育所にて、年中、年長児 13 人を対象に寄せ植え教室を行った。打ち合わせで園を訪問すると、ひまわり、野菜など様々な植物が園内に植えられていた。先生の話によると、四季折々、花や野菜を子どもたちと育て、収穫を楽しんでいるということだった。

活動当日は晴天で屋外での活動となり、チューリップやクロッカスなどの球根植物とパンジーの寄せ植えにした。先生も子どもたちも明るく元気いっぱい、土や植物の扱い方に慣れていていると感じた。

花の管理の説明のときに飽きてしまう子がいたので、なんとか集中力を持続させることが課題だと感じた。ほしの子保育園と同様、肥料・土・花苗を予備として渡した。



写真-9 作業にとりかかる子どもたち



写真-10 土入れ作業



写真-11 先生と記念撮影

## 3) 三春保育所での寄せ植え教室・花壇植え込み (福島県田村郡三春町)

平成 29 年 11 月 13 日、活動当日は晴天。今回は、年少児には園に飾るプランターに寄せ植えをし、年中児には園の花壇に球根を植えてもらうことにした。

年少児にはチューリップ、スイセン、クロッカス、アンフェイオンなどの球根とパンジーや寒さに強いカルーナの苗を準備した。年少児なので、苗の色や形を楽しみながら実際に花や土に触れてもらうことに重点を置いた。

年中児が植える花壇は、事前に枯れた花を抜き土の量が格段に少なくなっていたため、堆肥・腐葉土・肥料などを入れ培養土も足し、小さい子どもでも簡単に掘れるほどのふかふかの土になった。

「家ではさせてあげることができない活動だ」と、父兄にも好評だった。先生方からは「子どもたちと寄せ植えを育てていくにあたり知識も欲しいので先生を対象とした教室も開催して欲しい」という要望もあった。



写真-12 花壇の土作り



写真-13 説明を聞く子どもたち

**(4) 東日本に花を咲かせ隊**

国営公園の球根掘り上げ作業に協力して譲り受けた余剰分のチューリップ、ムスカリ等の球根を被災地に配送し、被災者の方々と共同で植え込みを行っている。2017 年度は球根の植え込みと合わせて、(公財)日本花の会からの寄付頂いた桜の苗木の植栽も行った。

**1) 国営公園での球根掘り取り**

第1回掘り取りは、平成 29 年 5 月 20 日、国営昭和記念公園で行った。東日本に花を咲かせ隊員 16 名、公園入場者 184 名、合計 200 人で 10,000 球を掘り上げた。



写真-14 昭和記念公園 作業説明



写真-15 掘り上げの様子

第2回掘り取りは、平成 29 年 6 月 10 日から 11 日の 2 日間にかけて、国営滝野すずらん丘陵公園で行った。東日本に花を咲かせ隊員 9 人と市民 811 人、合計 820 人により約 10,000 球の球根を掘り上げた。



写真-16 滝野すずらん丘陵公園 掘り取り作業

**2) 配送、ふるい分け**

平成 29 年 10 月 3 日、花を咲かせ隊員、公園管理運営士会員の一部で、滝野すずらん丘陵公園で春に掘り上げた球根の仕分け(カビや傷の不良球を除く作業)を行った。チューリップの球根の良否を選別し約 4,000 球を、岩手県陸前高田市 2 箇所、岩手県大船渡市、宮城県気仙沼市、岩沼市、仙台市に 1 箇所ずつの計 6 箇所の被災地に配送した。



写真-17 乾燥状態の球根

平成 29 年 10 月 29 日、昭和記念公園で掘り上げたチューリップ、ムスカリの球根の仕分けを行った。市民や韓国からの留学生、東日本に花を咲かせ隊員合計 22 人が集まり、両球根約 8,000 球選別し、岩手県陸前高田市 1 箇所、大船渡市 1 箇所、宮城県気仙沼市 2 箇所の計 4 箇所の被災地に配送した。



写真-18 韓国からの留学生も参加

### 3) 陸前高田市キャピタルホテル 1000 における桜およびムスカリ球根の植栽

平成 29 年 11 月 24 日、小雪交じりの中、桜の植栽に当たっては、アプローチ道路やホテル敷地の植床が思ったより硬く作業は難儀したが、隊員持参の掘削機ユンボが効率的に使用できたことに加え、掘削土に隊員から差し入れられた肥料を混ぜたので、今後の桜の成長が期待される。さらに、同じく隊員が、桜苗木の風除け支柱の取付け作業で指導的な役割を担い、地元協力者から大変感謝された。

一方のムスカリの球根植栽でも同じように植床が固かったが、ここでもユンボと隊員の活躍もあり整然と畝が掘られ、ムスカリ約 2,000 球が植えられた。午後は晴れ間も出て、前述の桜の苗木 34 本も順調に植えられ、作業が完了した。



写真-19 掘削及び土と肥料の攪拌



写真-20 桜苗木への支柱取り付け作業



写真-21 ムスカリの植栽



写真-22 花壇に刺したプレート

### 4) 南三陸町寄木地区における桜の植栽

翌 11 月 25 日は南三陸町歌津寄木地区に移動するため朝一に出発し、午前 10 時 30 分に現地に着した。当日の寄木地区は天候も良く、景観の美しい伊里湾の奥に位置する魚港であった。震災前は砂浜も見えていたが震災後は地盤沈下があり、現在は約 70 cm の海の下だ。地震後の津波被害が大きく住宅は防災集団移転地の高台に移っており、この高台の寄木地区に桜を植栽することになった。

道路、広場等の植床は比較的柔らかく、現場も広がったため作業は順調に進み、前年県の農業高等学校で植えた桜の木の補植 7 本をはじめ、広場に 20 本、道路等に 39 本の計 66 本の植栽が無事終了した。



写真-23 寄木地区漁港



写真-24 海岸から約2kmにある津波到達点の碑

## 5. おわりに

東日本大震災から7年が経過し、インフラの復旧や災害公営住宅等の整備は一部を除き概ね完了しているようだ。しかしながら、長い避難生活を経ての災害公営住宅の移転など、生活環境の変化による被災者の心の負担は計り知れない。一方熊本では、熊本地震から2年を迎え、道路や河川といったインフラの復旧は急速に進んでいるようだが、被害の大きかった地域ではいまなお多くの方が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている。

平成29年度の各支援団体の活動を見ると、支援者が被災者と共同で花壇を制作したり、寄せ植えを行ったりと、一方的な支援ではなく、活動を通して人と人が触れ合うきっかけをつくっているように感じた。支援者の話によると、活動がその場限りにならないよう、花植えの技術や管理の仕方まで丁寧に伝えることで、被災者の方々自ら花やみどりを通して周囲の方々と交流する機会が増えるよう工夫しているようだ。花とみどりによる支援と言っても様々だが、このような活動は、新しいコミュニティ形成の後押しとなり、生活環

境の変化に対応される被災者の方々への心のケアとしてもお役立ちできるのではと考える。

花とみどりの有する効用を、被災地の皆様にお届けし、わずかな時間でも心を安らげていただけますよう、引き続き皆様の暖かいご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

### 【支援団体について】

#### 「花とみどりの復興支援ネットワーク」

##### 支援参加団体（現在41団体）※順不同

(一財)大阪府公園協会、(一財)沖縄美ら島財団、(公財)神奈川県公園協会、(一財)公園財団、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会、(公財)神戸市公園緑化協会、(公財)都市緑化機構、(一社)日本植木協会、(一社)日本運動施設建設業協会、(公社)日本家庭園芸普及協会、(一社)日本公園施設業協会、(一社)日本公園緑地協会、(一社)日本造園建設業協会、(一社)日本造園組合連合会、(一財)日本造園修景協会、(公財)日本花の会、(一財)日本緑化センター、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、(公財)東京都公園協会、(公財)名古屋市みどりの協会、(公財)新潟県都市緑花センター、(公財)兵庫県園芸・公園協会、阪神造園建設業協同組合、(公社)園芸文化協会、(一社)全国花卸協会、(一社)日本インドア・グリーン協会、(一社)日本花き卸売市場協会、(一社)日本花き生産協会、(一社)日本生花商協会、(一社)JFTD、(一財)日本花普及センター、(一社)日本フローラルマーケティング協会、(一社)花の応援団、(一社)フラワーズサイエティ、(一社)プリザーブドフラワー全国協議会、全国花育活動推進協議会、日本ハンキングバスケット協会、(株)イーフローラ、(株)サカタのタネ、(株)日比谷花壇、西多摩緊急災害協力会(順不同)

### 【事務局・お問い合わせ先】

#### ・造園業界関係者窓口：

(一社)日本公園緑地協会 03-5833-8551

#### ・花卉業界関係者窓口：

(一財)日本花普及センター 03-3664-8739

(公財)日本花の会 03-3584-6531



## ■研究報告 I-02

## 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

事業部事業課長 唐澤 千寿穂

## 1. はじめに

大都市都市公園機能実態共同調査は、平成3年から東京都と全国の政令指定都市が参加して、各都市の都市公園担当者が抱える共通の課題について調査することを目的に始められた。その成果は、国へ提言することで制度の改善や新規施策として盛り込まれるなどしてきている。

## 2. 平成29年度大都市都市公園機能実態共同調査について

平成29年度は以下の5つの調査を行った。

表1 調査項目一覧

番号	調査項目
(1)	「都市公園の公民連携におけるサウンディング手法及び公募条件」に関する調査研究
(2)	「都市公園における社会福祉施設等導入の留意点及び子育て支援施設のあり方」に関する調査研究
(3)	「都市公園における遊戯施設のトレンド把握及び遊戯施設のリースによる設置と管理」に関する調査研究
(4)	「都市公園における事故情報の把握と損害賠償」に関する調査研究
(5)	「事例調査、各都市プロフィールとHPデータの再整理」に関する調査

## (1) 「都市公園の公民連携におけるサウンディング手法及び公募条件」に関する調査研

## 究

## 1) 調査の目的

平成29年に都市公園法の一部改正により公民連携による新たな公園の整備手法が創設され、さらなる民間活力による都市公園の再生・活性化を推進することが可能となった。平成28年度調査に引き続き、公民連携の取り組み状況の把握、先進事例調査、サウンディングの在り方、公募手続等、事業実施上の留意点などの整理を行った。

## 2) 調査の内容

①PPP/PFI事業推進にむけた国の方針およびPPP/PFI地域プラットフォーム形成支援の状況把握

②都市公園等における公民連携事業による整備等（新規建設および改修、運営・維持管理含む）の実施状況把握

③都市公園等における公民連携事業立案に至るサウンディング手法の整理

④都市公園等における公民連携事業の公募手法の整理

⑤都市公園における公民連携事業実施に関わる留意事項に係る考察

## 3) 調査結果と課題

①公民連携事業推進に向けた国の方針及び国の支援策と地方公共団体の取り組みの整理を主に文献調査で行った。地域プラットフォームの活用状況等について調書により把握した。

②公民連携事業の実績の有無、事業概要、立案の経緯、事業手法、庁内体制などについて、アンケート調査により全国の公民連携事業の取り組み状況を把握した。

③サウンディングの実施の背景、手法、対象

企業の基準や周知方法、留意点、採用手段の有無、採用基準などについて、実績のある都市にヒアリングやアンケート調査を行い、比較できるように一覧形式でタイプの分類と条件整理を行った。

④公民連携事業として、事業採択手続及び基準、対象公園、事業種類、期間事業資金、スケジュール、選定基準、選定委員、リスク分担などの整理を行った。

⑤サウンディング手法及び民活公募手法の在り方を踏まえ実施の際の留意点について考察した。

都市公園における公民連携事業のポイントとしては、民間事業者の発掘、事業の早期段階での「対話」、事業方式の理解と効果的な事業スキームの構築、民間活力導入の効果の最大化、産学連携、他部局連携が必要であることが挙げられた。

## (2) 「都市公園における社会福祉施設等導入の留意点及び子育て支援施設のあり方」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

平成 27 年から特区法に基づき都市公園内に保育所も占有物件として許可・設置できるようになり、全国 18 箇所が認定されている。こうした状況を受け、国は都市公園法の改正により保育所等の通所型社会福祉施設を占有対象に追加した。本調査は、このような背景のもと都市公園内の通所型社会福祉施設の占有が進展すると思われることから、これらの施設の占有許可をするにあたり、公園機能の確保について検討・調査を実施するとともに、公園施設として設置が可能な「子育て支援施設」の設置要望もあることから、都市公園にふさわしい子育て支援のあり方についても検討した。

### 2) 調査の内容

- ①各都市への取り組み状況の把握
- ②特区実施事例の把握

③公園施設として設置された子育て支援施設事例の把握

④事業実施上の留意点に係る考察

### 3) 調査結果と課題

①保育所及び子育て支援施設等について設置検討の有無、緑豊かな公共空間としての根幹を維持するための要請への考え方、公園管理面からの検討要件・課題などを把握した。

②特区により都市公園内に整備された保育所の規模、事業手法、団体の要望、課題などを把握した。

③これまでに都市公園内に整備された子育て支援施設の公園施設としての位置づけ、規模、事業手法等の実施内容などについて把握した。

④通所型社会福祉施設の占有を許可できる可能性のある都市公園の条件、ハード面とソフト面における留意点について考察した。また、子育て支援施設を導入する場合の施設の整理、規模、機能、立地特性、望ましいソフト運営手法について考察した。

都市公園に保育所等を設置するにあたっては、元々有する公園機能を低下あるいは大きく阻害することなく、また、都市公園法への適合はもちろん、既存の埋設物との関係や建築基準法のクリアなど関連する施設や法規制などへ対応する必要がある。

子育て支援施設については、全ての事例から「屋外の遊び場」に加えて「屋内の遊び場」を提供していた。更に、福祉や教育部門の担当部署と連携することで、子育て支援のメニューを充実させる都市公園としての展開がみられた。

## (3) 「都市公園における遊戯施設のトレンド把握及び遊戯施設のリースによる設置と管理」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

近年では幅広い年代の公園利用が見受けられ、ニーズの変化に伴い利用する遊具の多様化が求められている。そこで、昔ながらの遊

具、最新遊具の特徴など遊具のトレンドを踏まえ、利用者にとって魅力のある遊具の特徴を把握する。また、遊具の補修や更新は長寿命化計画に基づき実施すべきであるが十分な予算確保ができず更新を先送りする場合も多い。こうした状況を改善するため遊具の設置にかかる初期費用や維持管理費を低減化する手法の一つとして、遊具のリース化による可能性とそのメリット、デメリットについて検討した。

## 2) 調査の内容

- ①遊具の設置ニーズ・トレンドの把握
- ②遊具のトレンド把握
- ③遊具の設置にかかるリース制度の導入についての調査
- ④遊具のニーズとトレンド及びリース化に係る考察

## 3) 調査結果と課題

- ①Web アンケートを活用した全国的なモニター調査を実施し、遊具の設置ニーズについて把握し、生活状況全般、働き方の傾向、高齢者の生活状況などを文献や実態調査を参考に整理した。
- ②遊具の変遷を調査し、設置傾向や機能などを整理し、トレンドの把握を行った。
- ③遊具の設置にかかるリース制度導入について、その利点や留意点について検討する。遊具やその他施設のリースの導入や検討事例の調査、遊具メーカー、リース会社などにヒアリングを行い契約の考え方について調査した。
- ④今後設置すべき遊具のあり方について整理し、設置にあたり整備及び維持管理費用の平準化等につながる設置方法として、リース制度の利点や留意点などを踏まえ、その可能性と実現のための課題について考察した。

ニーズの把握調査では、遊具等の体力・運動能力向上の機能への期待が大きい。

安全性の向上がトレンドであるが、設置後20年以上経過している老朽化遊具の蓄積が課題となっている。

遊具リースの導入については、費用の平準化や固定化、事務負担の軽減、保守を伴う契約とした場合の安全性の向上などの利点がある一方で、国庫補助の対象外であることや、一般に瑕疵担保責任を自治体が負うことなどの留意点があることがわかった。

## (4) 「都市公園における事故情報の把握と損害賠償」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

近年、古くなった遊具に起因する事故や、大木や老木などによる落枝、倒木による事故などが見られるようになってきている。都市公園内における管理瑕疵等による損害賠償案件は事例が乏しく参照事例の蓄積は極めて有効であることからその事例を収集し、過去調査を整理し各市の取り組み状況の変化を把握する。一方、保険会社等から施設賠償保険の公園緑地への適用等について調査し、損害賠償と製造物責任との法的分担などについても整理した。

また、新たに導入される「市民緑地認定制度」において発生した事故等について、その責任の所在の在り方についても検討した。

### 2) 調査の内容

- ①都市公園等における損害賠償事例調査
- ②施設賠償保険の適用等に関する可能性
- ③損害賠償における瑕疵責任と製造物責任との法的分担の整理
- ④公園樹木による被害を未然に防ぐための対策事例について
- ⑤都市公園内の事故対策に係る考察

### 3) 調査結果と課題

- ①都市公園等における管理瑕疵等による事故及び損害賠償事例について収集整理した。
- ②保険会社等へのヒアリング調査により施設賠償保険の公園緑地への適用等に関する可能性について把握した。
- ③過去の裁判例の調査、弁護士等のヒアリングにより瑕疵責任と製造物責任との法的分担

を整理した。

④過年度の報告書整理や、各市の取り組み状況変化の把握により、公園樹木による被害を未然に防ぐための対策事例について収集した。

⑤都市公園において、事故事例に見られる管理瑕疵の傾向を把握し、事故発生の未然対策のあり方を考察するとともに、公園施設に係る効果的な賠償保険のあり方について課題を整理した。

都市公園等における事故への対策として、どの視点を重視するかにより強化すべき点は異なる。重視される視点（事故を起こさない、示談交渉の負担軽減、示談金の軽減、裁判への備え）のどれかひとつの視点を採用するのではなく、複合的に実施していくことが重要であることがわかった。

## (5) 「事例調査、各都市プロフィールとHPデータの再整理」に関する調査

### 1) 調査の目的

公園緑地に関する個別課題について、各都市の現状や対応状況を調査、文献調査、ヒアリングを通じて把握・整理する事で、今後の施策展開の参考に資する事を目的とする。

### 2) 調査の内容

#### ①緑の基本計画の評価手法に係る事例調査

各市の緑の基本計画策定状況及び実施計画などの策定状況とその他の計画との連携や整合状況や評価、公表の状況及び手法、評価を踏まえた改善プラン策定までの手法及び課題等を把握し、都市緑地法の一部を改正する法案の施行による緑の基本計画の見直しの留意点を整理した。

#### ②民有緑地の保全における企業との協働に係る事例調査

企業への協働に係る意向把握や働きかけの手法等、各市の企業等の協働に係る制度・施策について事例収集し、企業等の協働を進める上での課題や新たに創設される「市民緑地認定制度」の実現における課題についても整

理した。

#### ③都市公園内における老朽化した大規模建築物の取扱いに係る事例調査

大規模建築物の有無、解体事例や有効活用事例の有無を調査し、解体や有効活用に係る考え方を整理した。

#### ④住区基幹公園の配置計画と実施状況に係る事例調査

具体的な配置基準やその考え方、校区等における状況の変化への対応、計画の達成状況、未整備エリア、公園充足エリアにおける公園設置要望に対する対応について整理した。

#### ⑤都市公園を含む公民連携によるエリアマネジメントに係る事例調査

発意者、プロデュースやコーディネーター役、根拠法令、問題点課題、有効だった手法などを聞き、その事例についてタイプ分けして特性を整理した。

#### ⑥都市公園の管理運営における民間等との連携に係る事例調査

実施している都市公園の有無、当該公園の概要、運営主体の概要、実施に至る経緯、運営手法、費用負担、運営状況について調査し運営上のデメリットや予想との相違点などの課題を整理した。

#### ⑦遊具の「部分修繕の方法」「JPFA規準への対応」「長寿命化計画に基づいて行う修繕とのすみ分け」等に係る事例調査

遊具に関する基本情報は、国交省へ報告している情報などから引用するとともに、年間の遊具修繕の数、費用、点検方法などを収集した。部分修繕については、修繕工事の発注方法、部分修繕実施の有無や使用部品などを調査した。JPFA基準適合状況、不適合遊具が存続している理由と今後の対応方針と遊具の長寿命化計画に基づかない小修繕の実施状況について整理した。

## ■研究報告 I-03

## 平成29年度 全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究

事業部事業課課長補佐 金成 太郎

## 1. はじめに

一般社団法人日本公園緑地協会では、政令市等とともに実施している「大都市都市公園機能実態共同調査」により、政令市等が抱える公園緑地行政の課題や政策的テーマに応じた調査研究を共同で行っている。一方で、全国の中核市規模の都市においては、公園緑地行政上の課題について、共同の調査研究・情報交換等の場がなく、十分な取り組みが行われていないのが現状である。

こうした状況を踏まえ、当協会では平成27年度より当協会の自主研究の一環として、全国の中核市等に準ずる都市の公園緑地行政に関する課題や問題意識、情報ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施し、要望の高い特定テーマに関して現状や取り組みについて調査研究および検討会を実施している。調査結果は、報告書として参加都市に送付している。

平成29年度は、「公民連携による都市公園等の活性化に関する調査研究」について調査研究を行った。調査は、「都市緑地法等の一部改正」について、中核市等における新制度の活用意向、候補地の有無、制度活用の課題を探ること、また平成28年度調査に引き続き新たな公民連携の取組み状況を追加・詳細調査を実施し、整理した。調査方法は、調査対象都市にアンケートを送付・回収し解析を行った。

## 2. 調査の概要

## (1) 調査対象都市

対象は、中核市、県庁所在都市、東京都23

区、人口12万人以上の都市（平成22年国勢調査）の計220都市とした。

## (2) 調査期間

平成29年7月20日から平成29年8月23日

## (3) アンケート回答状況

・回答都市：143都市（中核市：39都市、県庁所在地：7都市、東京23区：17都市、その他の市：80都市）

・回答率：65%

## (4) 調査項目

1) 都市緑地法等の一部改正の制度活用意向

2) 公民連携による公園活性化事例

3) その他、先進的な取り組み事例 ほか

## (5) 検討会の開催

開催日：平成29年12月20日（水）

参加都市：横須賀市、岡崎市、新宿区、大田区、練馬区、足立区、草加市、朝霞市、武蔵野市、小田原市、秦野市

## 3. 公民連携による都市公園等の活性化に関する調査研究

## (1) 都市緑地法等の一部改正の制度活用意向

○「都市公園の再生・活性化」について、「公募設置管理制度（Park-PFI）」に対する活用意向は高く、回答都市の25%が検討したいとしている。

○「緑地・広場の創出」について「市民緑地認定制度」の活用意向は、回答都市の18%が制度の検討・必要性を感じている。

○「都市農地の保全・活用」については、「特定生産緑地制度」について、回答都市の29%が活用したい、検討すると回答して

いる。

## (2) 新制度活用の検討状況

- 「公園の再生・活性化」について具体的な案件があり検討していると回答した都市は、保育所等社会福祉施設の占用設置が8都市、公募設置管理制度（Park-PFI）は5都市、PFI事業による公園施設整備は1都市、公園協議会は6都市であった。
- 「緑地・広場の創出」の市民緑地認定制度については、保全・活用したい民有緑地はあるが、設置管理する民間主体がない状況であった。
- 「都市農地の保全・活用」については、特定生産緑地制度を活用したいと回答した都市は25都市と多かった。生産緑地の面積要件緩和を活用したい回答したのは6都市、農家レストランの設置可能性があると回答したのは2都市であった

## 4. 公民連携による公園活性化の成功事例

### (1) 市民協働・大学等との連携事例

- 中核市等においては、市民協働への取り組みが活発で、成功事例も多い。
- 公園づくり・公園運営に、市民が積極的に関わり、行政が支援的な役割を担うケース等が紹介された。
- 環境保全型の公園については、保全活動に参加した市民が、定期的に活動する団体に発展するケースが紹介された。
- 公園愛護会の発展系として、活動エリアや活動内容の幅を広げた、都市独自の公園ボランティア制度を有する9都市から事例紹介があった。

### (2) 子育て・福祉関係部局等との連携事例

- 中核市等の公園における子育て・福祉関係部局等との庁内連携については、子育て関係部局との連携事例が多い。内容は公園におけるプレーパーク等が中心である。
- 高齢者関係部局との連携事例としては、公園への健康遊具の設置やトレーニングプロ

グラムの提供であった。

### (3) 民間事業者等との連携事例

- 中核市等において、民間事業者との連携による公園の活性化の事例があると回答した都市のうち、設置管理許可に基づく事例が11都市であった。
- 設置管理許可の施設としては飲食、物販の事例が多く、そのほかには有料駐車場や休憩所がある。
- 刈谷市の刈谷ハイウェイオアシスは、商業施設（飲食店、売店等）、トイレ、観覧車、温水利用型健康増進施設を設置管理許可と指定管理者制度による設置・管理運営し、年間900万人以上を集客している。

## 5. 公園の管理運営の質を第三者が評価する制度について

国土交通省では、都市公園の管理運営の質の向上を図るため、公園の管理運営の質を第三者が評価する制度の検討をしている。このため、制度の活用意向等について調査した。

都市公園の管理・運営に関する評価制度の必要性は、「活用したい」が30%であった。

評価制度にどのようなインセンティブやメリットがあれば、指定管理者や公園の維持管理を行う団体に参加を促したいと思うか（複数回答）では、「有識者からの評価のフィードバック」が58%、「表彰・評価認定」が42%、「情報発信」が54%、「賞金や公園管理に係る製品等の授与」が23%であった。

## 6. 公園管理運営士について

現在の公園管理を取り巻くニーズに応えられる一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を養成し、認定する資格として「公園管理運営士」がある。当該資格の活用状況について聞いた。

「知っている」は69%であった。指定管理者公募の際の評価項目としての採用割合は低かった。今後の評価状況では、「今のとこ

る予定はない」が約半数と最も多く、「他都市の活用状況をふまえて検討したい」、「資格の内容・普及状況をふまえて検討したい」が続く。今後も継続的な資格の普及が必要である。

## 7. 先進的な取り組み事例

公園緑地の整備・管理運営に係る先進的な取り組み事例について聞いたところ、10都市11事例が紹介された。テーマ分類（複数回答可）で多かったのは、民間活力の導入（4事例）、市民参加（4事例）であった。

## 8. 新制度について国への質問

### （1）社会福祉施設等の都市公園への占用許可

- ・改正の背景を教えてください。
- ・広場面積の30%以内とあるが、広場の定義を教えてください。
- ・占用者の選定は「公募型」とすべきですか。また、1団体からの申請を許可してよいですか。
- ・占用（開発）に併せて附置される駐車場の扱いは、「公園占用物」、「公園施設」のどちらですか。
- ・本園舎改修工事中の仮園舎（約2年間設置）が対象として認められますか。

### （2）公募設置管理制度（Park-PFI）について

- ・Park-PFIを活用するのに、緑の基本計画の見直しが前提になりますか。
- ・設置許可期間の完了後、特定公園施設は財産上、どのような位置づけになりますか。
- ・許可期間中に、特定公園施設内に新たな公募対象公園施設の設置は可能ですか。
- ・公園を新規整備するに当たって、最初から公園建設と並行して当該制度を活用して便益施設を設置することは可能ですか。
- ・用地取得に起債を充当し、起債償還前に本制度を実施することは可能ですか。

### （3）PFI制度活用による大規模公園施設整備等について

- ・どの程度の大きさのプールなら対象になりますか。プールと交通広場等の複数事業のPFIの場合、全体で30年とできますか。

### （4）公園協議会制度

- ・協議会設置を誘発するような施策等があれば教えてください。
- ・国が検討している「森林環境税」は、公園の維持管理のための市民講座等に使用できますか。

### （5）市民緑地認定制度等について

- ・保全配慮地区は本制度の対象地域に該当しますか。
- ・緑地管理をする団体の維持管理費の原資は、どのように賄えばよいですか。民間団体のメリットを例示し、教えてください。
- ・地方公共団体独自の制度として、本制度と同様な、「300㎡以上の民有地のみどりを無償で市民が利用できるよう対応してくれる場合には固定資産税を100%減免する制度」がある場合、「認定市民緑地」（3か年限定の固定資産税1/6～1/2軽減）の運用はどのようにすればよいですか。
- ・PR方法を教えてください。
- ・事故等瑕疵責任の所在はどうなりますか。

### （6）緑化地域における緑化率の見直しについて

- ・質問なし

### （7）生産緑地地区の面積要件緩和について

- ・条例策定に係るひな形はありますか。
- ・生産緑地地区の画地に関する基準（下限面積、隣接範囲等）を教えてください。
- ・条例施行前に課税された固定資産税の還付は可能ですか。
- ・面積要件の緩和が農業者等からどのくらい求められていますか。また、300㎡以上500㎡未満の農地のうちどのくらいが公共用地候補になるかを確認する必要があると考えていますが、その確認する方法について教

えてください。

- ・取組事例をもとにした視察や勉強会といった機会が予定されていますか。

#### (8) 生産緑地地区内直売所や農家レストラン等の設置について

- ・設置にあたり許可基準を明確に示してください。用途地域による制限、許可基準や、市町村都市計画審議会への意見を伺う時期はいつ頃（申請時もしくは許可後報告）が適切でしょうか。
- ・生産緑地内にレストラン用の倉庫・駐車場を設置できますか。
- ・農家レストラン開設申請の審査について、申請内容が適正かどうかの判定基準があいまいな場合、農家レストランという名前でも宅地開発が進まないか。
- ・農家レストランの収益が悪く、「やめたい」と相談があった場合、その建物はどうすればよいか。農業経営以外の事業者に移った場合、市はどのように対応すべきか教えてください。
- ・農家レストラン開設後、農業者の経営実態や地場産野菜の使用割合に疑義が生じた場合、生産緑地への原状回復命令は可能ですか。
- ・許可後の施設の許可基準の把握はどのように行えばよいですか。
- ・具体的な事例の情報提供はありますか。事例視察や制度に関する勉強会が予定としてありますか。

#### (9) 特定生産緑地制度について

- ・特定生産緑地を10年ごとに更新していくメリットを教えてください。
- ・特定生産緑地の指定後の税制度は、従来の生産緑地とどのように変わりますか。都市計画決定内容、税制について教えてください（都市計画運用指針の改訂など）。
- ・特定生産緑地に指定した場合の所有者への利点を具体的に教えてください。生産緑地との違いを教えてください。旧法（第一

種）との取扱いの違いについて、合理的な理由を教えてください。

- ・農業者への意向調査はいつ、どのような内容で行うべきなのか教えてください。
- ・特定生産緑地制度を利用しない場合でも、告示から30年を経過した生産緑地については、市街化区域農地とは別に、税負担の緩和措置を講じなければ、宅地化が急速に進むのではないか。
- ・市町村都市計画審議会の開催のタイミングはいつ頃がいいか。

#### (10) 「田園住居地域」について

- ・都市計画決定内容等について教えてください。
- ・（農地の開発規制について）許可基準を教えてください。運用方法を明確に示す指定方針・基準はありますか（都市計画運用指針の改訂など）。指定規模、許容される農業施設の範囲を教えてください。
- ・用途の指定は面的になるのか、個々の生産緑地単位になるのか、教えてください。
- ・市街化編入して田園住居地域を指定することは可能ですか。可能であれば、その際の条件は何かありますか。
- ・指定による地価の変動についてどのように推測されていますか。

回答については紙面の都合上割愛する。報告書を参照されたい。

#### 9. おわりに

全国中核市等における「都市緑地法等の一部改正」に関する新制度の活用意向、候補地の有無、制度活用の課題の課題について、共同の調査研究や情報交換の場を提供することができ、国への質問についても回答を得ることができた。この成果は報告書として公表しており、各都市の公園緑地行政を進めていく上で活用していただければ幸いである。

## ■ 研究報告 I-04

## Park-PFI 推進支援ネットワークについて

事業部事業課課長補佐 金成 太郎

## 1. はじめに

都市公園における利用者ニーズの多様化・高度化への対応、公園施設の老朽化に伴う魅力の減衰、魅力向上による公園の活性化など多様な課題がある。平成29年6月に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」(Park-PFI)が創設された。

本制度は、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待される。「公募設置管理制度」(Park-PFI)は都市公園における国の優先政策であり、制度の普及推進に寄与するため、一般社団法人日本公園緑地協会では、公民連携のためのプラットフォーム「Park-PFI推進支援ネットワーク(Park-PFI Promotion Support Network)」を設置した。

## 2. Park-PFI推進支援ネットワーク(PPnet)の概要

「Park-PFI推進支援ネットワーク(Park-PFI Promotion Support Network 略称: PPnet(ピーピーネット))」は、「公募設置管理制度」(Park-PFI)に係る公民相互の情報を一元的に収集・発信することにより、初期段階における制度の周知・普及と事業の実現化に寄与することを目的としたプラットフォームである。

## (1) Webサイトの構築・運営

Park-PFI推進支援ネットワーク(PPnet)を平成30年2月1日に開設した。

URL: <https://park-pfi.com/>

Webサイトの開設により、情報の収集・発信力の増大化を目指している。Webサイトは、下記の項目で構成している。

1. サウンディング・公募情報
2. 地方公共団体・民間事業者情報
3. 講習会、セミナー、シンポジウム開催情報
4. 関連情報(Park-PFI関連: 国土交通省都市局公園緑地・景観課/PPP/PFI関連: 内閣府・国土交通省)



図-1 PPnet トップページ

## (2) 講習会等の実施

- ・ Park-PFIに係る内容の講習会を実施
- ・ 関連講習会、セミナー、シンポジウムの企画・実施
- ・ 他団体の講習会等の共催、後援

平成29年度は、パークマネジメント講習会特別企画シンポジウム「公園の新たなステージに向けて～公民連携のあり方を考える～」を一般財団法人公園財団、CLA(ランドスケ

ープ経営研究会) と共催で平成30年2月に実施している。

**(3) Park-PFI 先進事例の紹介**

Park-PFI制度による実現事例は制度創設間ないため、まずは制度の参考となったPPP手法による国内事例の掲載を目指すべく情報収集を実施した。

**(4) 参加方式・参加団体**

参加にあたっては、情報の保護および反社会的勢力等の排除のため登録制とし、国の制度推進を目的としているため無料としている。参加団体は、地方公共団体およびPark-PFI制度に賛同する公益法人や民間事業者としている。

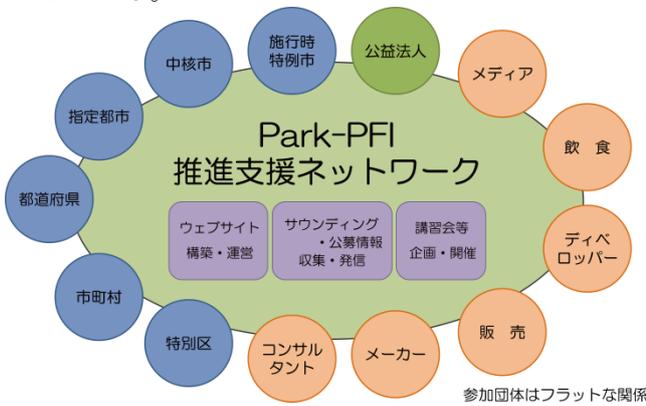


図-2 PPnet 構成イメージ

平成30年4月現在の登録者数は、地方公共団体が438団体、公益法人・民間事業者は152社となっている。民間事業者の主な業種としては、銀行、不動産、建設、造園、コンサルタント、製造販売、飲食である。

**2. Webサイト「PPnet」の機能・活用方法**

PPnetでは、Park-PFIのポータルサイトとして容易に情報が収集できるように、Park-PFIにおける次のような機能を提供している。

**(1) 地方公共団体向け機能**

- ・サウンディング・公募情報等の公開：

Park-PFIの具体的案件について、サウンディング及び公募の情報を収集し公開している。

- ・事業発案前の情報収集の掲載：

地方公共団体が事業発案前の案件について、PPnetに登録している民間事業者に参画の可能性や意見収集できる場を提供している。

- ・民間事業者の参画希望情報の閲覧：

民間事業者による、企業の要望やPRを含むPark-PFI参画希望の情報を掲載（地方公共団体のみ閲覧可）している。

- ・地方公共団体・民間事業者一覧の閲覧

PPnetに登録している地方公共団体と民間事業者の一覧を掲載し、民間事業者の担当者に直接問い合わせできるフォームも備えている。

**(2) 民間事業者向け機能**

- ・参画希望情報の掲載：

登録した民間事業者は、企業の要望やPRを含むPark-PFIへの参画希望の情報を掲載できる。閲覧は地方公共団体および掲載依頼した民間事業者のみで、他の民間事業者は閲覧不可とし企業秘密の保護に努めている。

- ・地方公共団体・民間事業者一覧の閲覧

PPnetに登録している地方公共団体と民間事業者の一覧を掲載している。地方公共団体から民間事業者の担当者に直接問い合わせできるフォームも備えている。

- ・事業発案前の情報収集の閲覧：

地方公共団体が事業発案前の案件について、PPnetに登録している民間事業者に参画の可能性や意見収集できる場を提供している。ここに登録された情報については、地方公共団体の担当者に直接問い合わせできるフォームを備えている。

**3. 今後の発展に向けて**

「公募設置管理制度」(Park-PFI)の推進にあたっては、地方公共団体と民間事業者の幅広いニーズを如何に整合させるかが今後の課題と考えられるので、当協会としても多様な対応策を講じていきたい。

## ■研究報告 I-05

## 平成 29 年度 講習会総括

企画部 企画課長：多田 啓哉

## はじめに

誰でもが安全・安心して健康的で幸福な暮らしができる社会や地域の実現に向け、公園緑地等の活用と活性化に資する管理・運営等に携わる人材の育成や知識・技術の普及啓発をはかることを目的に毎年講習会等を実施している。平成29年度は「第51回公園緑地講習会」、パークマネジメント講習会、プールの安全管理のための管理責任者講習会、都市公園等における「遊具の日常点検講習会」を実施した。そのほか、「海外の日本庭園を学び・考える」講演会・シンポジウム、「ひろげよう 育てよう 緑の都市」全国大会の1部の事例発表会において「公園緑地関連三賞受賞作品発表会 “今年 No.1はこれだ”」及びポスターセッションを実施した。

## 1. 平成 29 年度の講習会等の実施状況

## (1) 公園緑地講習会

本講習会は、公園緑地に関する調査、研究、事例等の講義および現地視察研修により、実務者として必要な専門的知識、技術の向上を図ることを目的としている。

平成 29 年度は 11 月 20 日(月)と 21 日(火)に国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟 1F (102 室)での講習と・11 月 22 日(木) 川崎市生田緑地への視察見学研修を 3 日間で実施し、130 名の方にご参加いただいた。

講習の内容については、毎年国土交通省公園緑地・景観課よりご講義いただいている「公園緑地行政をめぐる最近の動向」と「都市緑化行政の動向について」において都市公

園法と都市緑地法の改正によるこれからの都市公園、都市緑地行政における公民連携の推進等についてお話をいただいた。さらに本年は法改正に関連してテーマで講義を組み立てた。1 日目に都市公園における公民連携の重要性のお話に加え、公民連携を進める手法としてサウンディング型市場調査、地方都市における民間活力の活用事例の講義をいただき、2 日目に民有地、農地の活用の事例、地域住民との連携の重要性とその事例、これに加えこれからはますます重要となってくる公園における観光振興として、川崎市生田緑地でのインバウンド対応についてお話いただいた。3 日目の視察研修は講義いただいた生田緑地にお伺いし現地においてより詳細なご説明をいただいた。

## 【講師・テーマ等】

1 日目：11 月 20 日(月)

講師等	テーマ等
国土交通省都市局 公園緑地・景観課 課長 町田 誠	公園緑地行政をめぐる最近の動向
東京都市大学 都市生活学部 教授 坂井 文	官民連携による公園緑地マネジメント：都市公園の魅力向上と質の確保
横浜市 環境創造局 政策課 みどり政策調整担当課長 綱河 功	公園活性化に向けた民間事業者等との対話によるサウンディング型市場調査
一般社団法人かかみがはら暮らし委員会 代表理事 長縄 尚史	各務原市 【学びの森】 KAKAMIGAHARASTAND 新たな公園の利活用

沼津市 都市計画部 緑地公園課 利用推進係 係長 稲葉 宏和 株式会社 M's PLANNING 代表取締役 栗田 昭彦	中央公園 ～沼津ランニング& スキルズステーション～
--	----------------------------------

2日目：11月21日（火）

講師等	テーマ等
国土交通省都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室長 古澤 達也	都市緑化行政の動き
柏市 都市部 公園緑政課 副参事 横枕 健二	カシニワ制度について
株式会社アグリメディア 代表取締役 諸藤 貴志	遊休農地・遊休地の活用
立命館大学 産業社会学部 教授 乾 亨	地域と協働するコミュニティ政策のすすめ 住民主体が公園を活かす・公園が地域を活性化する
練馬区 環境部 みどり推進課長 塩沢 福三 練馬区 土木部 道路公園課 岩田 潤	練馬区における区民協働の取組み
川崎市建設緑政局緑政部 生田緑地整備事務所 所長 磯部 由喜子	川崎市 生田緑地における観光振興の取組みについて

3日目：11月18日（金） 現地見学研修

・生田緑地、藤子・F・不二雄ミュージアム
----------------------

### 【満足度】

講習会参加者に実施したアンケートの調査結果をみると、講義と現地見学研修を合わせた全体の内容については、未回答を除くと、「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて92%「役立つ」と回答をいただいております、大変高い評価を得たものと考えています。

### （2）パークマネジメント講習会

本講習会は、公園緑地に携わる地方自治体や指定管理者等を対象に、専門家による講義や先進事例を紹介することで、「パークマネジメント」の基本的な考え方、導入の効果や課題等について学んでいただき、公園の管理

運営に関する知見の拡大や知識の向上に役立てていただくことを目的としている

平成29年度は特別企画としてPark-PFI制度の創設をうけ、当協会が取り組んでいるPark-PFI推進ネットワークの企画として

「公園緑地の新たなステージに向けて～公民連携のあり方を考える～」と題したシンポジウムを平成30年2月8日（水）に国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟4F（セミナーホール）で実施し、202名の方にご参加いただきました。

講義内容としては、都市公園法改正の背景や主旨をお話しいただくため国土交通省による基調講演、事例発表として公共団体、プランナー、民間事業者それぞれの立場での取り組みをお話しいただいた。その後、基調講演・事例発表者によるパネルディスカッションを実施した。

### 【プログラム】

講師等	テーマ等
基調講演：	
国土交通省都市局 公園緑地・景観課 課長 町田 誠	「公園緑地の新たなステージ」
事例発表：	
名古屋市緑政土木局 緑地部長 今西 良共	名古屋市の名城公園（北園）営業施設等の導入について
株式会社E-DESIGN 代表取締役 忽那 裕樹	愛着と誇りを持って使いこなす風景 ー水都大阪と草津川跡地公園ー
タリーズコーヒージャパン株式会社 事業開発本部 事業開発管理グループ長 知久 和男	「地域に根ざしたコミュニティカフェとなる」タリーズコーヒー隅田公園店の取り組み
パネルディスカッション：	
「公園の新たなステージに向けて～公民連携のあり方を考える～」 コーディネーター：橘俊光（日本公園緑地協会公園緑地研究所総括研究員/兵庫県立大学客員教授） パネリスト：今西良共、忽那裕樹、知久和男	

【満足度】

講習会参加者に実施したアンケートの調査結果をみると、全体の内容については、「とても参考になった」51%、「参考になった」45%をあわせて 96%の方が「参考になった」と回答をいただいたことから、大変高い評価を得たものと考えている。

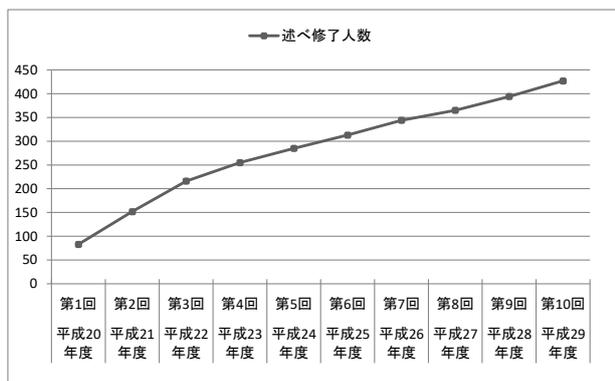
とても参考になった	参考になった	どちらでもない	参考にならなかった	全く参考にならなかった
51%	45%	4%	0%	0%

(3) プールの安全管理のための管理責任者講習会

プールの管理については、平成 19 年 3 月に文部科学省、国土交通省から出された「プールの安全標準指針」において、「プールを安全に利用できるよう適切かつ円滑な安全管理を行うため、『管理責任者』等からなる管理体制を整えることが必要である」とされており、本講習会では、主にプールの管理責任者に携わられる方を対象に、安全で衛生的な管理及び運営の知識や技術を体系的に修得していただくことを目的に平成 20 年より実施している。

平成 29 年度は 6 月 13 日（火）、14 日（水）の 2 日間にわたり 33 名の方にご参加いただき、講習を受けていただいた最後におこなう修了試験においてすべての方が所定の成績をおさめられ修了証を発行した。

本講習会は本年度で 10 回を迎え、その間参加・修了証を発行した方は 427 名となった。



(4) 都市公園等における遊具の「日常点検講習会」

本講習会は、日常的に都市公園、保育園、幼稚園、小学校等において遊具の点検を担当している方々に、より精度の高い日常点検を行うための専門知識と技術を習得していただくことを目的に、一般社団法人 日本公園施設業協会と共催で、平成 17 年度より全国主要都市で毎年実施している。

平成29年度も全国8か所の会場で講習会を実施し、計952名の方にご参加いただいた。

2. その他

(1) 「海外の日本庭園を学び・考える」講演会・シンポジウム

本講演会・シンポジウムは、日本公園緑地協会と福島民報社の主催で英国ロンドンのホーランド・パークにある福島庭園の整備に尽力され、第 25 回佐藤国際交流賞を受賞された元ホーランド・パーク園長、バリー・マクローリン氏を招いて、平成 29 年 6 月 1 日（木）わいわいホール（福島市子どもの夢を育む施設 こむこむ館 1 階）で造園を学ぶ県内の農業高等学校の生徒約 30 名を始め一般市民及び造園関係者を含め約 200 名の参加をいただき実施した。

マクローリン氏の「日本庭園を通じた文化交流ーロンドンに開園した福島庭園ー」と題した講演では、「訪れた英国人が日本の歴史と自然に興味を持つだけでなく、東日本大震災の（被災者への）共感も得られる」というロンドンに開園した福島庭園の意義を説明するとともに今回の受賞の喜びが語られた。

シンポジウムは東京農大名誉教授の蓑茂壽太郎氏がコーディネーターを務め、福島民報社の安齋康史会津若松支社長、福島庭園を設計・施工した京都の北山造園代表の北山安夫氏、東京農大国際日本庭園研究センター長の鈴木誠氏、国土交通省都市局公園緑地・景観課国際緑地環境対策官の望月一彦氏がパネリ

ストとなり、世界各国の日本庭園を活用して来日する外国人観光客を増やす取り組みや文化交流の場として庭園を整備する必要性などについて意見が交わされた。

**(2) 事例発表会「公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年の No.1 はこれだ”」及びポスターセッション**

平成29年度の事例発表会は公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年のNo.1はこれだ”と題し、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会と全国1級造園施工管理技士の会（一造会）及び当協会が実施した都市公園等コンクールで選出された最優秀作品の発表を行った。公園緑地関連のコンクールの最優秀作品を一堂に会し発表することで近年の優秀な取り組みを広く紹介することを目的に実施し、120名に参加いただいた。また最優秀作品以外についてはその他の特色ある取り組みとともにポスターセッションにおいて発表いただき数多くの事例に触れる機会を提供した。

これらの発表の内、掲載をご了解いただいた資料については当協会ホームページの会員サイトに掲載しているので参照されたい。

**公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年の No.1はこれだ” 発表一覧**

<b>一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 ランドスケープコンサルタンツ協会賞</b>
最優秀賞 設計部門 作品名 グランモール公園再整備 発表者 (株)三菱地所設計
<b>全国1級造園施工管理技士の会 一造会大賞</b>
大賞(施工) 作品名 土地の歴史と自然を活かした公園整備 (立川基地跡地昭島地区2号公園) 発表者 西武造園(株)

<b>一般社団法人日本公園緑地協会 都市公園等コンクール</b>
国土交通大臣賞 施工部門 作品名 俣野別邸庭園(内苑) 発表者 横浜市環境創造局、(株)サカタのタネ
国土交通大臣賞 材料・工法・施設部門 作品名 南池袋公園 リボンスライダー 発表者 (株)アンス
国土交通大臣賞 特定テーマ部門 作品名 草津川跡地公園(区間5) 発表者 草津市、(株)E-DESIGN

※都市公園等コンクールで国土交通大臣賞を受賞した、設計部門「水郷佐原あやめパークのリノベーション」(受賞者:(株)グラック、香取市)については全国大会2部で報告いただいた。

**ポスターセッション 発表一覧**

	<b>特色ある取組</b>
①	邪馬台国時代における吉野ヶ里遺跡の位置づけを探る企画展の開催
	<b>ランドスケープコンサルタンツ協会賞 入賞作品</b>
②	肥後細川庭園
③	福岡市水上公園 SHIP'S GARDEN SAILING PARK～世界へ、市民とともに帆をあげて
④	かなたけの里公園のパークマネジメント
⑤	千葉みなと地区における公園からの賑わいづくり
	<b>一造会大賞 入賞作品</b>
⑥	城跡の里山管理
⑦	“理想の公園”プロジェクト『PAL PARK』のプロトタイプ造り
	<b>都市公園等コンクール 入賞作品</b>
⑧	横浜市庁舎緑化再整備・街のリノベーション
⑨	tonarino ～名古屋市・名城公園にオープンした民設民営の営業施設～
⑩	河川公園の特性を“再デザイン”で最大化～吉見総合運動公園～
⑪	市民参画により自由な広場・遊び場が生み出された「朝霞の森」
⑫	子供から高齢者まで楽しめる、花と緑の公園(会場)づくり
⑬	新治里山公園の管理運営
⑭	官民連携の取組による皇居外苑の水質浄化
⑮	人の流れの創出と交流拡大を目指す ふるさと公園あおき
⑯	船橋市ふなばし三番瀬海浜公園(ふなばし三番瀬環境学習館他)
⑰	レッズランドプロジェクト～ハイブリッド芝によるピッチの改修
⑱	山下公園・港の見える丘公園のバラ園の育成管理
⑲	県立幕張海浜公園における“利用者の声育てる”公園での「子育て支援」

## Ⅱ. 公園緑地整備・管理事例集

## ■公園緑地整備・管理事例集 II-01

## 平成 29 年度 公園緑地先進事例調査

事業部事業課長 唐澤 千寿穂

当協会は、様々な事業を通して多種多様な多くの先進事例を紹介してきましたが、その先進事例の中から、5 事例を選びご紹介いたします。

この先進事例が、今後の公園整備や公園管理の課題解決の一助となることを期待いたします。

## 事例 1 公園からの健康づくり

## ～一般社団法人公園からの健康づくりネットの活動～

## 1. 公園からの健康づくりとは

日本の平均寿命は男性 79.55 年、女性 86.30 年に達する<sup>1)</sup> 一方で、不健康な期間が男性で 9.13 年、女性では 12.68 年あると言われ、いまや、日本の国民医療費は年間 40 兆円を超えた。

厚生労働省は 2025 年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるような包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。これは高齢者に向けた「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるものとされる。地域包括ケアシステムは高齢者を想定したサービス体系であるが、メタボドミノ<sup>2)</sup> で例えられる生活習慣から重篤な病への流れは、若い頃的生活習慣が高齢になるにつれて影響を及ぼすと言え換えられる。若い世代の正しい生活習慣は、将来の元気な高齢者をつくることにつながる。病気を予防し、健康でイキイキとした生活を送るための改善として、運動を習慣化することが重要である。

地域包括ケアシステムが示す専門的サービスのうち、「医療」は病院が、「介護」は福祉施設が地域に用意されるが、肝心の健康を支える

「予防」のための具体的な場が示されておらず、この予防を担う場こそ「公園」であるという考えが「公園からの健康づくり」の理念である。

こうした取組を先進的に実施している一般社団法人公園からの健康づくりネットによれば、公園からの健康づくりには特段の新たな設備投資はならず、芝生の広場でもあれば、あとはソフトを提供すればよいといった考え方により普及を進めている。

## 2. 一般社団法人公園からの健康づくりネット

一般社団法人公園からの健康づくりネットは、都市公園を活用し、健康づくりに取り組むための事業を行う団体で、「人々の健康を支えるのは公園だ」との信念のもと、大阪府内の大規模公園をネットワークさせ、「大阪発、公園からの健康づくり」推進グループとして 3 年余にわたり活動してきた。この事業を全国ネットワークへと展開するため、平成 28(2016)年 11 月に一般社団法人として設立されたものである。パークシステムとヘルスケアシステムとを有機的に結びつけることにより、公園から人々の健康と豊かな暮らしを実現するための環境、運動の機会、健康情報等を提供する事業を行い、誰にも体を動かすことの楽しさと公園の魅力を伝え、わが国が直面する社会課題の解消に貢献することを使命としている。

また、公園からの健康づくりネットは、公園を、様々な層の利用者が集まり、生活者の生の声を聞くことができる有効な双方向的媒体として捉えており、公園の取組が健康寿命の延伸と医療費の削減につながるという、これまで考えられてこなかった社会全体の大きな枠組みを見据えて事業を展開している。こうした事業を継続することにより、「良好な公園を維持することが人と社会に健康をもたらす」という新たな公園評価がなされることをビジョンとして取り組んでいる。

以下、公園緑地を活用した健康づくりの先進事例として、一般社団法人公園からの健康づくりネットの取組を紹介する。

### 3. 公園からの健康づくりネットの理念と理論

公園からの健康づくりネットは、「健康」の定義を世界保健機関にならい、「病気でないとか、弱っていないという事ではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」であるとする。この「健康」に働きかける「健康づくり」とは、一人ひとりの肉体や精神、社会への関わりについての状態を整え、満たすことを目指す取組である。

健康づくりに重要なのは運動を継続、習慣化することであり、成功体験による積極性の醸成を担うものである。健康への不安は意識するとしないとかかわらず誰も持っているものであり、この健康への不安を運動へのニーズに変えるには、楽しく効果的に続けられる継続支援が必要である。

定期的な運動を継続するためには運動に対する4つの感情の側面、すなわち自覚的能力、自覚的社会交流レベル、斬新な経験、身体的疲労感が求められるとされる<sup>3)</sup>。これから紹介する事業には、それぞれに対して成功体験、コミュニケーション、運動習慣のないターゲット、適切な運動強度の4つの特徴が当てはまっている。

人はそれぞれ適切な運動強度が違い、また同じ人でもコンディションやトレーニングの継続

で変わることから、効果的に運動を継続し、成功体験を得るためにはその人自身に合った運動強度の運動を選ぶことが重要となる。これは乳酸閾値という息が上がる手前の運動強度、すなわち最大酸素摂取量の2分の1程度の運動で、この強度をニコニコペースと呼び肉体的にも精神的にも負担なく体力向上が図れるとする。ニコニコペースの運動を続けることで生活習慣病の改善に効果がみられ、そのほか脳機能の改善、ある種のガンの予防にもつながるとの報告に基づくものである。

### 4. 実施事例「ヘルシージョイプロジェクト」

公園からの健康づくりネットが実施する「ヘルシージョイプロジェクト」は、きっかけづくりの「ヘルシージョイフェス」、運動継続支援の「ヘルシージョイクラブ」の大きく二つの事業で成り立っている。

健康づくりや運動習慣づくりに取り組んでもらうためには、正しい情報を知ってもらう必要がある。このため、公園が健康づくりにどのように役立つのか、公園をどう使えば健康になれるのかという情報の発信は、集客力のある大規模イベントが効果的である。当該法人は、健康情報の発信と、運動習慣のキッカケを提供するための大規模イベントとして、「ヘルシージョイフェス」を開催している。

一方で、公園で運動習慣を身につけるための支援として「ヘルシージョイクラブ」も実施している。こちらは次の3つの特徴を持ったプログラムであり、自分で、自分のために、自分に適した運動が選べる「セルフコントロール」の支援として組み立てられている。

#### ①その人にあった強度での運動を

ひとりひとり異なる適切な運動強度を伝え、負担なく体力を向上

#### ②花と緑が豊かな公園で

公園の自然に囲まれて、気持ちよく運動

#### ③だれもが気軽に参加できる

公園はオープンでフレンドリー!初心者も参加・継続しやすい

5. 活動紹介

(1) ヘルシージョイフェス with フィンランド

開催日：①平成 29 年 5 月 20 日 (土)

②平成 29 年 10 月 14 日、15 日

(土・日)

会場：①大阪府営服部緑地

②大阪市営鶴見緑地

来場者数：①5,000 人 ②2,900 人

天候：①晴れ ②曇り・雨

料金：一部有料プログラムあり

プログラム：トランポリンエクサ・太極拳・バランスコーディネーション・ハートフライズ・ポスチュアウォーキング・スロージョギング・ノルディックウォーキング・モルック大会・サウナヨガ・フィンランドタンゴ、民族楽器カンテレ、ブース等

特長：

- ・フィンランド独立 100 周年記念イベント
- ・テーマ性のあるイベントで楽しく健康に
- ・楽しみながらの運動で適度な運動強度の知識獲得
- ・ヘルシージョイクラブの広報で運動を習慣化
- ・フィンランド大使館、関西日本・フィンランド協会、フィンエアー等の後援・協賛
- ・健康保険組合や鍼灸マッサージ師会、健康関連企業等ヘルスケア産業とのコラボ

(2) ヘルシージョイクラブ

会場：①大阪府営山田池公園 (枚方市)

②新宿区立新宿中央公園

③枚方市市民の森

開催期間：①平成 28 年 11 月～継続中

②・③平成 29 年 10 月～11 月

プログラム：スロージョギング・各種ヨガ・ポスチュアウォーキング・フラダンス・ノルディックウォーキング・太極拳・整体エクササイズ・モルック等

料金：800 円～1,000 円

時間：60～80 分間



図 1 大規模イベントチラシ



写真 1 大規模イベントプログラム実施の様子

特長：

- ・公園を活用した屋外での実施
- ・これまでにない多様な内容を毎日開催
- ・参加しやすい価格設定
- ・1回からでも参加可能なシステム
- ・オープンな環境
- ・プログラムへの参加から成功体験まで、自主的な公園での運動継続をサポート

実施プログラム数 (回)：①346 ②20 ③15

参加者数 (人)：①1,526 ②73 ③29<sup>4)</sup>

参加者の声：

- ・解放感と空気感が気持ちいい
- ・自分に合った走り方やペースを知って、これ

- までより楽しく走れるようになった
- ・ずっと気になっていたのに何もやっていなかった、続けて参加するつもり
- ・空气がいいところでみんなと一緒にするのがとても楽しい
- ・運動不足が気になっていた、正しい歩き方と体にどう効くかがわかった



図2 ヘルシージョイクラブちらし

6. 今後の展開

(1) 政策への訴求

都市公園は人々の健康と健全な社会において重要な役割を果たすことが知られているが、近年財政的な課題から窮地に陥っている一方、有用な都市インフラとして再生され、都市の価値を上げることに成功している例もみられる。平成27(2015)年、国際シンポジウム「パークマネジメントの未来」一魅力ある公園とその経営―が兵庫県立淡路夢舞台国際会議場で開かれ、公園が人々の健康にとって不可欠であることを再確認し、公園における健康への役割を理解し、展開していくための「パークマネジメント淡路宣言2015」が採択された。公園は安全で美しいばかりでなく、都市の環境、人々の健康と健

全なコミュニティ形成に貢献し、さらに住宅、労働、教育上の問題、そして暴力・犯罪など、都市が内包するほとんどすべての課題に対応できる緑の施策ツールであることを再認識すべき時に来ている。

わが国は世界の先進国のなかで1億2千万人も人口を抱え、2060年代には高齢者人口の割合が40%に近づくことが予測されている<sup>5)</sup>。この少子高齢化の問題は日本だけでなく世界が今後抱える課題であり、その最先端にある日本の取組の動向がいま注目されている。健康寿命の延伸は、医療を受ける人々の減少、すなわち医療費の縮減を意味し、年間40兆円を超えたわが国の国民医療費を下げるには、具体的なプログラムと、それをおこなう場として「都市公園」を明記することが重要であると、公園からの健康づくりネットは言っている。

公園からの健康づくりネットは、誰でも身近に、安全、快適に利用できる都市公園を活用して、現在30%程度しかない運動習慣のある人<sup>6)</sup>の割合を、10%向上させることを当面の目標としている。例えば、人口20万人都市であれば一般的な体育館50館分の利用者数にあたる延べ運動人数となるところ、多くの市民アンケートが示す、運動をする場所は「公園や河川敷」との4割を超える回答に従い、すでに整備された都市公園の活用に着目している。20万人都市に、気持ちよく運動できる500㎡の芝生が整った10ヶ所の公園さえあれば、芝生整備のインシヤルコスト5,000万円、プログラム実施と芝生管理の年間事業コスト8,500万円に対し、国民医療費の縮減効果は年間20億円<sup>7)</sup>にのぼると試算している。

このように、公園からの健康づくりネットの取組は都市インフラとしての公園の活用と、市民の健康寿命延伸というふたつの課題を、10倍以上の費用対効果をもって解決する可能性を含んでおり、当該法人は全国にこの取組を展開していくため、特に健康施策に取り組む市長に、フラッグシップモデルとして取り入れるよう提言している。

(2) 企業参画の推進

一方で、わが国の人口は、2050 年代には 1 億人を下回り、経済を支える生産世代は 50% を切ることが予測されており、老年人口は 4 割に近づき、高齢者 1 人を生産世代 1.3 人で支える時代となる<sup>5)</sup>。加えて、少子化傾向により慢性的に働く人材の不足が懸念され、すでに現在でも兆候がみられるこうした社会状況により、経済産業省や厚生労働省では企業の健康経営を推進している。

働く世代の減少は、人材を有限財産と考えいかに健康に働き続けられるか、さらには 65 歳を超えてからもどれだけ元気に働けるかということを考えさせずにはいられない。体や心を悪くしてから改善や治療をするのでは根本的な解決はできないため、悪くすることなく元気に働けることが重要である。窓の向こうに木や森や広い芝生がみえるオフィスで働く人はストレスが少なく、労働意欲が高い<sup>8)</sup>といわれるが、これはブライアントパークやハイラインの周辺エリアの地価上昇と無関係ではない。公園は隣接地の地価を高め、経済を活性化させることが指摘されている。

公園からの健康づくりネットではこうした公園の効能を發揮するため、公園そのものの整備や高品質な管理（ハード）もめざすが、そのうえで公園を活用した健康づくり（ソフト）の展開が重要と考え、将来の高齢者となる（高齢者となっても働き続けなければならないかもしれない）いまの生産世代が、いまのうちから病気や不調を予防するためのプログラムを提供している。生産世代を中心に運動習慣のある人の割合を 10% 向上させるためには企業の協力が欠かせず、各企業が自社の人材を財産と考え、健康に働き続けられるよう予防に取り組む必要がある。

公園からの健康づくりネットが提供する公園での運動継続支援プログラムに 2 万人が参加するには 1 年間に 4,000 講座の開催が必要であり、これらの年間事業コストは 8,000 万円程度で、1 人あたり 1,000 円/回程度の参加費を要する計算となる。これに対して、2 万人が運動習慣

を身につけた場合の国民医療費の縮減効果は年間 20 億円<sup>7)</sup>であるから、約 20% を占める事業者負担の軽減が期待できる。

健康経営は、企業にとってすでに大きなテーマとなっており、人材への投資は上質なサービスの提供と将来にわたる安定した経営をもたらす。公園からの健康づくりネットは、企業からの支援により例えば受講者の負担を減らすことができ、あるいは広報による事業継続性が高まり、運動支援プログラムへの参加率や継続率が格段に上昇すると見込んでおり、働く世代がより運動習慣を身につけやすくするため、企業に向け開催支援などの賛同、従業員の受講促進、受講費補助などの健康経営への導入を促している。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
11/13-27 12/11	11/14-18-22-29 12/6-13-20	11/20-9-16-30 12/7-14-21	11/21-10-17-24 12/8-15-22	11/22-11-29 12/13-20	11/19-12/1 12/2-9	11/5-12-19-26 12/3-10-17
10:00 ▼ 11:00	10:00 ▼ 11:00	10:00 ▼ 11:00	10:00 ▼ 11:00	10:00 ▼ 11:00	10:00 ▼ 11:00	10:00 ▼ 11:00
13:00 ▼ 14:00	13:00 ▼ 14:00	13:00 ▼ 14:00	13:00 ▼ 14:00	13:00 ▼ 14:00	13:00 ▼ 14:00	13:00 ▼ 14:00
15:50 ▼ 17:00	15:50 ▼ 17:00	15:50 ▼ 17:00	15:50 ▼ 17:00	15:50 ▼ 17:00	15:50 ▼ 17:00	15:50 ▼ 17:00

図 3 運動継続支援プログラムチラシ  
毎日のプログラムを運動強度とともに記載



写真 2 運動継続支援プログラム実施の様子

7. 期待される効果

これらの事業において、公園からの健康づくりネットでは以下の効果を見込む。

(1) 行政と公園にもたらすメリット

○公園の本来活用

自然環境の確保による豊かなくらしと快適なまちといった公園の本来目的に合致する健康づ

くりの取組により公園の価値向上

#### ○健康寿命の延伸と医療費縮減

運動習慣のない生活者を対象とした運動の習慣化で、生活者の健康寿命を延伸・医療費の縮減につながり財政が改善

#### ○公園維持管理と健康の良循環

公園での健康づくりの最大の特徴は良好な環境の中で気持ちよく実施することであり、公園を良好に維持管理することが生活者と社会に健康をもたらすというつながりが発生、この考え方の定着により公園での健康づくりで縮減された医療費を公園予算に還元

### (2) 企業や経済への波及

#### ○組織イメージ向上

社会貢献に積極的に取り組んでいる企業・団体としてブランドイメージが強化されるとともに、社会的な課題（健康寿命の延伸）を組織の強みで解決（共通価値の創造、CSV [Creating Shared Value]）することで組織を持続的に成長

#### ○新たな市場の獲得

7割と言われる運動習慣のない生活者への健康づくりの実験・体験・サンプリングの場ととらえ、「7割」の市場に向けたヘルスケア産業の生きたカタログとして活用

#### ○広報連携

企業・団体の名称や支援内容を、幅広いメディアへ積極的に広報

#### ○内部意識の向上

組織の健康寿命延伸への貢献により従業員の健康意識・仕事の能率が向上、健康保険料が低減、良好な職場環境として就職を検討する学生等へのイメージアップ、応募の質的・量的向上

#### 補注

- 1) 平成22年国勢調査による。
- 2) よくない生活習慣を続けることで肥満になり、肥満というドミノが倒れると、高血糖や高血圧、脂質異常などの状態からメタボになる。このメタボドミノが倒れると下流の重篤な疾患に発展するため、上流のうちに生活習慣を改善することが大切という考え方。
- 3) Benjamin Wienke, Darko Jekauc (2016), A Qualitative Analysis of Emotional Facilitators in Exercise, *frontiers in Psychology*
- 4) 実績値は、①は2017年11月末、②③は12月末時点。

5) 国立社会保障・人口問題研究所(2017), 日本の将来推計人口(平成29年推計)。

6) 「運動習慣のある者」とは、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者で、平成28年度調査では男性で35.1%、女性で27.4%(厚生労働省平成28年国民健康・栄養調査結果)。

7) 那珂川町と福岡大学が連携した高齢者健康づくり推進事業では、ニコニコペース運動継続による医療費への影響を調査し、2年間の運動を行った被験者の1年間の総医療費は、運動開始前の1年間の総医療費に比べ10万円の減少が確認。さらに、運動をしなかった被験者は35万円増加しており、運動をすることにより年間45万円の総医療費増加抑制効果が期待できることを確認。

8) Rachel Kaplan, Stephen Kaplan, Robert L. Ryan (1998), *With People in Mind: Design and Management for Everyday Nature*, Washington, D.C., :Island Press/春日井晶子訳, あなたの子どもには自然が足りない, 早川書房

協力：一般社団法人公園からの健康づくりネット

事例2 地域や園内動植物の保全と活用等への取り組み

～国営みちのく杜の湖畔公園～

公園名称：国営みちのく杜の湖畔公園  
 設置者：日本国  
 運営維持管理業務者：  
 みちのく公園マネジメント共同体  
 ((一財)公園財団、ジェイアール東日本  
 コンサルタンツ(株))  
 所在地：宮城県柴田郡川崎町大字小野字  
 二本松 53-9  
 連絡先：みちのく公園管理センター  
 0224-84-5991  
 都市公園種別：国営公園  
 公園面積：647.4ha

1. 公園の概要

(1) 位置と整備概要

国営みちのく杜の湖畔公園（以下、みちのく公園と略す）は東北地方唯一の国営公園として、平成元（1989）年に開園した。

人工湖（ダム湖）である釜房湖の周囲に整備され、自然に恵まれた環境にあることもあり、公園のテーマは「豊かな自然とのふれあいを通じて人間性の回復向上」である。

(2) 整備内容

「南地区」「北地区」「里山地区」に分かれて整備されており、公園全体の供用面積は647.4ha、このうち355.1haは水面である。

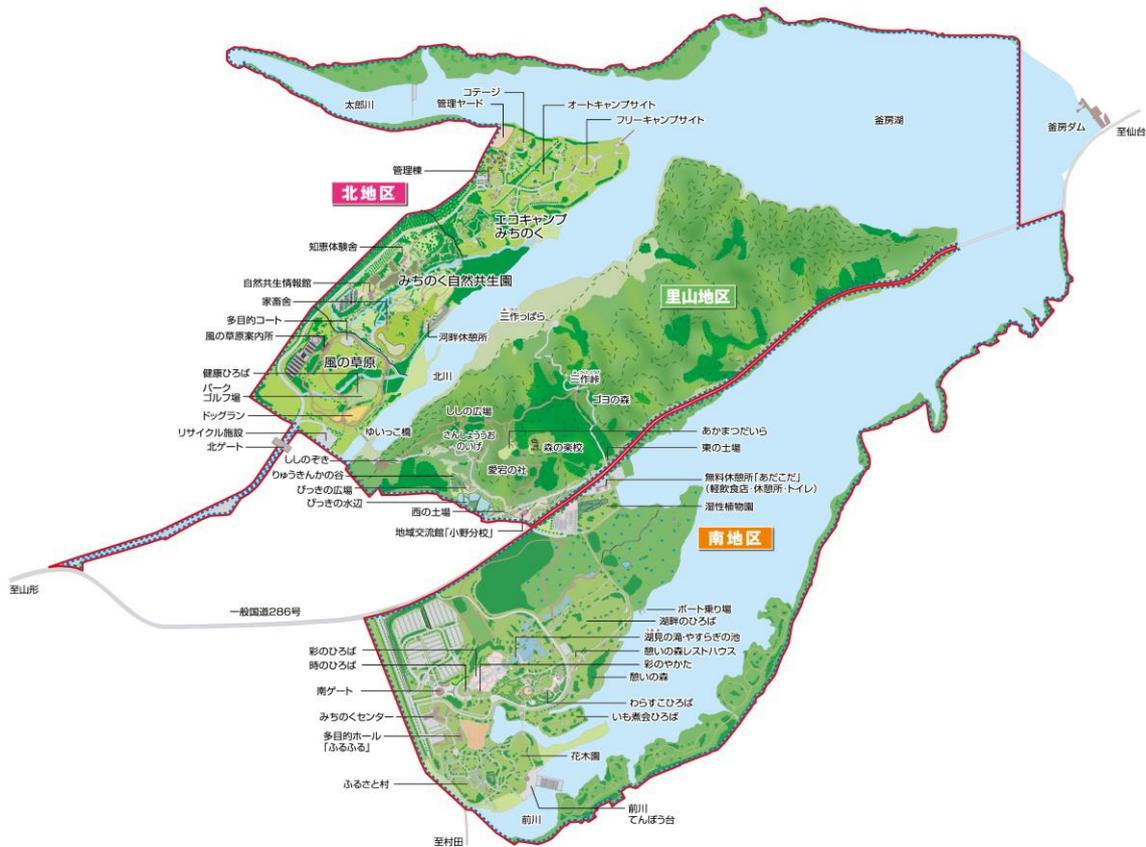


図1 みちのく公園平面図

## 「南地区」

- ①時のひろば
- ②彩りのひろばと彩のやかた
- ③わらすこひろば
- ④だんだん畑と多目的ホール
- ⑤ふるさと村
- ⑥花畑

## 「北地区」

- ①エコキャンプみちのく
- ②風の草原
- ③自然共生園

自然共生情報館、知恵体験舎

## 「里山地区」

森の楽校、地域交流館「小野分校」  
ふれあいプラザ

## (2) 利用と管理の状況

### 1) 利用状況

他の国営公園と同様に、入園料 410 円（大人）と駐車料金 310 円（普通車）が必要であり、3 地区に分かれているため、地区間の移動の際は入園券の半券を提示する。

平成 28（2016）年の入園者数は約 74 万人で、近年は横ばいで推移している。

### 2) 管理状況

平成 28（2016）年度から平成 32 年（2020）1 月 31 日までの 3 年 10 ヶ月の運営維持管理業務を、みちのく公園マネジメント共同体（代表者一般財団法人公園財団）が受託し管理にあっている。園内では、「花のフェスティバル」をはじめ、ポピーまつりや夏フェスなどの大規模イベントを開催し、施設ごとにもいつでも楽しめる多様な利用プログラムを提供している。公園で活動するボランティア団体も多数有り、募集も随時行われている。

## 2. 動植物管理への取り組み

### (1) 動植物管理の概要

#### 1) 敷地条件

公園内外には豊かな自然が残り、貴重な動植物も生息・生育し、国の特別天然記念物に指定

されているニホンカモシカも出没する場所である。

一方で、元々湿地であった所が多く、湖畔に位置しているため地下水位も高く、砂礫層が多いこともあり、一部の植物にとっては適さない生育環境もみられるため、土壌改良などが必要な箇所もある。

また、冬季の気温は仙台市内よりも 2、3 度低く、積雪は少ないが、蔵王降ろしと呼ばれる強い北西風が吹くため、これも植栽に大きな影響を与えている。

開園当初は多様な樹種を試験的に植栽したため、その痕跡が駐車場外周部などに現在も残っている。

### 2) 管理体制

動植物の管理は植物管理グループが担当し、専従職員は 2 名である。この 2 名で彩りのひろばや、花畑などの設計や材料手配などを担当している。現場作業は、造園業者やシルバー人材センターに委託している。

### (2) 管理内容

#### 1) 植物管理

園内の樹木は、自生するものや開園当時に植栽された老木も多く、日常の点検、枝打ち、伐採等の危険木管理が中心となっている。ハルニレやトチノキ、サクラ類などの害虫が付きやすい樹木については防除に努めている。

彩のひろばや花畑、だんだん畑などでの大規模花修景には力を入れているが、それぞれの場所の花の植え替え時期が重なるため、材料の準備や人手の手配の調整が重要である。

芝生は、標準的には年 5 回刈りとしているが、利用が多い湖畔のひろばやドッグランなどは年 9 回刈りとしている。

特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウやオオキンケイギクの侵入もあるため、定期的な除去作業を行っているが、公園外の同種からの種子の飛来もあるため、いたちごっことなっている。

間伐材や枝葉、刈り芝草などの植物発生材料は、全て園内で処理して、クラフト材料や薪、チップ、堆肥などにリサイクルしている。

## 2) 動物管理

以下のような危険生物・有害動物への対策を講じている。

**スズメバチ**：近年増加しているため、園路沿いなどの利用が多い場所の巣は見つけ次第撤去している。また、ペットボトルを使った手作りのトラップで、女王蜂の駆除を行っている。

**イノシシ**：餌が少なくなる冬場に、夜間に風の草原などの芝生を掘り起こす被害があるが、来園者への危害は少ないと思われるため、特段の対策は講じていないが、地元猟友会の協力により、公園の外柵に沿って「くくり罠」を設置する等の対策を講じている。

### (3) 植物の保全・育成への取り組み

#### 1) 保全・育成の対象

公園に生育する植物は、樹木や草花など整備に合わせて新規に植栽された種が多いが、公園予定地やその周辺エリア元来の草地、林床部、湿地等に自生する「自生種」は、貴重な植物資源であるため、保全や活用に取り組んでいる。

維持管理を行っている公園財団では、管理を受託する国営公園の貴重な自然資源の保全・活用事例をデータベースとして収集整理しており、選定するポイントを次のように定めている。

- 希少性が高い
- 広報対象として重要
- 当該公園にとって貴重
- 来園の動機付けになっている
- 花・葉・実が美しく観賞価値が高い
- 保全自体のPR効果が高い
- 昆虫の食草となっている
- 行催事の材料に利用できる

#### 2) 保全手法

公園全体として生物の多様性を確保するため、人の立ち入りを制限する区域の設定や、自然遷移を促す、里山的な管理を十分行うなど、多様な管理方法の導入や管理水準の設定を行っている。

具体的には、里山地区の湿性草地に群生するリュウキンカを保全するために、群落内でリュウキンカを圧迫するカサスゲを刈り払う選択的草刈りを行っている。また、草刈・芝刈の時期

調整では、芝刈工の施工時期を調整して通常より遅らせることで、芝生地に出現するネジバナの花芽を守り開花状態を維持させている。

クリンソウ、サクラタデ、ツリフネソウなどについては、発生数・開花等の状態を継続的に確認する経過観察に留めている。

### (4) 動物の保全・育成への取り組み

#### 1) 保全の対象

公園財団では、国営公園で保全対象とする動物を選定するために、希少性や広報対象など、前述した植物と一部共通した観点を設定している。

ただし、動物は植物と異なり、移動し、周囲への農作物への被害や人的な危害をもたらす種もあるため、それらの特性に配慮した上で保全対象種を設定している。

#### 公園で保全対象となる主な動物

**ほ乳類**：カモシカ、キツネ、ノウサギほか

**鳥類**：オオタカ、オオヨシキリ、キジ、カワセミ、コガモほか

**両生類**：トウホクサンショウウオ、ニホンアマガエルほか

**魚類**：ドジョウほか

**昆虫類**：オニヤンマ、カブトムシ、ゲンゴロウほか

#### 2) 保全手法

大型動物については移動距離も大きいいため、動物そのものに直接作用する行為を取るのではなく、行動圏・生活圏である公園の自然環境を保全することを第一としている。広大な生活圏を必要とし、生態系の頂点に立つオオタカ等の猛禽類については、雛鳥の子育て時期に営巣地への立ち入りを制限するなど、一部エリアに限定した保全対策も同時に行っている。

生活圏が公園内の生息地に依存する小動物に対しても、管理業務の中で、棲みかや食料を確保するための保全手法を採用している。

例えば、園内で実施する草刈工の際に、部分的に刈り残す場所をつくることで生物のための「エコパッチ」を創出させているほか、あえて

枯れ木、衰退木、落ち葉を樹林地内の一部に残存させることも行っている。

カブトムシやクワガタの棲みかづくりとして、剪定枝の一部野積みや園内の落ち葉を利用したマットづくりも行っている。

### 3. 自然共生園の概要

#### (1) 整備の経緯など

北地区にある自然共生園は16.8haで、人々が自然と共に暮らしていくライフスタイルとも言える「自然共生」を再現するために整備されたエリアである。もともと水はけがあまり良くなく、昭和30年代の開拓が始まるまでは湿地や笹藪などが覆う原野であったと推測されており、40年代にはダム用地となったため放置された。

その後、ササが密生し、アレチウリなどの外来種が一面に繁茂する荒地となったが、一部でサクラソウなどの野草が残存していることがわかったため、公園を整備する中で、野草の保全・育成にも取り組まれた。このため、自然共生園に導入する草本についても地元を中心に公園外の畦畔や萱場跡地などから種子を譲り受け、その種子を2~3年間育成管理を行った上で植栽している。また、遺伝子系統保全のため、園内に自生する種は導入しないようにし、自生しない種を導入する場合も産地は一カ所としている。このことで、消失しそうな民有地の絶滅に瀕した野草の遺伝子の保護も公園で試みている。



図2 自然共生園平面図

## (2) 自然資源の保全・育成を目的とした管理

### 1) 野草の保全増殖

野草を中心とした園内に自生する植物種や、新規に植栽した植物種を保全・育成するために、草刈、除草、落ち葉掻きなどにより野草の生育環境である植生の基盤管理、増殖、苗の育苗、マルチングなどによる野草の増殖育成を行っている。このため、野草を育成する場所では、踏付けや刈払いに注意する必要があり、その範囲の作業を行う場合は、事前に作業員と担当職員とで保全対象種を確認しているほか、作業員が野草を同定できるよう、講習会などを作業前に実施している。



写真1 選択的除草作業

野草の増殖育成は、サクラソウなどの個体数が少なく消失リスクが高い種を中心に、タネの採取を行い、現地やポットに播種して増殖を行い、個体数の維持や増殖を図っている。

苗の育苗は、ポット苗を使用し降雨で芽生えが損傷しないようビニールハウスなどで養生し、夏期は必要に応じて、寒冷紗などで日照を調整している。乾燥を防ぐための灌水は、夏期は毎日、冬期は週1~2回程度実施している。



写真2 サクラソウのポット育苗

冬期凍上の対応は、特に積雪が無い時期は毎週確認する必要があるため、凍上があった場合に野草は直ちに植え戻し、覆土、マルチングを行っている。

### 2) 動物の保安全管理

アカガエル、ホトケドジョウなどの水生生物を保全するため、池のアオミドロなどの藻類や落葉は、育成する水草の損傷に注意して適宜除去している。すくった藻などに含まれる水生動物は、速やかに水中に戻すようにしている。また、池の砂泥堆積が著しい場合は、かい堀を行い、水生生物は水槽などに一時避難させ、堀上げた砂泥などに含まれる水生動物も保護している。

サクラソウの保全のため、合わせて受粉を担う「送粉者(ポリネーター)」であるマルハナバチが生息できるための環境も保全している。マルハナバチが生育するには、春から秋まで連続して蜜源となる多様な草花が開花するような環境が必要であるため、草花の多様性が高い広大な半自然草原や湿地を再生させる管理を行っている。

## (3) 自然資源の活用

### 1) 情報発信・案内

主に自然共生情報館において、展示見学及び園内の散策順路を設定して、興味や滞在時間に応じて、要所を見てもらえるようなコース案内と「セルフガイドコース」を設定し、利用者に情報提供を行っている。

また、魅力と利用方法を知ってもらうため、情報館での自然解説や自然共生園のガイドウォークを実施している。

農園、野草育成地では、現在栽培している作物、咲いている花などを写真付きの簡易サインで案内している。

知恵体験舎では、収穫物を活用したお茶と漬物などが試食体験でき、作物の加工過程を写真付の簡易サインで説明している。

### 2) 体験プログラム

園内の自然資源を活用した多くの体験プログラムがあり、主なものとして、園内の野草の観察や保全方法を学ぶ講座、動物観察教室、園内

の耕作地での農体験や収穫物を使用した食体験・クラフト体験などがある。また、園内の牧草地に飼育し展示しているヤギ・ヒツジとのふれあい体験、餅つきなど農家の暮らしのなかにあった行事を体験できるプログラムも提供している。

なかでも特筆される取組みとして、ふるさと村の田圃を馬で耕耘する「馬耕作業」を遠野馬搬振興会の協力によって再現させる行事がある。

### 3) ボランティア活動

みちのく公園の他のボランティアと同様に、自然共生園でも平成 23 (2011) 年 6 月から「自然共生園ボランティア」が活動している。ボランティアの活動内容は、農園・野草園の育成作業などの維持管理に関する補助のほか、一般利用者や体験利用者に対する案内、ガイドウォークなどのプログラム運営の補助などである。ボランティア活動の頻度として、平成 28 (2016) 年度の延べ参加者数は 1,750 人である。



写真3 わくわく自然塾



写真4 田植え体験

## 4. 里山地区の管理運営

### (1) 里山地区の概要

#### 1) 地区の概要

平成 26 (2014) 年度に 131.3ha で開園した里山地区は、里山の自然環境の保全、再生を行い、自然とのふれあい体験、環境学習に活用していくエリアとして整備され、3つのゾーンに分かれている。園内には、りゅうきんかの谷、さんしょううおの池などの生物の生育・生息地や、地域交流館「小野分校」、森の楽校などの施設がある。

来園者には、自然観察、森遊び、森づくり、クラフトなどの体験プログラムへの参加や、散策、ノルディックウォークなどが楽しめる。

活用ゾーン：多様な環境と利便性の高さを生かし、里山の体験学習ができる

育成ゾーン：市民団体による管理の受入れを行うなど環境育成を図る

保全ゾーン：動植物のためのサンクチュアリとして一般利用者の立ち入りを禁止し、自然植生の遷移を進める

#### 2) 立地と自然環境

里山地区は、仙台市の水瓶である釜房湖に面した里山であり、かつて薪を採り炭焼きをしていた雑木林や、100年程前に植えられた杉林があり、尾根には馬が荷を引いた里道（さとみち）、谷あいにはため池や棚田の跡も見られる。里山地区の樹林地は、コナラを主とする樹林が全体を占め、活用ゾーン側にまとまったスギ植林が分布している。また、樹林内には、かつての桑畑跡地が点在し、現在はアズマネザサなどの藪に変化しており、畑に開墾した跡地にスギを植えたような場所も見られる。

水田跡地はヤナギ林やミゾソバ群落が成立し、ダム冠水域では、外来種のオオオナモミ群落が広く覆い、その周辺はオギ群落やヤナギ林、アズマネザサ等の藪となっている。



図3 里山地区平面図

(2) 自然資源の保全・育成を目的とした管理

1) 植物の保全

里山地区では、希少性や資源性の高い種群を保全するため、レッドデータブックの記載種だけでなく、リュウキンカの大群生地やカタクリ、山菜など観察資源となる種、生育箇所が少ない種の保全を図っている。これらの植物は園路沿いに重要種が集中しているため、刈り払いや踏付けに注意している。

希少種の生育・生息地では、保全のための配慮事項について、作業前に調査職員などの確認を受けるなど留意している。また、環境選好性の異なる種群の保全のために、公園管理者が定期的なモニタリングを行い、管理方法を適宜見直す順応的な管理の実践、増殖に園内由来の種子を使用するなど遺伝子系統の保全に留意している。あわせて、薬剤は松く

い虫やナラ枯れ対策などに限定して使用し、除草剤などの薬剤は使用していない。

2) 動物の保全

ホトケドジョウ、トウホクサンショウウオ、アカガエルなどの動植物を保全育成するために、刈り払い、除草、間伐、水管理、特定外来種防除などを行い、生物の多様な湿地環境を管理している。

生態系への影響や疥癬感染に配慮し、犬・猫などのペットの入園を禁止している。里山地区にペットが入らないよう周辺から里山地区への入口に表示し、巡回時に見かけたら環境への配慮について説明後、連れ出してもらうよう利用指導している。

(3) 自然資源の活用

1) 情報発信・案内

地域交流館「小野分校」では、里山地区内の見どころやトピックスを情報掲示板や展示

園内マップなどに掲載し、利用者に対して情報提供を行っている。「小野分校」での自然解説や、里山地区のガイドツアーを実施し、里山地区の案内だけでなく自然共生園を含めた案内を行っている。さらに、「セルフガイドコース」を設定し、季節ごとの「セルフガイドマップ（旬のみどころ等）」を用意している。



図4 森の楽校の案内チラシ

里山地区の実施プログラム  
(平成 28 (2016) 年度)

自然系・里山体験

春の里山クイズラリー、森の観察会、森の楽校、初夏の里山クイズラリー、夏の里山クイズラリー、秋の里山クイズラリー、ドングリの里親、冬の里山クイズラリー

森林レクリエーション

遊具及びツリーハウス体験、かんじきで里山歩き

クラフト

小野分校木工クラフト体験、表札をつくらう、草木染めをしよう、お花炭を作らう、つるかごを編もう

ボランティア

里山ボランティア活動、里山ボランティアスタッフ研修

その他

里山の春イベント  
(里山開園二周年イベント、里山秋祭り)

※これらのプログラムの多くが毎月あるいは季節ごとに実施されたり、それ以上に実施されている

2) セルフ利用・体験利用

里山地区では、案内や指導などつけずに(セルフで)楽しんでいただくため、杖など道具の貸出を行っている。

3) 市民の参画

里山地区も、開園前から森づくりに参加する市民のボランティアが活動をしており、開園以降も自然共生園をはじめとする、みちのく公園全体のボランティア活動と同様の募集・規則により運営を行っている。あわせて、ボランティア以外に市民が里山地区の管理に参画できる仕組みとして、既存のNPOなどの団体が里山地区をフィールドとして活動ができるよう、公募も行っている。

協力：みちのく公園管理センター

事例3 ボランティアと連携した公園施設の安全管理

～岐阜県営花フェスタ記念公園での活動例～

公園名称：岐阜県営花フェスタ記念公園  
 設置者：岐阜県  
 指定管理者：  
 花フェスタ記念公園運営管理グループ  
 (イビデングリーンテック(株)、(株)日本ライン花木センター、グリーンワークス(株))  
 所在地：岐阜県可児市瀬田 1584-1  
 連絡先：花フェスタ記念公園管理事務所  
 0574-63-7373  
 都市公園種別：広域公園  
 公園面積：80.7ha

位置する可児市にあり、市域の東部に立地している。

最寄り駅はJR可児駅か名鉄新可児駅であるが、駅から公園までは徒歩圏ではないため、バスや自家用車利用が中心である。



図1 アクセスマップ

1. 岐阜県営公園の概要

岐阜県には県営公園が7つあり、このうち花フェスタ記念公園、養老公園、岐阜県百年公園、各務原公園の4か所の公園で、公園施設の安全管理のボランティア活動が行われている。

表1 岐阜県営公園一覧

公園名	種別	開設面積 (ha)
花フェスタ記念公園	広域	80.7
平成記念公園	広域	83.9
養老公園	広域	78.5
岐阜県百年公園	広域	100.0
世界淡水魚園	地区	3.4
各務原公園	総合	10.2
岐阜メモリアルセンター	運動	23.2

2. 花フェスタ記念公園の概要

ボランティア活動を行っている公園のひとつである花フェスタ記念公園は、岐阜県の南部に

当公園は、昭和55(1980)年に策定された「県土公園化構想」のもと、県下で3番目の広域公園として事業が着手され、平成元(1988)年に県営可児公園として一部オープンした。平成7(1995)年には「花フェスタ'95ぎふ」の主会場となり、その後再整備され、平成8(1996)年から花フェスタ記念公園と名前を改めて再オープンした。

公園の基本コンセプトは「世界に誇るバラ園を中心に花による感動をつたえる」であり、バラをテーマとした公園づくりが行われている。

遊具は、開園当初には十数基あったものの老朽化が進み撤去され、現在は「ふわふわドーム(空気膜遊具)」と「育々清流ネット(ネット遊具)」の2基のみとなっているが、今後、増設される予定である。



図2 花フェスタ記念公園平面図



写真1 育々清流ネット (ネット遊具)



写真2 ふわふわドーム (空気膜遊具)

入園料は大人 500 円、高校生以下は無料であるが、春と秋に開催されるバラまつりの期間は

1,000 円である。

平成 28 (2016) 年の入園者数は約 41 万人で、このうちの 6 割近くにあたる約 24 万人がバラまつり期間の入園者である。

1,700 台分の駐車場があるが、春のバラまつりの時期の週末は満車になり、近隣に臨時駐車場を 1,000 台分確保して対応している。

### 3. 花フェスタ記念公園の管理の概要

造園系企業 3 社による「花フェスタ記念公園運営管理グループ」が指定管理者となっており、現在第 2 期目の指定管理期間で、平成 28 (2016) 年から平成 34 (2022) 年までの 7 年間の管理を担当している。

管理にあたる職員数は常勤職員が 17 名、パート職員が 50 名程である。なお、パート職員のうち、経験豊富で優れた職員がバラなどの管理にあっている。

管理業務の中心は、バラを始めとする草花や芝生などの植物管理となるが、大規模な建築物

や工作物も多く、これらの施設は老朽化もみられるため、日々の点検や改修等の施設管理も、県と指定管理者で役割分担しながら行っている。

公園内の管理に関しては、以下の市民ボランティアも活動している。

●花フェスタサポーター

約 60 名：ゲート案内、園内清掃、イベント補助等

●花フェスタミュージアムアンサンブル

約 40 名：園内での練習や、定期的な無料演奏会の開催

●ターシャの庭運営グループ

約 5 名：ターシャの庭の運営（イベント、物品販売）、花木管理

（花苗代の助成と販売収益で自主運営）

●可児ローズソサエティー

約 40 名：年間 10 日程度のバラの剪定

4. 指定管理者による公園施設の管理

岐阜県では「岐阜県都市公園管理マニュアル」を作成している。遊具の点検に関しては、「遊具点検チェックリスト」が県から指定管理者に示されている。

このマニュアルでは、レベルⅠからレベルⅣまでの 4 段階の施設点検が設定されている。

このうちレベルⅠとⅡは指定管理者が日常的に行う点検であり、レベルⅢとⅣについては指定管理者と県が共同で行う点検である。レベルⅢ、Ⅳは公園施設のすべてが点検対象になっており、建築物や供給処理施設、電気設備、エレベーター、路面などの点検が行われる。

レベルⅢの点検は年間 3 回実施され、ほぼ 1 日をかけて指定管理者と県の都市公園課、可児土木事務所の 3 者が立ち会って行われている。

レベルⅣの点検では、遊具などの専門業者が同行して年間 1 回行われている。

表 2 点検区分と内容

点検区分	点検対象	頻度	点検方法	点検者	備考
点検-Ⅰ	全施設	各公園点検計画に基づく	目視	指定管理者	各公園が作成する点検計画に基づき点検を行う
点検-Ⅱ	遊具	月 1 回	目視、触診、聴診	指定管理者	遊具点検チェックリスト（点検様式-1）
点検-Ⅲ	全施設	年 3 回 (4、10、1 月)	目視、触診、聴診（必要に応じ打診、計測を行う）	県、指定管理者	施設点検チェックリスト（点検様式-2） 施設点検チェックリスト（点検様式-3）
点検-Ⅳ	全施設	年 1 回 (7 月)	目視、触診、聴診、打診、計測	県都市公園課、土木事務所（係長以上の職責の者）、指定管理者（遊具については遊具点検業者と同行）	

5. 岐阜県公園セーフティボランティアによる取り組み

(1) 取り組みの経緯

全国的に遊具事故が多発していた平成 14 (2002) 年、岐阜県でも県営養老公園で遊具が破損し、利用者がケガをするという事故が

あった。

同じころ、国土交通省により「都市公園における遊具の安全確保に関する指針について」がとりまとめられ、岐阜県でも「県営公園管理マニュアル（案）」が作成されている。

こうした状況のもと、技術系の県職員 OB

による「岐阜県公園セーフティボランティア」が平成15(2003)年6月に設立され、遊具点検を主とした活動が始まることとなった。

## (2) 組織の状況

設立当初は36名でスタートしたがその後、高齢による退会や毎年の新規入会などがあり、現在は66名が参加しており、延べ会員数は120名余りとなる。現在の会員には女性はいないが、これは技術系の職員自体に女性が極めて少なかったことによる。最高齢では90歳近い方も活動に参加している。

活動資金として会員からは3,000円/年の会費を徴収しており、これをボランティア保険の加入費や活動当日のお茶と弁当代、資料作成費等に充てている。行政からの補助金等はなく、独立した組織となっている。

## (3) 活動場所と対象公園、施設等

花フェスタ記念公園のほか、養老公園、岐阜県百年公園、各務原公園での点検活動を行っている。

毎年、春と秋の2回、それぞれ別の公園を点検しており、2年で4公園を点検している。取り組みの当初は遊具を中心とした点検を行っていたが、遊具については、安全基準等の作成やこれらに基づく指定管理者による管理が充実してきたため、現在では、点検対象施設を建築物や工作物全般、園路や植栽などにも広げて活動している。

一般の公園ボランティアと比べ、活動への参加率が高いのがこのセーフティボランティアの特徴であり、会員の約8割が毎回の活動に参加している。

その理由としては、自分たちの孫世代が遊ぶ公園をしっかり見守りたいという意識と、活動自体が親睦会的な要素もあるという点がある。

## (4) 点検活動

当日の参加者を3班程度に分け、それぞれに活動場所を指定し、午前中の1時間程度、点検を行っている。

この方法は、ひとつの施設を大勢の目でみて確認することになるため、見落としが少なくなるというメリットがある。また、会員には、河川や道路、建築や土木などの多様なジャンルの人材がいるため、専門的な視点でのチェックが行えることもメリットである。

点検は目視や触診のほか、打診や計測なども行い、異常や不具合が見つかった場合は県の職員OBという経験に基づき、その場で協議し、報告すべきレベルかなどの判断を行い、軽微なものであればその場で補修も行っている。

### 養老公園での点検活動の状況

〈平成29年6月20日〉



写真3 雨水枘のはずれ



写真4 子どもが通り抜けられる隙間

## (5) セーフティボランティアからの報告

花フェスタ記念公園で平成28(2016)年7

月に行われたセーフティボランティアによる点検では、以下に示すような事項が写真とともに整理され、指定管理者に報告されている。

岐阜県公園セーフティボランティアによる指摘事項一覧  
(花フェスタ記念公園)

○A 班検査指摘事項

- ・花のミュージアム前のガーデン通路の木製ベンチの座面の角材が腐食

- ・2階建て回廊

上側ベンチ ボルトの緩み (木の腐食) 移動ベンチ 座面の木が剥がれている

花台の棚が壊れている

- ・格子枠の雨に当たる部分の腐食
- ・1階の組立てベンチを外したあとのボルトの処理
- ・テラスガーデン止水弁のカバーの固定

○B 班検査指摘事項

- ・地球館～トンネル間

ベンチの表面のザラツキ 表面の研磨 or 塗装

上屋の汚れ清掃

- ・語らい広場西便所 囲いの支柱下部腐り
- ・花トピア前の地面の木の腐り
- ・語らい広場

テーブルにコケが生えているので清掃

テーブルの上に屋根材が無い箇所がある

○C 班検査指摘事項

- ・園路 (バラロード)

敷石のがたつき

散水栓のケースの不具合 落込み

- ・音楽広場

椅子の肘掛ボルトの緩み

椅子の破損→撤去済

テーブル天端の破損

- ・ふふふの広場 椅子破損2ヶ

- ・ふわふわドーム西の藤棚 梁の腐食
- ・世界のバラ園 園路の横断水路土砂堆積
- ・プリンセスホール雅前の照明灯の基礎復旧
- ・原種の谷 円形ベンチ破損

(6) 指定管理者の対応

セーフティボランティアから指摘があった事項に対しては、指定管理者が土木事務所と協議して対応策を検討し、修繕を行い、その結果を「岐阜県公園セーフティボランティア施設点検手直し報告書」としてとりまとめ、県に提出している。

岐阜県公園セーフティボランティア施設点検手直し報告書(抜粋)

花フェスタ記念公園 遊具 (施設点検)

A 班 平成 28 年 7 月 4 日

No.5 格子枠の雨掛部の腐食

花フェスタ記念公園 遊具 (施設点検)



写真5 手直し前

【ハンマーで点検し腐朽部は撤去した】



写真6 手直し後

B班 平成28年7月4日  
No.3 花トピア前 喫煙所付近 地面の木の腐り



写真7 手直し前

【腐朽木を撤去し、川砂にて転圧した】



写真8 手直し後

花フェスタ記念公園 遊具（施設点検）  
C班 平成28年7月4日  
No.10 原種の谷円形ベンチ部材破損



写真9 手直し前

【座面板を補修した】



写真10 手直し後

協力：岐阜県都市建築部都市公園整備局  
都市公園課  
岐阜県公園セーフティボランティア

## 事例4 公園や地域の資源・特性を活かした利用活性化

## ～鹿児島県立北薩広域公園～

公園名称：鹿児島県立北薩広域公園  
 設置者：鹿児島県  
 指定管理者：公益財団法人鹿児島県地域振興公社  
 所在地：鹿児島県薩摩郡さつま町虎居  
 連絡先：北薩広域公園管理事務所  
 0996-21-3939  
 都市公園種別：広域公園

## 1. 県立都市公園と北薩広域公園の概要

## (1) 鹿児島県立都市公園の概要

鹿児島県の県立都市公園の整備は人口中心地である鹿児島市内から進められ、現在は同市内に6カ所が整備されている。そのほか地域バランスに配慮した公園が、広域公園として北薩地域、南薩地域、大隅地域にそれぞれ1カ所ずつ配置され、9公園全てが指定管理者制度の対象公園である。現在、追加の整備計画が進められているのは北薩広域公園のみである。

## (2) 北薩広域公園の概要

## 1) 位置とアクセス

県の北部地域を占める北薩地域の中ほどに位置し、一級河川である川内川(せんだいがわ)の右岸に整備されている。人口約2.1万人のさつま町の中心市街地からは西寄りに位置する。さつま町は全国有数の竹林面積を持ち、タケノコや竹製品を出荷する「竹の町」、町内に20カ所以上の温泉施設がある「温泉の町」、町内を流れる川内川をホテル観賞船が運航する「ホテルの町」として知られ、近年はこうした資源などを行かしたスポーツコンベンションにも取り組んでいる。

## 2) 整備の経緯

平成4(1992)年に基本構想が作成され、この中で『地域のイメージ、河川、森林などの自然・景観を活かし、豊かな自然の中で様々な体験を通して安らぎと潤いの得られる空間を持つ公園として整備する』ことが基本コンセプトとして掲げられている。同8(1996)年から整備に着手、同14(2002)年に「ふるさとゾーン」などの41.3haが供用された。同28(2016)年は、のびのびゾーンの11.8haが供用され、開園面積は53.1haとなった。

現在、歴史ゾーンの計画づくりが進められており、この約9haが供用されれば、一定の概成をみる予定である。

## 3) 整備状況

主要施設として、次のような施設が整備されている。

キャンプ場：バンガロー、オートキャンプ場、フリーテント場、管理事務所(受付、ロビー、大浴場など)、炊事棟

運動広場：天然芝グラウンド

遊具広場：大型冒険遊具、幼児遊具広場、展望台

ふるさと体験エリア：茅葺き民家(里の家)、体験工房、峠の茶屋、炭焼き窯、田畑

のびのびゾーン：のびのび広場、ぐりぶ一遊具、陽だまりの丘、みんなのステージ

管理、便益施設：多目的管理棟(案内受付、展示ホールなど)、駐車場(3カ所、計281台)



図1 北薩広域公園平面図

#### 4) 管理の概要

公益財団法人鹿児島県地域振興公社が指定管理者となり現在の指定管理期間は平成29(2017)年度から同33(2021)年度までの5年間であるが、指定管理者制度の導入以降、継続して指定管理者として公園管理にあっている。

常勤及び非常勤の職員数は9名で、このほかに17名を臨時雇用している。なお、公園の北西端の運動広場に接して、地元のさつま町の「かぐや姫グラウンド(2面)」と「ちくりん公園」などがあり、これらについても、町の指定管理者として管理を行っている。組織化された公園ボランティアはいないが、イベント開催や草花の管理、清掃などには地元住民や中学校などの協力がある。

#### 5) 利用の概要

無料公園であるが利用時間帯は決まっており、基本は8:30~17:00で、土日祝日や夏休み期間などは、閉園時間を遅くしており、この時間帯で駐車場の開閉を行っている。駐車

場の利用状況などから公園利用者数を推計しているが、平成28(2016)年度の利用者数は約16.8万人で、ここ5年間をみると増加傾向にある。

平成28(2016)年度に行ったアンケート調査では鹿児島県内の利用が93%を占め、28%が鹿児島市であり、県外利用は7%であった。利用が多いのが5月に開催される春まつりと10月に開催される秋まつりの時期で、この時は町管理区域も含めた500台の駐車場が満車になり、臨時駐車場を確保してシャトルバスで送迎している。有料施設であるキャンプ場の利用は天候に左右されるところが大きいが、バンガローは人気施設であり、管理棟の浴場や露天風呂が温泉になっているため、冬季でも安定した利用がある。芝生グラウンドの利用は、さつま町の所有する2面と合わせて3面が確保出来るため、ラグビーやサッカーの大会利用や合宿利用も多い。

## 2. 公園資源などに着目した利用促進

### (1) 情報発信

#### 1) 印刷物

月ごとの催し物などを掲載した「公園だより」を毎月作成し、周辺自治体や観光施設、道の駅など90ヵ所余りに配布している。利用受付などを行う主要な催しについては、個別のチラシも作成している。

#### 2) 電子媒体

公園のホームページではライブカメラにより、リアルタイムの公園の様子を発信している。また、「ちくりんだより」というスタッフブログを開設し、毎日更新している。このブログでは、園内の様子やイベントの案内などを行うほか、「作業風景」というカテゴリーを設け、芝生管理の様子や茅葺き施設の燻蒸の風景なども発信している。

なお、イベントの年間計画はホームページに掲載し、募集などの詳細はブログにアップするなどの使い分けをしている。

#### 3) パブリシティ活動など

新聞やテレビ、ラジオへの情報提供も積極的に行っており、七夕飾りや合鴨の放鳥など公園イベントがテレビ放映されたこともあり、ラジオでは電話インタビューなども受けている。地元紙に毎月初めに折り込まれる「家庭メモ（月刊スケジュール表）」に、公園イベントの掲載を行っている。

### (2) イベントの開催

#### 1) 自主イベントの開催

公園の利用促進などを目的とした大規模イベントとして、「春まつり」「秋まつり」「公園感謝デー」「ピクニックマーケット」を行っている。「春まつり」、「秋まつり」は複合イベントとして実施しており、地元の各種団体や高校生などの芸能発表会や飲食ブースの出店、花苗の配布などを行い、2日間実施する春まつりでは約1万人、1日のみの秋まつりでは7千人の来園がある。公園感謝デーは毎年夏休み期間中に1日のみ実施し、

公園内のモウソウチクを切り出して長さ100mの樋をつくり、300名に流しソーメンをふるまっている。ソーメンを湯がいたり、配膳する部分などは、地元住民の協力も得ながら行っている。ピクニックマーケットは4月中旬に実施し、飲食や小物・地元特産品などの販売などを行う100店近くのブースが出店してにぎわいをみせている。



写真1 ピクニックマーケットの出店

### 2) イベントの誘致

大きなものでは、地元さつま町の実行委員会と共催の「お月見コンサート」があり、町内の小中学生の吹奏楽団による単独・共同のコンサートやコーラスグループの発表などが行われ、公園でも会場内で飲食の提供や、お楽しみ抽選会なども実施している。また、中学生のサッカー大会などのスポーツイベントも、公園の共催として取り組んでいる。

### (3) 利用プログラムの提供など

#### 1) 利用プログラムの開発・提供

公園では、多様な利用プログラムがほぼ週末毎に提供されている。地元のさつま町が竹のまちであり、公園内に竹林も多いことから、「竹細工体験会」は日曜、祭日ごとに実施しており、講師は地元の団体に依頼している。このほかに竹を使った取り組みとして「竹飯ごう炊飯体験」や「竹炭焼き・竹炭トールペイント体験」、「竹の子掘り体験」、「（竹の樋を使った100mの）ソーメン流し」など多様なメニューを実施している。公園内には田畑もあるため、「田植え体験」や「アイガ

モ放鳥」、「稲刈り体験」、「シイタケの駒打ち体験」などの農作業や、ここでの収穫物を活用した「餅つき体験」、「ちまき作り体験」、「そば打ち体験」なども行っている。

園内外の自然を利用した取り組みとしては「沢登り体験」や「カヌー体験」などがあり、宿泊するキャンプ客に対しては「ホテル鑑賞会」も開催している。

「絵本読み聞かせ」は、毎月の定例行事で地元のNPO法人の協力を得ながら行っている。園内の茅葺きの古民家を利用することで、落ち着いた雰囲気を出し出すことができている。

## 2) その他の利用促進策

地元のさつま町のグリーンツーリズム研究会と連携して、受け入れた農家民泊などの修学旅行生などに対し、公園で入村式や、ニーズにあわせた臨時プログラムの提供も行っている。

幼稚園や小中学校、各種団体の遠足、校外学習、研修などの利用も積極的に受け入れており、竹細工などの体験プログラムなどを提供している。

また、特筆するような草花の名所がある公園ではないが、里山の豊かな自然が見られるため、ホームページで草花や花木の開花、蝶の出現カレンダーをアップし、日々の開花状況などはブログでこまめに紹介している。

間伐材などを利用した職員手作りの木製や竹製の遊び道具が好評で、多目的管理棟の前の広場に置いてあるため、小さな子どもにとっては公園の奥まで行かなくても車から降りてすぐに遊べる場として、賑わいのある空間になっている。

多目的管理棟にあるホールは地元の催し物などに提供しており、各種団体の展示や発表、会合などは、公園と共催ということで無料で利用してもらっている。

キャンプ場の温泉施設は園内に源泉があるため、これを活用し、指定管理者で足湯をつくり、これも好評である。



写真2 職員手作りの木製遊具



写真3 足湯

## 3. 収益施設の利用促進

### (1) グラウンド

#### 1) 施設概要

北薩広域公園のグラウンドは1面だが、これに接する形で町営公園のグラウンド2面があり、両方の指定管理業務にあたっている。両者の間には特に仕切りなどもないため、外観的には一体のグラウンドとなっている。3面全て1.0ha以上の規模があり、天然芝張りでオーバーシーディングを施しており、冬季もグリーンを保っている。

#### 2) 管理状況

芝の状態を高品質に保つために、3名の専従職員を配置している。県及び町の3面のグラウンドを一体に管理しているため、予約受付の一本化が図れ、芝生の状況をみながら提供するグラウンドを決めていくことができる。多目的グラウンドは、サッカーとラグビー利用がほとんどで、使用するサイズが異なるた

め、ラインの引き直し作業が発生し、求める芝の長さも異なるため、刈り込みなどにも留意している。利用申請は2ヵ月前から受け付けており、利用料金は620円/hである。



写真4 天然芝のグラウンド

### 3) 利用状況、利用促進など

年間4万人余りの利用があり、週末はほとんど予約で埋まっている。年間を通じて高品質に維持された天然芝グラウンドで、利用料金も安価ということでラグビー合宿などのメッカとなり、九州全県からの利用がある。また、複数面のグラウンドが利用できるということで大会なども多数開催されており、シニアが参加する「ラグビーフェスタ in さつま惑交流大会」、「九州女子サッカーリーグ」などの公式戦の開催、小中学生を対象とした「北薩広域公園杯サッカー大会」をNPO法人与共催している。また、Jリーグチームの冬季キャンプも毎年行われている。合宿、キャンプなどの受入については、地元の温泉街の活性化にも通ずるため、町がスポーツコンベンションの目玉として取り組んでおり、公園ではこれとスケジュール調整を図りながら、良好な状態での芝生グラウンドの提供に努めている。

#### (2) キャンプ場

##### 1) 施設概要

バンガロー8棟、オートキャンプ場11区画、フリーテント6区画と管理棟、炊事棟がある。バンガローには温泉が引いてあり、管理棟にも温泉の大浴場と露天風呂がある。利

用料金（繁忙期）はバンガローが12,840円/棟、オートキャンプ場が2,900円/区画などである。12月29日から31日までの年末の3日間を除き、通年利用されている。

#### 2) 管理状況

申込みは利用月の2ヵ月前から随時受け付けておりキャンプ場の専従職員が対応している。施設の空き状況は、ホームページ上で確認できる。

#### 3) 利用状況、利用促進など

平成28(2016)年度の利用者数は約8,600人で、天候に左右されるところが大きい、近年はやや増加傾向にある。季節変動の大きい施設で、特に冬場の利用が減少するが、9月～3月のオフシーズンの利用は割引することで、利用促進を図っている。施設ではバンガローが人気で、テントの貸し出しも行っているが持参客が多い。寝具やバーベキューセットなどの貸し出しの要望に対しては、町内の業者を斡旋している。

予約には会員登録が必要で、(公財)鹿児島県地域振興公社が管理する県営の3公園で、計8千名余りが会員登録している。この会員には、イベント情報なども掲載したダイレクトメールなどを送付して利用案内に努めている。また、地元の幼稚園児のキャンプ体験などの利用もある。キャンプ場宿泊対象者には、竹の子掘り体験やホテル鑑賞会などを実施しているほか、毎年9月には「キャンプ場祭」として、竹巻きパンづくりなどを体験してもらっている。

### 4. その他の利用促進など

#### (1) 利用者ニーズの把握

##### 1) 公園利用者と語る会の開催

年に2回、「北薩広域公園公園利用者と語る会」という懇談会を開催している。参加するのは公園の一般利用者や周辺地域の町内会、共催イベント関係者などの代表者などである。懇談会では、公園の管理や利用状況などを示

した上で意見や要望などをいただいている。また、前回の懇談会で出された意見や要望などに対しては、次の会に対応方針などを回答している。

表1 語る会が出された意見と回答例

意見	回答など
大型冒険遊具の近くに駐車場を設置して欲しい。	駐車場をつくることは難しいが、試験的に園内巡回バスを走らせる計画をしている。
新しいゾーンに桜や紅葉を多く植栽して欲しい。	桜は多く植栽されている。紅葉については今後県にも要望を伝えていく。
犬やペットを入場出来るようにしても良いのでは。	糞の放置などの問題もあり、慎重に判断すべき事項と思う。
海釣り公園があるように、川釣りができるようにしてはどうか。	今後のイベントなどでできるか検討して行く。
親水護岸下の道路に柵を設置して欲しい。	県に要望していく。

上記の回答例にもある「園内巡回バス」は、春と秋の多客期に試験運行を行い、100円/回を徴収し、200～300名/日の乗車実績があった。

## 2) 公園利用者アンケートの実施

アンケート票を多目的管理棟などに常備し、一般利用者の意見をまとめており、年に100件以上が集まる。この他に、イベント参加者に対しては当該イベントに関するアンケートをお願いしている。アンケートの結果は、カテゴリー別に整理し、語る会にも資料として提供し、対応状況などを回答している。

### (2) 他公園との連携

指定管理者は県内3公園の指定管理業務を行っているため、施設の予約受付面などにより共通化を図ることでコスト縮減に努め、情報共有なども行っている。熊本県の県営公園

である「水俣広域公園」との交流事業も行っており、キャンプ場に宿泊しての意見交換会の開催や、相互の公園イベントへの出展などを行っている。

### (3) 職員のスキルアップ

接遇研修や消火・避難訓練、普通救命講習などを定期的に行っている。刈払機やチェーンソーの取扱作業者には安全衛生教育の講習を受講させ、安全な作業を行えるようにしている。

協力：

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

事例5 市民、事業者、行政が一体となった持続的な公園づくり

～草津川跡地公園～

公園名：草津川跡地公園（区間2）  
 草津川跡地公園（区間5）  
 設置者：草津市  
 指定管理者：  
 草津川跡地公園パートナーズ  
 （西武造園(株)日本観光開発(株)）  
 所在地・連絡先：  
 区間2：滋賀県草津市北山田町 3268-1  
 077-568-2941  
 区間5：滋賀県草津市大路 2-4-11  
 077-562-5010  
 開設：平成29年4月  
 公園種別：総合公園面積：約9.4ha  
 （開園区域延長：約2.0km）

1. 草津川跡地公園の概要

草津市内の中心部を東西に流れていた旧草津川は、まちよりも高い位置に川が流れる「天井川」として有名であった。しかし、治水事業として平地河川化が計画され、その役目が終わり平成14（2002）年に廃川となり、全長約7kmにわたって草津川跡地が誕生した。その後、この跡地を6区間にわけ整備することとなり、平成23（2011）年5月に「草津川跡地利用基本構想」、平成24（2012）年10月に「草津川跡地利用基本計画」を策定して草津川跡地の整備を進め、この全6区間のうち、平成29（2017）年4月1日に（区間2）と（区間5）が草津川跡地公園として開園した。

なお、全6区間の内、琵琶湖に接している区間1は、河川区域として滋賀県が整備をし、残りの5区間を草津市が整備を進めている。



図1 ガーデンミュージアム構成図



写真1 区間5 de 愛ひろば

## 2. 草津川跡地整備事業

整備するにあたり、将来にわたりさまざまな活動ができる空間となるよう、市民とともに進めていく「草津川跡地整備事業」がはじまった。

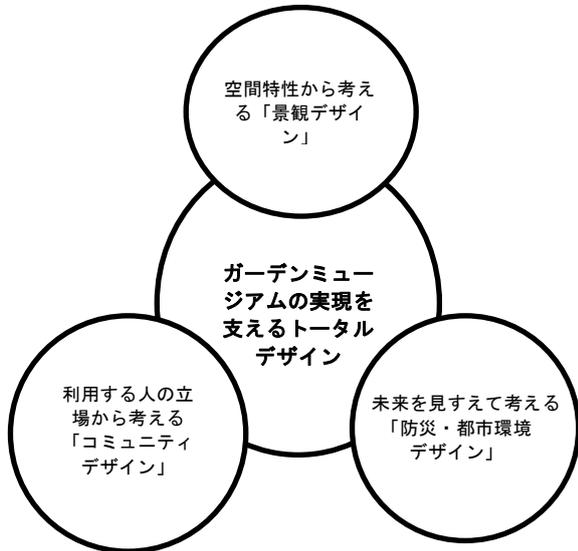


図2 トータルデザインの構成図  
※「草津川跡地利用基本計画」より作成

この整備事業は、「景観デザイン」、「コミュニティデザイン」、「防災・都市環境デザイン」の3つのデザイン手法を導入して進めてきた。

「景観デザイン」では、天井川と街道の新しい空間化を「歴史性の継承」として、草木との一体感、「自然とともに生きる」ライフスタイルをめざした「自然との共生」空間づくりを行った。さらに、ユニバーサルデザインを中心に考えられた空間づくりを「人間性の尊重」としてとらえている。

「コミュニティデザイン」では、市民参加によるワークショップ形式で計画策定からすすめられ、活動の担い手や活動の仕組みづくりなどが計画に反映されている。

「防災・都市環境デザイン」では、市民が日常的に、災害時に役立つ防災施設やオープンスペースを利用することにより、身近に防災に対する意識を普段から醸成することを進

めている。また「周辺地域防災施設とのネットワーク化」により草津川跡地を介した広域防災ネットワークを構築し、「自然力を活かす都市活力・都市環境づくり」を進めることで、災害時のライフラインの断絶時などに自立できる環境づくりを目指している。

## 3. 草津川跡地公園のエリアマネジメント

基本計画のコンセプトの「ガーデンミュージアム」は、自然風植栽による「ナチュラルガーデン」を基調としながら、「ビオガーデン」、「エコ・ファームガーデン」、「エコ・ウェルネスガーデン」、「マルシェガーデン」の4つにより構成されている。この4つのガーデンを周辺の土地利用や環境条件に応じて各区間に展開し、濃淡をもち重なり合いながらゆるやかに変化させ、新たなガーデンにつながるように形成している。

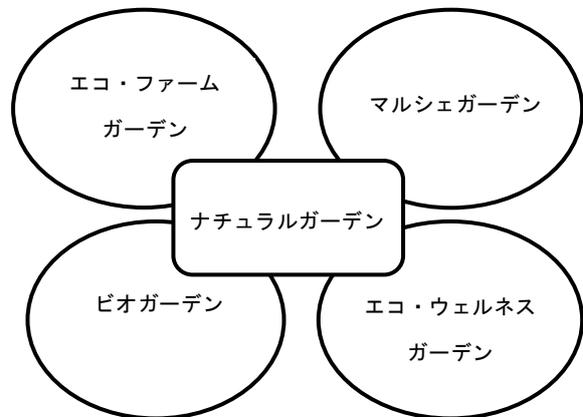


図3 ガーデンミュージアムの構成※  
「草津川跡地利用基本計画」より作成

草津川跡地公園のエリアマネジメントは、このガーデンミュージアムの実現に向けて、草津川跡地が長い年月をかけて発展し続けられるようにするため、市民、事業者、行政など多様な主体が一つの組織の中でつながり、役割分担、協働できる新しい仕組みを作るものである。

また、中心市街地に位置する区間5では、都市利便増進協定制度を用いて各店舗にテラス空間を設置して、市と協働で公園の賑わいを創出した。そして利便施設から得る収益の一部を協定区域内の賑わいづくりのために活用し地域に還元している。事業主体は草津まちづくり株式会社であり、都市再生推進法人に指定されているため、建物に対する市への使用料は減免されている。

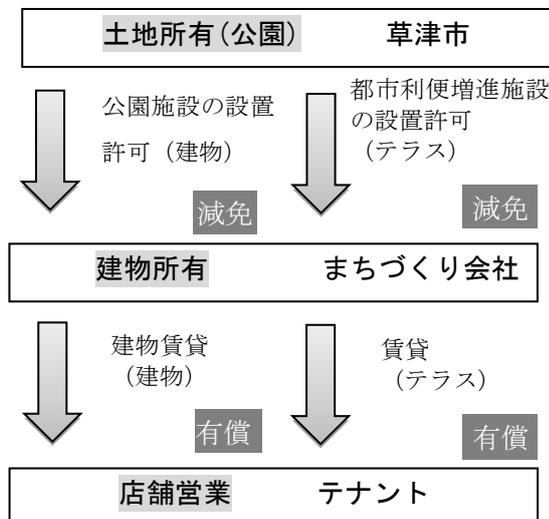


図4 区間5のエリアマネジメントのしくみ ※草津市資料より作成

民間事業者からの収益により、地域と連携したイベントや上質な環境づくりによる公園の魅力向上が可能となり、公園利用者や民間事業者を呼ぶことに繋がっている。さらには中心市街地全体への賑わいを呼ぶことになり、地域を潤す好循環を生んでいる。

4. 活動の経緯

(1) ワークショップによる計画策定

平成24(2012)年から草津川跡地の活用を考える市民ワークショップが始まった。以下のテーマで平成24(2012)～25(2013)年度

に全4回行われ、最後はフォーラムを開催し基本設計の報告会を行った。

表1 平成24～25年度市民ワークショップ

第1回	草津のまち・草津川跡地をもう一度知ろう
第2回	草津らしい優先整備区間⑤の使い方を考えよう
第3回	草津らしい優先整備区間②の使い方を考えよう
第4回	基本設計(案)に対して意見交換しよう
市民フォーラム	基本設計の報告会

平成26(2014)年度には、将来の草津川跡地で展開していく市民活動の活動コンセプトを話し合うためのワークショップを以下のテーマで4回開催し社会実験も行った。

表2 平成26年度市民ワークショップ

第1回	草津市の暮らしの課題から草津川跡地でできる活動を考えよう
第2回	完成後の草津川跡地をイメージしてより具体的に活動を考えよう
第3回	草津川跡地の理想の姿を考えよう
社会実験	草津川跡地ナイトピクニック
第4回	草津川跡地での市民活動コンセプト(案)を発表

(2) 市民主体の活動プログラム作り

草津川跡地公園で活動する市民活動の愛称を「くさねっこ」と称している。

平成26(2014)年度には、講座を通じて楽しく活動する方法を学ぶ「くさねっこカレッジ」を開催し、新たに市民活動を始めたばかりの方々、これから活動を始めたい方を対象に、楽しく市民活動を展開するためのチーム作りを進めていった。

平成 27(2015) 年度から平成 28(2016) 年度には、活動プログラム作りを行った。社会実験として「くさねっこ文化祭」にむけて全体ワークショップやチームミーティング、準備会など、開催に向けた取り組みを通じて検討していった。

#### 「くさねっこ文化祭」

跡地空間での活動をイメージした様々な企画を、多くの方に向けて披露し、市民活動のルールづくりなどに活かす取り組みとして開催した。企画から準備、運営まですべて手作りで進め、文化祭当日は約 1,000 名の来場があった。

次に「くさねっこ」全体の運営を考えていくために「くさねっこ運営チーム」を結成し、月に 1 度運営会議を開催し、「くさねっこ」が楽しく活動していくためのルールを検討していった。また、「くさねっこDAY」に向けた説明会や、ふりかえり会など、全体ワークショップも合わせて開催し検討を重ねていった。

#### 「くさねっこDAY」

平成 28(2016) 年 7 月から 11 月の 5 か月間、月に 1 回草津川跡地公園のオープンに向け日常的な活動をイメージしたプログラムを開催する社会実験を行った。この活動を通じて、市民活動のルール作りやしくみづくりに活かしていった。

### (3) 「くさねっこ」としての市民活動

公園の計画段階から、楽しく公園を活用するため市民の思いに合わせた 3 つの活動チームにより活動してきた。

①パフォーマーとして自分の趣味や得意なことを参加型のプログラムとして提供  
市民活動団体や個人によって、手作りクラ

フトや健康づくり、体験ワークショップや講座などのプログラムを実施している。

②サポーターチームとして活動をサポート

プログラムの開催の支援や来園者とメンバー間の交流を図ったり、市民活動の運営をサポートしている。

③情報発信チームとして公園内の市民活動情報を発信

公園内で開催される市民活動やイベントを SNS 等で発信している。より多くの人にくさねっこや公園を PR することで、公園を盛り上げている。

草津川跡地公園での市民活動を通して、他の市民活動団体等とのコラボレーションもあり、こうした新しい活動にチャレンジすることで、さまざまな交流の機会を得ることを目指している。

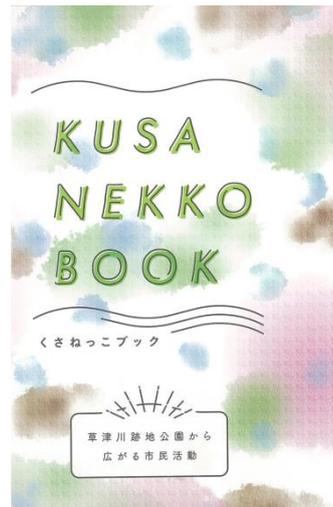


写真 2 市民活動について紹介している  
くさねっこブック

### 5. 開園区域の管理・運営

平成 29(2017) 年 4 月に整備区間 7 kmのうち優先整備区間の 2 区間(区間 2、区間 5)が開園した。区間 2 は「ai 彩ひろば(あいさいひろば)」、区間 5 は「de 愛ひろば(であいひろば)」という愛称で呼ばれている。

この 2 つの区間において、さまざまな市民活動が取り組まれている。

公園の運営は、ガーデニングサークルや地縁団体・教育機関などが中心となっている

「緑の管理活動部会」、民間商業施設の事業者や草津まちづくり株式会社、草津商工会議所からなる「事業者活動部会」、くさねっこメンバーや市民活動団体や地縁団体・教育機関などからなる「市民活動部会」、指定管理者である草津川跡地公園パートナーズが運営する「草津川跡地公園管理運営会議」が連携して行っている。

草津川跡地公園管理運営会議とは、草津川跡地公園の継続的なにぎわいづくりをめざし、草津川跡地公園に隣接する地縁団体や市民活動団体、事業者、市内の企業、地域の教育機関等が、相互に連携、調整をしながら合意形成を図り、公園の管理運営をおこなっていくための会議である。

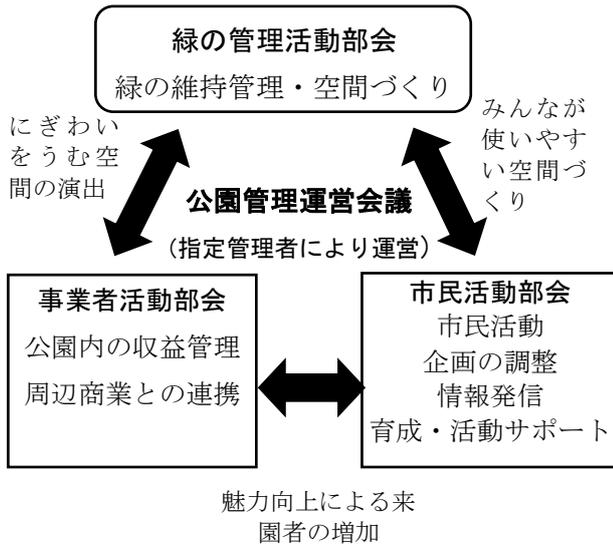


図5 公園管理・運営の組織体制 ※草津市資料より作成

(1) 区間2「ai 彩ひろば(あいさいひろば)」

草津川跡地公園の、メロン街道から浜街道までの約1.2kmで、公園面積は約56,000㎡である。テーマは「農と人の共生」で、「実際に野菜が育つところを肌で感じながら、地元の野菜を食することで、食物の大切さを感じて欲しいという願い」が込められ「ai 彩

ひろば」という愛称がつけられた。園内には、市民活動の場となるにぎわい活動棟やスクールガーデン、広場、商業施設などがある。

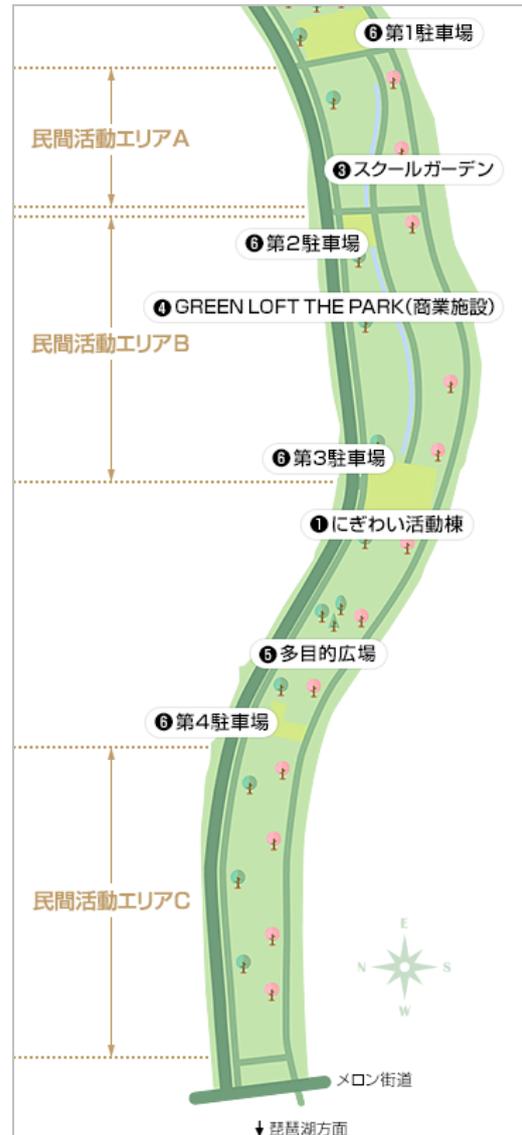


図6 区間2 平面図 ※草津川跡地公園HPより

にぎわい活動棟は、市民活動などに利用できる教養室(貸し部屋)、コインシャワー・更衣室、コインロッカー、授乳救護室などを備えた管理事務所がある。ここでは、公園の利用案内やイベント情報などの案内をしている。

商業施設としては、バーベキュー、DAY キャンプ、ガーデンショップ、カフェ、レンタサイクル、貸農園などが融合している 「GREEN loft the park」が平成29(2017)

年 11 月にオープンした。今後も随時整備していく予定である。

子ども達の農業体験ができるスクールガーデン(学習農園)、多目的広場などもある。

(2) 区間 5 「de 愛ひろば(であいひろば)」

JR 琵琶湖線から市道大路 16 号線までの約 0.8km で、公園面積は約 38,000 m<sup>2</sup>である。テーマは「人と人の交流」で、市民活動の場となるにぎわい活動棟やイベント広場、ストリートファニチャーや様々なテーマで整備された多様なガーデンエリアなどがあり、人々が集い・楽しめるにぎわい空間となっている。



写真 3 にぎわい活動棟

イベント広場は、メインエントランスから直結した、様々な催しを開催できる広場である。堤防の斜面を利用し、地形を生かした客席や、ウッドデッキが特徴で、夜間のライトアップや、路上噴水も楽しむことができる。

商業施設として、草津まちづくり株式会社を事業主体とする「KUSATSU COCORIVA」がある。ここは、イタリアンレストラン、カフェ、ホットヨガ・ランニングステーションの 3 店舗があり、食事やスポーツ等を楽しむことができる。



写真 4 クサツココリバ

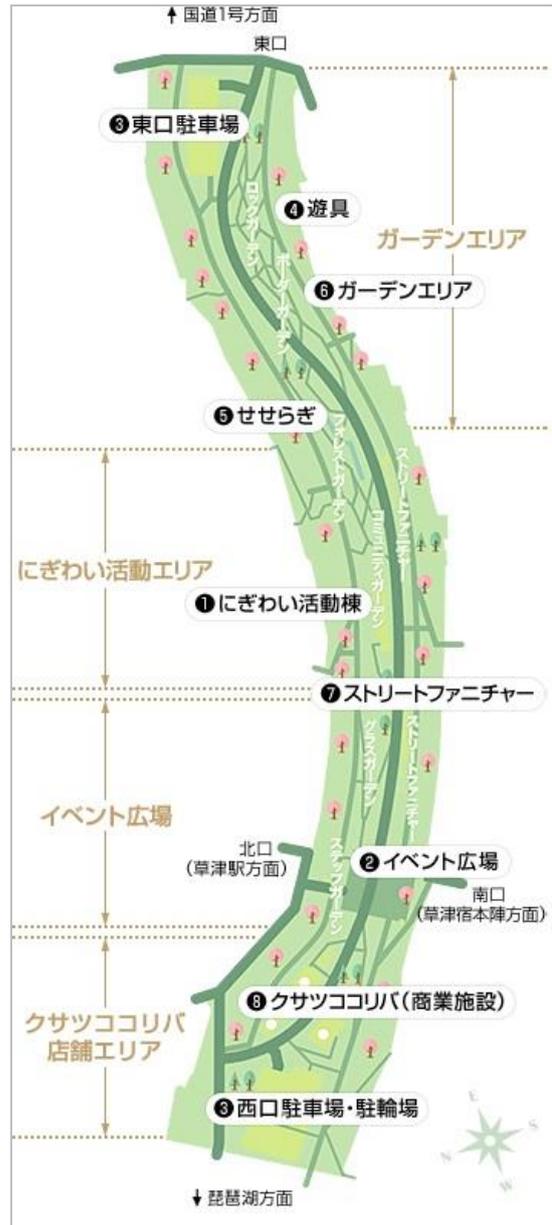


図 7 区間 5 平面図 ※草津川跡地公園HPより

6. 今後の展望

計画段階から市民とともに作り続けてきたこの活動を、行政、市民、民間企業と連携して、持続可能な運営を行い、市民の活動場所として愛される場となる公園づくりを続けていってほしい。

協力：滋賀県草津市建設部草津川跡地整備課

### III. OPINIONS ～研究顧問の意見～

## ■ OPINIONS

## 静かに歩き、佇み憩う、歴史・文化と緑の中で

日本大学 名誉教授

勝野 武彦

高齢化社会において日々、健康で過ごすため歩くことに楽しみを見出す人たちは少なくない。

西欧社会では夏時間で明るい日中時間が長いこともあり、野外での活動が老若男女を問わず多い。その豊かな自由時間や環境問題と連動して自動車から離れた生活、自転車や歩く行動（体を使った活動・運動）の推奨が緑のインフラ（公園・緑地や緑道・遊歩道）整備・充実と連動して都市内や隣接する都市間で進められてきている。都市内道路に自転車専用路帯が敷設され、郊外のサイクリング道と連携した緑のネットワークが整備され、さらにそれを支える交通機関（電車など）で自転車持ち込みを可能にする取り組みや P+R（パークアンドライド\*）を進める交通施策も取られてきた(\*\*)。

年金生活をする歳になり、安全で快適に歩け、時に佇み憩う緑の空間、さらには地域の歴史や文化を学びなおす拠り所としての水や緑、文化財のあるルート（道・径・路）が求められる(\*\*\*)。

筆者は思い立って旧東海道を歩いて西に上っている。街道、遍路道や巡礼道さらには歴史の道、故郷の道などいろいろ見られる。これらが既存の公園・緑地と繋がって延びれば、日常的にも観光レクリエーション的にも利用が拡がり意味のある緑の網となる。

縮小する社会、少子高齢化社会、国際化・地球情報化社会が進む中で、安全・安心で、快適な住み良い地域づくりとして、これまで以上に多様で多機能な緑空間の整備を日本の各都市で進めて行かなければならない。

\*1980年代以前から筆者の知るドイツで進められている。旧都市内での歩行者専用道整備、緑の確保・拡充、自動車の都心部乗り入れ削減・禁止による環境対策（騒音・振動・大気汚染減少）、緑や自然の取り込みと関係づけ都市外辺部まで自動車利用・駐車、そこから公共交通機関に乗り換え都心部へ連絡する交通方式。

\*\*自転車活用推進法 や\*\*\*文化財保護法改正 と関連する施策に期待する

## ■ OPINIONS

## 琉球林政に関する画期的な基本文献

琉球大学名誉教授

高良 倉吉

琉球王国時代において、隔絶された島嶼社会というハンディキャップを克服するために、様々な取り組みが行われていた。例えば、島嶼間を結ぶ海運ネットワークを形成し、王国運営の基盤を確立していた。また、亜熱帯の山林資源を保全し、用材の自給力を高めるための政策も推進されていた。18世紀の指導者、蔡温（1682～1761年）によって主導された山林政策とその体系の場合は特筆されるべき事項であるが、さいわいなことに、仲間勇栄氏（琉球大学名誉教授・森林政策学）が、沖縄の小さな出版社（榕樹書林）から『蔡温と林政八書の世界』（2017年）と題する画期的な研究成果を発表している。

蔡温は、中国の福建省から琉球に移住した中国人の末裔であり、王国の歴史に一時代を画する業績を挙げた人物として知られている。仲間氏は蔡温の人物像と、彼が熟知していた風水的自然観を解説した上で、蔡温による山林政策とその展開過程を語る8件の文書を紹介している。そして、各文書に登場する用語や植物名などについても解説している。

後に林政八書と通称されるようになる各文書のタイトルは以下の通りである。「杣山法式帳」。「山奉行所規模帳」。「杣山法式仕次」。「樹木播植方法」。「就杣山惣計条々」。「山奉行所規模仕次帳」。「山奉行所公事帳」。「御指図扣」。これらの文書に、蔡温が述べた理論書である「山林真秘」を加えた計9件の文書の全文とその口語訳を収めたのが仲間氏の著作である。琉球王国においても公用文として候文が多用されており、仲間氏は候文で述べられた各文書をテキスト化し、さらにはそれを現代文に訳して、内容の普及を図ったのである。

杣山とは公的に管理される山林・林野のことであるが、その保持・育成・管理について、王国が目指した政策の全容を本書で知ることができるようになった。そして、中国の風水説に依拠しながらも、それを琉球の自然・生態をふまえつつ独自に発展させた蔡温の、風水的自然観を理解できる参考書にもなっている。

島嶼群により構成される琉球王国の先人たちは、独自の思想と行政体系に立脚しながら、資源としての自然にどう向き合ったのか。仲間氏の著作の登場を喜んでいる。

## ■ OPINIONS

## 地球アトリエ

兵庫県立人と自然の博物館館長・兵庫県立大学名誉教授

中瀬 勲

人と自然の博物館（ひとはく）に加えて、昨年からは淡路景観園芸学校に勤務しています。ここでは「地域と協働し、世界に発信する。」をテーマに、学校の新展開を実践中です。その一環として、2018年5月から「ランドスケープの新潮流セミナー・地域経営とランドスケープ」(<http://www.awaji.ac.jp/seminar>)を、造園以外の分野の若者などをもターゲットにしながら、神戸市内で月一回のペースで開催します。ランドスケープとインバウンド、経済、植物園等との関係、ランドスケープの新潮流について、国内はもちろんのこと、アメリカ、台湾、シンガポールなどからのゲスト講師を迎えて開催します。一度、のぞいてみてください。心から歓迎いたします。

三田では、新宮さんの風の彫刻群が、兵庫県立有馬富士公園に配置されました。これらの人々が楽しんでいる状況、まさに新しい公園の風景ともいえます。

三田郊外にある新宮さんのアトリエを、ひとはくのスタッフと共に度々訪問し、新しい公園像を議論しています。目標は、アートと自然融合です。その内容は、参加型の野外博物館のようなものを、彫刻家と自然系や造園の専門家とのコラボ作業で提案しようとしています。そこには、新宮さんの彫刻、世界からの人々が集う彫刻の修理工房などがあります。加えて、昆虫、動物、植物を、子ども達と共に学び、それらをアートにした作品、常にイベントが起こっているユニークな参加型の広場なども想定されています。

今年度は、新しい試みを、仮設テントなどを用いて、先行的、試行的に展開します。これらを総称して、新宮さんが「地球アトリエ」として提案されています。この公園は、従来からパークマネジメントで良く紹介されていましたが、さらなる新しい姿を追求すべくネクストステージへとリスタートしたところです。

この3月には、新宮さんと能楽囃子方小鼓方の大蔵源次郎氏（人間国宝）との対談がありました。両氏共に、空間を「風で表現する芸術家」、空間を「音で表現する芸術家」と、お互いを尊敬しながら語り合う時間を、多くのオーディエンスと共有しました。この会話をコーディネートしながら、多くの要素をそぎ落とした借景庭園と、新宮氏の風の彫刻空間、大蔵氏の音の空間は相通じるものがあると感じ入った次第です。この対談は年に数回のペースで、有馬富士公園で継続される予定です。これらの成果を、地球アトリエのコンセプトに加えるべく議論しています。

■ OPINIONS

「B. C. D.」で行うコミュニティ・プランナー育成の「要」として

兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授

平田 富士男

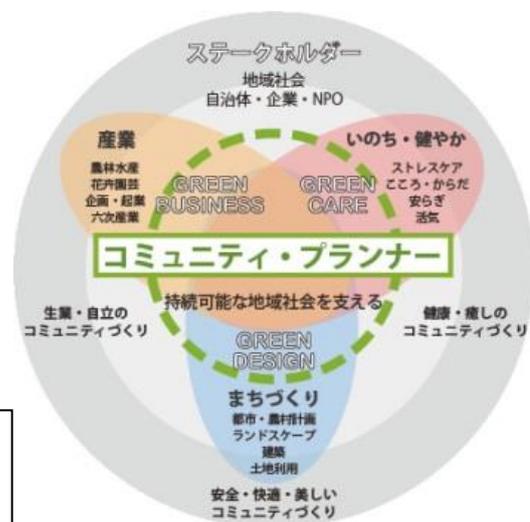
タイトルの「B.C.D.」は、「A.B.C.」の誤植ではなく、「Business. Care. Design.」の頭文字である。兵庫県立大学では、宮城大学と協働して、平成 24 年から文部科学省の大学間連携共同教育推進事業に採択され、「コミュニティ・プランナー育成教育プログラム」を構築してきたが、その構築にあたっての基本ポリシーが、この「Business. Care. Design.」の3分野の教員が共同で教育にあたる、というものであった。

このプロジェクトに、筆者は縁あって文科省への応募を含めた立ち上げ段階から学内のとりまとめ役を担ってきた。当初、宮城大学もとりまとめ役はランドスケープ教育に当たられている森山雅幸教授（当時）だったのだが、両学とも学内周知を図ったところ、経済・経営分野や看護分野からも「自分の専門領域も地域コミュニティである」と、参画を申し出る教員が現れ、「B.C.D.」による教育チームが構成されたわけである。

まちづくり（コミュニティづくり）は、都市計画やランドスケープ分野の専売と、何となく思い込んでいた筆者としては、経済・経営や看護の分野にも「自分の専門は地域コミュニティ」と自認する専門家がいることは新鮮な感覚であったが、すぐにそれは当然と納得し、ランドスケープでハードを整備するだけで真の地域コミュニティの再生は実現しないと再認識させられた。まちやコミュニティの基盤であるハードが整備され、ランドスケープが美しく整えられても、経済的にその地域が持続していかなければ、また、そこに住む人々が安心して健康に過ごしていくことができなければ、せっかく整備したのもも廃墟に帰してしまう。「地域の生業」の活性化を実践・研究する「地域経済・地域経営」の専門家も、「地域の人々全体の健康維持向上」を実践・研究する「地域看護」の専門家もまちづくり（コミュニティづくり）の専門家なのだ。プログラムの構築を行いながら、改めてこの「B.C.D.」の連携教育によってこそ「基盤としてのハードを計画、整備するだけではなく、そこが経済的にも自立・持続し、住民の健康に過ごしていく」という「真のコミュニティ活性化」の専門家：コミュニティ・プランナーが育成できる、と再認識した次第である。

このプログラムは、平成 26 年度からスタート、試行してきたが、平成 30 年度からは大学の副専攻教育プログラムのひとつとして本格運用していく。ランドスケープ (D) が、ビジネス (B) と看護 (C) をもつないで真のコミュニティづくりに挑戦するこのプログラムに今後も注目いただければ、と紹介させていただく次第である。

コミュニティ・プランナー育成に関わる専門分野  
（教育プログラムの紹介パンフレットより抜粋、単に、  
B.C.D.ではなく地域の資源を活かす「Green Business,  
Green Care, Green Design」と紹介している）



## ■ OPINIONS

### 津波防災緑地をみて考えたこと

宮城大学事業構想学群 教授

舟引敏明

東日本大震災から7年が経過し、震災復興事業も仕上げの時期を迎え、復興公園緑地の整備も次第に形が見え始めた。

岩手県のご厚意で、岩手県山田町田の浜地区の津波防災緑地の整備の現場を訪れた。この地区の津波防災緑地の完成イメージは、既存集落の海側に津波防災緑地を T.P.+15m の高さに設け、防潮堤を越流した津波の被害を軽減させることを考えて設けられている（下図参照）。

興味深いのは、この津波防災緑地で守られる既存集落である。説明によるとこの既存集落は昭和の三陸津波によって被害を受けた集落が高台移転してつくられたものだという。昭和の三陸津波は昭和8年（1933年）に発生した昭和三陸地震の際に起きた大津波で、その被害は死者・行方不明者併せて3千人を超える大きなものだった。そしてその被害を受けた船越村（現山田町）田の浜地区の村民は高台に新しい集落を建設して移転した。今回の津波では、高台移転が功を奏して、集落の一部は浸水したものの、津波による大きな被害は免れた。ただ残念なことに、その後高台移転集落より低い地域に住み着いた家々が多く、それが大きな被害を受けている。

さらに調べてみると、この地区は明治三陸地震による津波からも大きな被害を受けている。その時は、高台に敷地造成まで行ったものの、元の土地に再建するものが多くなり、結局現地再建に終わったとのことである。この時の記憶が昭和三陸地震の時に思い出されて高台移転の実行に繋がったのだろうか。それとも、明治の時に高台移転した同じ船越村の船越地区が、昭和三陸地震の際に被害を免れたことを見習ったのかもしれない。いずれにせよ、高台移転が多くの人を救ったことは確かである。なお、船越地区の移転集落も東日本大震災の際も大きな被害を受けていない。一方で教訓を忘れ低地に建てられた家は大きな被害を受けることになった。過去の経験に学び対処することの大切さを改めて感じさせられる。

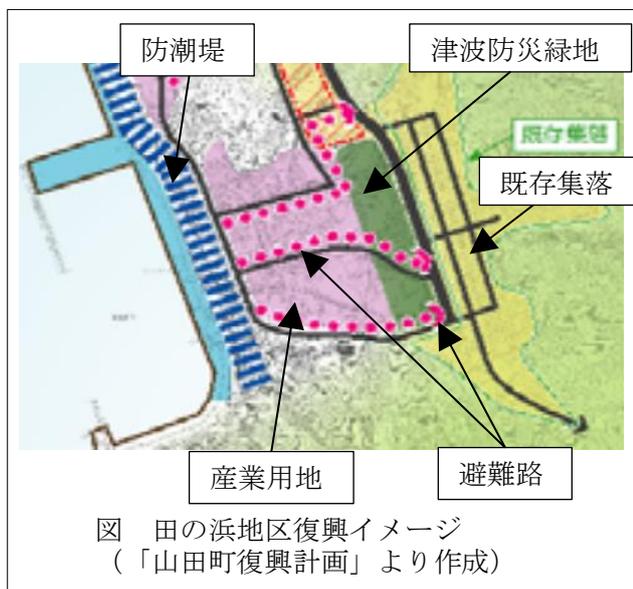


図 田の浜地区復興イメージ  
（「山田町復興計画」より作成）

パール・バックが三陸津波取材して書いた小説「大津波」には、昭和三陸地震の際、いったんは津波の被害を受けて海岸から離れた住民が、再び海岸へ居住する決意をするまでの人間心理が描かれている。この作品では、昭和三陸地震だけでなく明治三陸地震にも触れられている他、農民の立場、漁民の立場をうまく書き分け、高台移転という解決策についても他のリスクがあること、ソフトの避難対策も必要であること、無理に移転を強制することに限界があることなど、今回の復興計画に含まれる内容について多くの示唆が得られる。

東日本大震災の復興においては、二度と危険度の高い地域に戻ることをしないよう、災害危険区域の指定を行い、居住を禁止する措置を取ることに踏み切った。この選択が正しく、二度と悲劇

を繰り返すことがないことを望むものである。

1) 「今回の津波における高地移転等を行った地域の状況」(2011) 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会第5回会合参考資料1

1) パール・バック「大津波」(1947) (原題「Big Wave」日本での初版はトレヴィル社1988年)

## ■ OPINIONS

## 経営の視点で公園や緑地の「公園資源」を見直す

跡見学園女子大学 非常勤講師

宮地 克昌

企業の経営資源には、ヒトやモノ、カネ、情報があると言われている。さらに、企業価値を高める知恵や技術、ノウハウ、ブランド力、ファンなども経営資源として着目されている。これらの資源を有効に活用することで、企業は良好なマーケティング活動を行い、利益を生みだしている。

この考え方は地域経営も取り入れられ、経済的な活性化を実現するために、地域におカネが落ちる仕組みが考えられている。今日、人口減少社会における地方創生の切り札として着目されているのが地域のブランド価値である。地域のブランド価値が高くなれば、観光客による宿泊や飲食、物販などや、インターネットでの特産品の販売などで地域経済が潤う。

地域のブランド価値を高めることを可能にする源が地域の経営資源（地域資源）である。地域資源は、景観や動植物などの自然資源のほか、歴史や伝統などの文化資源、地場産業による特産品、ホスピタリティのある住民、地域のファンなど様々である。そして、生活者のニーズをしっかりと捉え、地域資源に磨きをかけて他の地域との違いを明快に打ち出し、マーケティング活動をしっかりと行うことが大切である。

公園や緑地を所有する国や地方自治体、民間企業、公園を管理運営する組織や団体が「公園資源」という言葉を使用する場合、剪定枝や落ち葉、倒木などの植物発生材を指すことが多い。それらを植栽地のマルチング材や園路のチップ舗装材、クラフト教室の素材として有効活用している。また、環境教育のための素材を指すこともある。

しかし、経営の視点で公園や緑地の「公園資源」を改めて捉え直す必要がある。地域住民のためにレクリエーションの場を提供するだけでなく、訪日外国人も含めた観光客をも魅了するイベントや体験プログラムに活用できるものすべてが「公園資源」となる。公園内の空間や景観、花緑、動物、昆虫だけでなく、スタッフやボランティア、ステークホルダー、公園や緑地がある地域の地域資源などにも目を向けてほしい。

さらに発想を広げると公園で見られる星空も「公園資源」となる。今年、約3年ぶりに皆既月食があった。7月31日には15年ぶりに火星が地球に大接近する。流星群も見るチャンスが多く、探査機「はやぶさ2」の小惑星「リュウグウ」到着（予定）など、天文イベントが続く。また、50歳で佐原から江戸へ出て本格的に天文学を学んだ伊能忠敬が1818（文化15）年に73歳で亡くなってから200年である。

「キトラ古墳の天文図」（国営飛鳥歴史公園）や「海洋民族が利用した星座」（国営沖縄記念公園）など、各公園で特色を出せる星空イベントをぜひ開催してほしい。

■ OPINIONS

- 時評：1) 継承する「巨椋池の蓮」／氾濫原の生物多様性シンボル(2017年8月)  
 2) 持続可能な五輪は可能か／新国立競技場の木材調達への懸念(2017年10月)  
 3) 都市農地 生産緑地が果たす多様な機能／描けるか？新たな未来(2017年12月)  
 4) 雨庭という解決策／東京五輪会場の海洋汚染問題継承する(2018年2月)

京都大学 名誉教授  
 森本 幸裕

[事務局注：本年3月、京都学園大学の退職を機に、公園緑地に関する時評（公益財団法人森林文化協会 機関誌「グリーン・パワー」掲載）から、近年書かれた4点をご寄稿いただきましたので、ここに掲載させていただきます。]

1) 継承する「巨椋池の蓮」／氾濫原の生物多様性シンボル(2017年8月)  
 継承する京都・巨椋池のハス「攪乱」が持続可能性の鍵

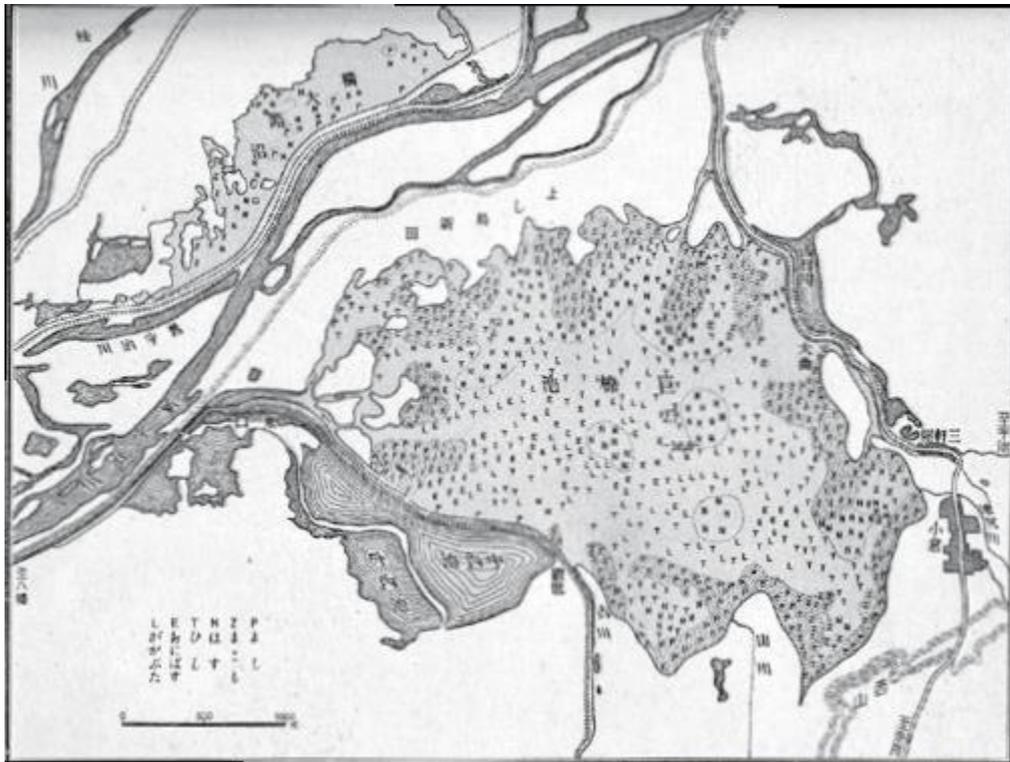
夏の花といえばハス。京都大学防災研究所宇治川オープンラボラトリーの巨椋池模型ビオトープでも、オグラノカガヤキという品種など数種のハスが観賞できる。ここは低湿地の敷地特性を活かして、今はなき巨椋池を平面スケールで200分の1、深さはほぼ原寸の1 $\frac{1}{2}$ とし、周辺山地は高さスケール20分の1で、約50 $\frac{1}{2}$ 四方の土地に再現した流域地形模型でもある。中川一防災研究所教授や澤井健二摂南大学名誉教授らが、2014年度から整備されているものだ。

このあたりは琵琶湖からの宇治川、京都北山や亀岡盆地からの桂川、三重県青山高原や笠置方面からの木津川の3河川が合流して淀川となるところ。天王山と男山が形づく狭窄部のために、一帯は広大な氾濫原低湿地となっている。かつて巨椋池は、食虫植物ムジナモの産地として天然記念物に指定された面積約8平方 $\frac{1}{2}$ の生物多様性の宝庫で、わが国の水生植物の85 $\frac{1}{2}$ の属を産したという。大雨時には遊水池となり、内水面漁業とともに、和辻哲郎の紀行文「巨椋池の蓮」でも知られるように、蓮見文化にも貢献する自然資源でもあった。しかし、1933（昭和8）年から1941（昭和16）年にかけて行われた干拓によって水田と化し、一部では都市化も進んだ。そして氾濫原の生物相の危機が深刻となった今、改めて往時の姿を偲ぶビオトープが作られたわけだ。

一方、琵琶湖の一角、滋賀県立琵琶湖博物館の立つ烏丸半島にあった、約13 $\frac{1}{2}$ のわが国固有数のハス群生地が壊滅状態となったのは昨年のことだ。専門家たちの調査によると、琵琶湖の気象条件や水質に、例年と比べて特異な状況はなかったにもかかわらず、湖底は貧酸素状態でメタンガス濃度もたいへん高く、植物生育が困難な状況となっている。ここにハスが生育しだしたのは40年くらい前から。繁殖していく中で、有機物が湖底にどんどん堆積し、過密な生育状況となっていたという。つまり原因はハス自身の成長にあったわけだ。

両者の違いを考える時、植物学者の故三木茂博士による巨椋池の調査報告が手がかりとなる。優占種の分布図には、ハスやマコモなどのほか、攪乱環境で発芽する一年草のオニバスも記されている。万葉集の時代には「巨椋の入江」と呼ばれ、宇治川と一体化していたが、秀吉の時代に始まる堤の建設や、明治以降の河川改良工事で巨椋池の水の滞留による汚染が顕著となったもの

の、それでも雨季には乾季より1メートルほど水位が上昇したという。さらに大雨で発生する洪水氾濫が、複雑な汀線と砂や泥など底質の種類、水深、栄養状態など立地条件の多様性を生み、多種の共存を可能にしていたと考えられる。富栄養な立地を好むハスではあるが、溜たまっていく有機物を除去する攪乱プロセスの有無が、持続可能性を左右するようだ。



三木茂博士による巨椋池の植生図。ヨシ、マコモ、ハス、ヒシ、オニバス、ガガブタの6種の大群落と複雑な汀線が、かつての水位変動と洪水攪乱を物語る（1927年、京都府史蹟勝地調査會報告第八冊より）

※「和の花と生き物文化の再生」をめざして、京都学園大学や京都大学などの共催で観蓮会を兼ねた「巨椋池の蓮とオニバス」現地セミナーが平成29年7月29日にオープンラボラトリーで開催された。

## 2) 持続可能な五輪は可能か／新国立競技場の木材調達の懸念 (2017年10月)

### 持続可能な五輪を目指して新国立競技場の木材調達を契機に

2012年のロンドン大会の時から、持続可能イベントとしての意味が問われるようになったオリンピック・パラリンピック。2020年の東京大会に向け、新国立競技場が再び焦点となっている。

見識ある建築家大御所として知られる槇文彦氏が当初案に「巨大過ぎる」と早くから鳴らした警鐘や、日本学術会議の「神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言」も功を奏したのか、仕切り直しの結果、木材を多用した隈研吾氏の環境配慮デザインで工事が進んでいる。人工地盤ではない「大地の杜」や渋谷川の再生も期待されるが、その木材が「森林飽和」の日本の資源循環に資するのではなく、熱帯雨林の80%が伐採されたマレーシア領ボルネオのさらなる森林生態系の破壊と先住民の生活を危うくするとしたらどうだろうか。

新国立競技場を建設するJSC（日本スポーツ振興センター）の、これまでの木材輸入の業界慣行に従う資材調達方法では、違法伐採木材を排除できないのである。先日は国際環境NGOから、先住民とのトラブルを抱えた木材企業が供給したマレーシア・サラワク州産の合板が建設現場で見つかったとの批判を受けた。これに対し、JSCは「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を定めていて、指摘の合板は国際的な森林認証制度PEFC認証材だとしている。しかし、使用木材すべてについてトレーサビリティが確保され、伐採地等を明らかにしているわけではない。

非認証材の場合は合法性の他、生態系や先住民、労働者の安全への配慮を求めているものの、森林組合や輸入業者が「確認した」、という書類が頼りだ。それに引き換え、ロンドン大会では「厳密で包括的な調達基準」が設定され、気候変動、廃棄物、生物多様性、社会的一体性、健康的な暮らし、の5大テーマに取り組みされた。木材調達では、森林認証で唯一ISEAL（国際社会環境認定表示連合）正会員のFSC（森林管理協議会）森林認証と、国際的には課題は残るものの各国の認証制度を尊重するPEFC認証でほぼ100%を達成した。資材調達だけでなく、会場整備では、雨水排水路が美しい生態緑溝（バイオスウェル）となり、ロンドン東部ロウアー・リー・バリー地区や河川流域に沿った生態回廊も建設された。イベントが新たな環境の世紀のあり方を示すモデルとなったのである。

さて、サラワクの熱帯雨林といえば、月面よりも未知の領域とも言われ、林冠の生物学が新たに始まった所だ。その研究者たちによれば、熱帯林が伐採され、油ヤシ植林に変わるにつれて、大型哺乳類が消えるという、残った森の「空洞化」が深刻だ。すると彼らに食べてもらうはずだった樹木の果実が食べられないので種子は運ばれずに朽ちていき、残った森も変質が危惧される。新国立競技場の資材調達が、野生動物にとっての重要資源である塩舐め場や河川沿いの保全等にも配慮した林業を推進する契機にならないのだろうか。



マレーシア版森林認証を得た、サラワク州、ゼッティ社の Anap-Muput 持続的森林管理のモデル管理区。25年サイクル、全対象木マッピングと択伐の低インパクト伐採が行われている

### 3) 都市農地 生産緑地が果たす多様な機能／描けるか？ 新たな未来(2017年12月)

#### 生産緑地が果たす多様な機能描けるか？ 新たな未来

「2022年問題」をご存じだろうか。生産緑地法に基づいて市街化区域内に維持されてきた農地の多くが指定後30年を迎え、農業従事者に事故がなくとも、市町村による時価での買い取り請求が可能となる年だ。農家の後継者難から一斉に買い取り請求が行われるかもしれないが、市町村の方は買い取りなどできる財政事情にないので、農地以外の用途への転売など、これまで制限してきた行為を解除せざるを得なくなる。とすると、軒並み売りに出されて、地価が大幅に下落することも予想される。

これは、都市環境にとっても重大な問題だ。温暖化を背景にヒートアイランド現象激化、都市型洪水リスクの増加、農的自然の育んできた生物多様性の損失が顕在化する中、身近で多様な自然の恵みを供給してきた民有の都市緑地の問題として考える必要がある。

1969年に現行都市計画法が施行され、市街化区域を定めて農地の宅地転用を促したのは、人口増加の時代だった。だが、並行して進めようとした都市公園整備の方は、一人当たり公園面積が欧米に比べて低水準で推移し、目標を大きく下回っている。一方、農地が宅地に蚕食される「スプロール」は無秩序な自然破壊に見える反面、宅地に住む人びとから見れば、緑が残る豊かな町の姿ともいえる。そこで、一定規模以上で、一定期間は農的自然が保たれる保証がある場合は、市街化区域でも固定資産税は農地並みとし、相続税も猶予して、都市緑地としての機能を守っていかう、というのが生産緑地法の趣旨だ。

確かに雨水の浸透、貯留能力の点からすると、よくある街区公園などと比較して、農地は素晴らしい性能を持ったグリーンインフラ（自然の仕組みを生かした社会基盤）でもある。大雨時に

下水排水能力を超えて発生する内水氾濫。これに悩む大阪府守口市の淀川から鶴見緑地にかけての筆者らの調査では、畑地の雨水浸透能力（最終浸透能）は1時間あたり130<sup>ミリ</sup>と、造成地である公園の樹林地の55<sup>ミリ</sup>よりも遙かに大きいことが確かめられた。

時代は一転、人口は減少に転じた。空き家の増加が課題となってきた現代都市で、生産緑地が宅地転用されるのは理に適かなわない。そこで国土交通省と農林水産省は今年から都市緑地法等を改正して、2022年問題対応を開始した。買い取りの申出期間を10年先送りに、農地のまとまりの規模を500平方<sup>メートル</sup>から300平方<sup>メートル</sup>に、直売所や農家レストランも設置可能にし、このために都市計画の用途地域に田園住居地域を創設して、生産緑地の維持を目指している。

しかし、現況でも着実に生産緑地は宅地化している。京都府長岡京市では、ここ10年間の市街化区域緑地減少の最大要因は、生産緑地の主たる従事者の故障に伴う農地転用であった。市町村が買い取れないとしても、農地の生態系サービスを踏まえて、所有権と使用権の分離も視野に入れた、市民農園やC S A（地域支援型農業）ほか、新たな農地継承の戦略を検討してほしい。



周囲に住宅が迫る中で営農が続けられている生産緑地＝東京都練馬区  
（朝日新聞）

## 4) 雨庭という解決策／東京五輪会場の海洋汚染問題継承する (2018 年 2 月)

## 雨庭という解決策 東京五輪会場の海洋汚染問題

「それは雨庭で万事解決しよう!」。東京オリンピック・パラリンピックのオープンウォーター・スイミングやトライアスロンの競技会場となるお台場海浜公園（港区）の海の水質検査で、大腸菌数が基準値の 20 倍以上など基準値を上回るバクテリアが検出されたという報道に接して、ひらめいた。競技団体である国際トライアスロン連合が懸念を示し、東京都は競技会場となる海に水中スクリーンを設置する実証実験や、下水処理施設の整備などの対策を進めるというが、筆者はアメリカ・シアトル市の雨庭プロジェクトを思いだした。



シアトル市が海洋汚染対策で推進する雨庭の例。ここへ雨樋の水が導かれる

写真のちょっと変わった庭はL I D（低環境負荷開発）の取り組みで、市が費用負担までして普及を図っている雨庭だ。芝生の庭に窪地を作って多様な植栽を施し、屋根からの雨樋の水を導き、砂利は小さな河原のようだ。雨樋から直接下水に排水するのではなく、各戸敷地での雨水一時貯留機能を期待している。各住戸の要望に配慮して施工されるから、街路はさながら雨庭展覧会だ。住民に聞いてみると、お庭がきれいになる費用を負担してくれる上に、汚染物質浄化機能も期待できて素晴らしい、とのこと。雨庭の汚染物質除去率は条件によって変動すると思われるが、アメリカ環境保護局は、リン 70~83 ㊦、金属（銅、鉛、鉛） 93~97 ㊦、窒素 68~80 ㊦、全蒸発残留物 90 ㊦、有機汚染物質 90 ㊦、細菌 90 ㊦の除去能力が期待できるとしている。

この雨庭プロジェクトが進んだのは、2003 年の大雨の時に、ピューージェット湾で産卵直前のギンザケが大量斃死した事件があったからだ。下水処理場の処理能力を超えた合流式下水道の水が未処理のまま海に流出したのである。汚染対策で大規模な分流式下水道や下水処理場を整備するよりも、こうした小規模分散システムがコストだけでなく、多機能性の点で優れていることが、雨庭やその一種の生態緑溝（植栽や砂利等で構成された排水溝）の普及を図る大きな動機となっている。

報道された東京都の担当者のコメントによると、お台場の汚染は「東京で 8 月に 21 日間連続で

雨が降った影響が出た」ため。雨水と汚水を一緒に流す合流式下水道のこの弱点に対して、この際、みんなで雨庭化プロジェクトを推進する、という解決策を提案したい。庭や公園はもちろん、青空駐車場も既存ビルも、雨庭化が可能なのである。東京都としては街路植樹帯の生態緑溝化を図って都市環境を改善する良い機会だ。

ニューヨーク市がハリケーン・サンディの時の浸水被害に懲りて、雨庭の整備や街路の生態緑溝化に乗り出したのも、洪水調節や水質浄化のみならず、生物生息環境保全、ヒートアイランド現象緩和や景観改善など、様々な機能が期待されるからだ。筆者の監修した京都学園大学京都太秦キャンパス雨庭や京都駅ビル緑水歩廊は、「環境・経済・社会」の諸問題の同時解決を目指したグリーンインフラの事例として、2017年度版「環境・循環型社会・生物多様性白書」で紹介された。

## IV. 資料

一般社団法人 日本公園緑地協会 研究顧問名簿

平成30年6月現在

	役 職 名
浅野 房世	東京農業大学農学部教授
池邊このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
石川 幹子	中央大学理工学部教授・東京大学名誉教授
勝野 武彦	日本大学名誉教授
金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
亀山 章	東京農工大学名誉教授
熊谷 洋一	東京大学名誉教授・兵庫県立淡路景観園芸学校名誉学長
小澤紀美子	東京学芸大学名誉教授
越澤 明	北海道大学名誉教授・(一財)住宅保証支援機構理事長
後藤 春彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
佐藤 信	元 東京大学大学院人文社会系研究科教授
島田 正文	日本大学生物資源科学部特任教授
下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
高梨 雅明	東京農業大学地域環境科学部客員教授
高良 倉吉	琉球大学名誉教授
田代 順孝	千葉大学名誉教授
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館館長・兵庫県立大学名誉教授
西谷 剛	元 國學院大學法科大学院教授
根本 敏則	敬愛大学経済学部教授・一橋大学名誉教授
平田富士男	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授
舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授
増田 昇	大阪府立大学研究推進機構特認教授
宮地 克昌	跡見学園女子大学非常勤講師
森本 幸裕	京都大学名誉教授
師岡 文男	上智大学文学部教授・(公財)日本レクリエーション協会理事
横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授

(五十音順 敬称略)

平成 29 年度 公園緑地研究所調査研究報告  
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2017

---

平成 30 年 6 月 7 日 初版発行

編集・発行 一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所  
〒101-0032

東京都千代田区岩本町3-9-13

岩本町寿共同ビル

電話 03-5833-8552

FAX 03-5833-8553